

資 料 編

【 資 料 集 】

【 様 式 集 】

資 料 集

目 次

1	条例等	1
■	資料 1-1 『寄居町防災会議条例』	1
■	資料 1-2 『寄居町防災会議に関する規程』	3
■	資料 1-3 『寄居町災害対策本部条例』	5
■	資料 1-4 『埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱』	6
■	資料 1-5 『埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱』	9
■	資料 1-6 『寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例』	11
■	資料 1-7 『寄居町災害見舞金支給条例』	15
2	情報収集・伝達	17
■	資料 2-1 防災行政無線受信局設置一覧表	17
■	資料 2-2 『確定報告記入要領』	19
■	資料 2-3 『災害用伝言ダイヤル（171）』	22
■	資料 2-4 『気象庁震度階級関連解説表』	25
■	資料 2-5 『災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針』	30
3	消防団・自主防災組織	32
■	資料 3-1 消防団員配置状況	32
■	資料 3-2 消防団消防車両保有状況	32
■	資料 3-3 自主防災組織一覧	33
4	水防・砂防	35
■	資料 4-1 山腹崩壊危険地区（農林水産省所管）	35
■	資料 4-2 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省所管）	36
■	資料 4-3 土石流危険溪流箇所（国土交通省所管）	37
■	資料 4-4 急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管）	38
■	資料 4-5 地すべり危険箇所（国土交通省所管）	40
■	資料 4-6 地すべり危険地区（農林水産省所管）	40
■	資料 4-7 地すべり防止区域（農林水産省所管）	40
■	資料 4-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（国土交通省所管）	40
■	資料 4-9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	41
5	医療	143
■	資料 5-1 病院・診療所一覧	143
■	資料 5-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧	144
■	資料 5-3 『トリアージ・タグ』	145
6	受援	146
■	資料 6-1 臨時ヘリポート指定地	146
■	資料 6-2 『埼玉県緊急消防援助隊受援計画』	147
7	協定等	157
■	資料 7-1 協定等一覧	157

■資料 7-2	『埼玉県防災ヘリコプター応援協定』	160
■資料 7-3	『災害時の相互応援に関する協定』	162
■資料 7-4	『災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定』	166
■資料 7-5	『大規模災害発生時における施設使用に関する協定』	168
■資料 7-6	『災害時における県立学校の使用に関する覚書』	169
■資料 7-7	『災害時の情報交換等に関する協定』	171
■資料 7-8	『姉妹都市災害時相互応援に関する協定』	172
■資料 7-9	『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書』	176
■資料 7-10	『災害時における救援物資提供に関する協定書』	179
■資料 7-11	『災害時における電気設備等の復旧に関する協定書』	181
■資料 7-12	『災害時における物資の輸送に関する協定書』	185
■資料 7-13	『災害時における生活物資の供給協力に関する協定』	189
■資料 7-14	『災害時における物資の供給に関する協定書』	191
■資料 7-15	『災害時における避難所等施設利用に関する協定書』	196
■資料 7-16	『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』	203
■資料 7-17	『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』	205
■資料 7-18	『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』	207
■資料 7-19	『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』	209
■資料 7-20	『災害時の医療救護活動に関する協定書』	211
■資料 7-21	『災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書』	221
■資料 7-22	『災害時の医療救護活動に関する協定書』	225
■資料 7-23	『災害時における避難所施設利用に関する協定書〔赤ちゃんレスキュー協定書〕』	235
■資料 7-24	『災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書』	241
■資料 7-25	『アマチュア無線による災害時応援協定書』	243
■資料 7-26	『災害時におけるLP ガス応急対応に関する協定書』	245
■資料 7-27	『災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書』	247
■資料 7-28	『災害時における地図製品等の供給等に関する協定書』	251
■資料 7-29	『災害時における物資供給に関する協定書』	258
■資料 7-30	『災害時における生活物資の供給協力に関する協定』	261
■資料 7-31	『災害に係る情報発信等に関する協定（案）』	266
■資料 7-32	『災害時における被災者支援に関する協定書』	268
■資料 7-33	『災害時における被災者等相談の実施に関する協定書』	271
■資料 7-34	『災害時等におけるバス（昇降リフト付き福祉バスを含む）利用に関する協定』	274
■資料 7-35	『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』	278
■資料 7-36	『寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書』	280
■資料 7-37	『災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書』	290
■資料 7-38	『災害時等における施設等の提供協力に関する協定書』	294
■資料 7-39	『災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書』	296
■資料 7-40	『災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書』	299
■資料 7-41	『災害時における燃料等の供給に関する協定書』	303
■資料 7-42	『大規模災害時における施設使用等に関する協定』	306
8	被災者支援	312
■資料 8-1	『埼玉県被災建築物応急危険度判定』	312
■資料 8-2	『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』	313

■資料 8-3	『応急仮設住宅設置要領』	318
■資料 8-4	『義援金配分委員会の設置について（事例）』	320
■資料 8-5	『仙台市災害義援金配分委員会設置要綱』	321
■資料 8-6	生活再建援護制度	323
■資料 8-7	農林業関係融資	332
■資料 8-8	中小企業関係融資	334
9	その他	335
■資料 9-1	『埼玉県災害ボランティア登録規約』	335
■資料 9-2	指定文化財一覧	338
■資料 9-3	『災害救助基準』	340
■資料 9-4	『緊急事態区分と措置』	345
■資料 9-5	『OIL と防護措置について』	347

1 条例等

■資料 1-1 『寄居町防災会議条例』

寄居町防災会議条例

昭和 38 年 8 月 6 日
条例第 207 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、寄居町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 寄居町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから、町長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 深谷市消防本部消防長及び寄居町消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第22号の2)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則(平成12年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

■資料 1-2 『寄居町防災会議に関する規程』

寄居町防災会議に関する規程

昭和 47 年 9 月 1 日
訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、寄居町防災会議条例(昭和 38 年寄居町条例第 207 号。以下「条例」という。)
第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第 3 条 会議は会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議案を告知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第 4 条 委員は、事故のため会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第 5 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければならない。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災会議の委員による処理)

第 6 条 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第 7 条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、防災対策主管課において処理する。

(公表等の方法)

第 9 条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表等は、寄居町公告式条例(昭和 30 年寄居町条例第 15 号)の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 31 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

■資料 1-3 『寄居町災害対策本部条例』

寄居町災害対策本部条例

昭和 38 年 8 月 6 日
条例第 208 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、寄居町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

■資料 1-4 『埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱』

埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

- (1) 判定の実施
- (2) 判定実施の決定
- (3) 判定実施本部の設置
- (4) 判定の実施に関する県との連絡調整等
- (5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
- (7) 県に対する支援要請
- (8) 判定の方法
- (9) 判定結果の表示
- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (11) 判定用資機材の調達、備蓄
- (12) その他必要な事項

2 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

3 知事は、市町村長からの要請に対し的確な支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事

項についてとりまとめておくものとする。

4 県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。

5 県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第4 判定の実施

市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものものとする。

第5 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。

判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第6 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第8 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第9 関連団体の協力

関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。

関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10 判定の方法及び判定結果の表示

判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。

判定を行なった被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第 11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第 12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第 13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第 14 その他

知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用を図れるよう努めるものとする。

彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。

県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(一社) マンション管理業協会	会長	平成 16 年 7 月 1 日

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

■資料 1-5 『埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱』

埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。
- 三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。
- 六「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

- 第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
 - 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
 - 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
 - 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の事前準備)

- 第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
 - 3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
- 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

■資料 1-6 『寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例』

寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 5 月 28 日

条例第 23 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、寄居町の区域内に住所を有した者を言う。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 孫
 - (5) 祖父母
- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼、流失を含む。)した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその居住の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 58 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 4 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附則(平成 31 年条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則(令和 2 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

■資料 1-7 『寄居町災害見舞金支給条例』

寄居町災害見舞金支給条例

昭和 58 年 10 月 14 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民が災害を受けたときに被災者又はその遺族に、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(災害の種類)

第 2 条 災害の種類は、次のとおりとする。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、雷雨、竜巻及び突風

(支給額)

第 3 条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。ただし、天災その他非常災害が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)及び寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年寄居町条例第 23 号)第 3 条及び第 9 条の適用を受けたときは支給額を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 死亡 300,000 円以内
- (2) 負傷 100,000 円以内
- (3) 建物の全壊 300,000 円以内
- (4) 建物の半壊 150,000 円以内

2 前項第 3 号及び第 4 号については、現に居住している建物に限るものとする。

3 被害の程度は、被害調査に基づき町長が判定するものとする。

(受給資格者)

第 4 条 見舞金等の受給資格者は、災害発生時に住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 弔慰金の受給範囲及び順位は、労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 42 条及び第 44 条の例による。

(届出及び支給)

第 5 条 第 3 条の規定による見舞金等の給付を受けようとするものは、別に定める様式に被災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から 30 日以内に町長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

3 災害見舞金を支給すべき条件が具備されたと認めるときは、町長は届出者に災害見舞金を支給しなければならない。

(給付の決定の取消し)

第 6 条 町長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

- (1) 故意に給付の事由を生ぜしめたとき。
- (2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(見舞金等の返還)

第7条 町長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 情報収集・伝達

■資料 2-1 防災行政無線受信局設置一覧表

防災行政無線受信局設置一覧表

No.	子局No.	子局通称	子局名称	住 所
1	0	Y O R I B A	旧役場跡	寄居町大字寄居 1232
2	1	中町	本町	〃 寄居 647-1
3	2	武町	武町・茅町	〃 寄居 538-1
4	3	六供	六供 1	〃 寄居 366-1
5	4	寄居町水道課（浄水場）	六供 2	〃 藤田 169-2
6	5	寄居保育所	常木 1	〃 寄居 1333-5
7	6	常木 1	常木 2	〃 寄居 1635
8	7	常木 2	菅原 1	〃 寄居 1729
9	8	菅原公会堂	菅原 2	〃 寄居 1538-2
10	9	本宿公会堂	本宿 1	〃 末野 1826-2
11	10	西部コミュニティセンター	西部公民館	〃 末野 1491
12	11	末野 2 区公会堂	末野 2	〃 末野 987-2
13	13	末野集落センター	末野 4	〃 末野 494
14	14	金尾 1	金尾 1	〃 金尾 182-1
15	15	金尾 2	金尾 2	〃 金尾 467
16	16	風布	風布	〃 風布 180-4
17	17	岩崎	岩崎 1	〃 桜沢 452
18	18	ふかや農業協同組合 寄居中央支店	岩崎 2	〃 桜沢 1110-1
19	19	中小前田 1	中小前田 1	〃 桜沢 2089-1
20	20	中小前田 2	中小前田 2	〃 桜沢 99
21	21	桜沢コミュニティセンター	桜沢	〃 桜沢 3821
22	22	山崎	山崎 2	〃 桜沢 2490
23	23	南飯塚集落センター	南飯塚	〃 桜沢 3598
24	24	上組公会堂	上組 1	〃 桜沢 4512-1
25	25	上組	上組 2（大正池）	〃 桜沢 4123
26	26	折原上郷	折原 1 区	〃 折原 800-1
27	27	折原下郷	折原 2 区	〃 折原 367-2
28	28	折原コミュニティセンター	農協折原支所	〃 立原 368
29	29	秋山	折原 3 区	〃 折原 2085-1
30	30	三品	折原 7 区-2	〃 西ノ入 162-2
31	31	平倉	折原 7 区-1	〃 西ノ入 502-3
32	32	栃谷	折原 9 区	〃 西ノ入 1874-1
33	33	五ノ坪集落センター	折原 10 区	〃 西ノ入 2870-5
34	34	木持	木持	〃 鉢形 2933-2
35	35	上の町公会堂	上の町	〃 鉢形 938-4

No.	子局No.	子局通称	子局名称	住 所
36	36	鉢形コミュニティセンター	鉢形農村文化センター	寄居町大字鉢形 1176
37	37	上の原	上の原 1	〃 鉢形 1289-1
38	38	上の原公会堂	上の原 2	〃 鉢形 1924
39	39	立ヶ瀬集会所	立ヶ瀬	〃 鉢形 466-1
40	40-1	露梨子	露梨子	〃 露梨子 314-2
41	40-2	保田原	露梨子	〃 保田原 104-1
42	41	三ヶ山	三ヶ山	〃 三ヶ山 32
43	42	保田原	保田原	〃 保田原 321
44	43	小園	小園	〃 小園 209
45	44	下郷公会堂	下郷 1	〃 富田 602-1
46	45	男衾小学校南	男衾出張所	〃 富田 32
47	46	塚越集落センター	塚越 1	〃 富田 1964-1
48	47	塚越	塚越 2	〃 富田 1376-1
49	48	伊勢原公会堂	伊勢原	〃 富田 1740-3
50	49	谷津公会堂	谷津	〃 富田 2401-1
51	50	中郷公会堂	中郷	〃 富田 2842-1
52	51	上郷 1	上郷 1	〃 富田 3685-1
53	52	上郷 2	上郷 2	〃 富田 3496-2
54	53	上郷 3	上郷 3	〃 富田 2931-22
55	54	赤浜 1	赤浜 1	〃 赤浜 788-1
56	55	赤浜公会堂	赤浜 2	〃 赤浜 723-1
57	56	赤浜 3	赤浜 3	〃 赤浜 633-4
58	57	赤浜 4	赤浜 4	〃 赤浜 2783
59	58	塚田集落センター	塚田	〃 赤浜 1974
60	59	牟礼公会堂	牟礼	〃 牟礼 400-3
61	60	今市 1	今市 1	〃 今市 771-1
62	61	今市 2	今市 2	〃 今市 477-1
63	62	鷹巣	鷹西	〃 鷹巣 355-1
64	63	用土農産物直売センター	用土 1 区 (直売センター)	〃 用土 831-4
65	64	用土 2 区公会堂	用土 2 区	〃 用土 1228-4
66	65	ふかや農業協同組合用土プラザ	農協用土支店	〃 用土 1793
67	66	用土 4 区公会堂	用土 4 区	〃 用土 1663-7
68	67	用土 6 区	用土 6 区	〃 用土 2704-1
69	68	用土 7 区公会堂南西	用土 7 区-1	〃 用土 5340
70	69	用土 8 区公会堂南	用土 8 区-1	〃 用土 2906
71	70	用土 10 区公会堂南	用土 10 区	〃 用土 3157-1
72	71	用土 11 区公会堂	用土 11 区	〃 用土 1920-1
73	72	用土 12 区	用土 12 区	〃 用土 3761-2
74	73	用土 8 区	用土 8 区-2	〃 用土 4736
75	74	用土 7 区	用土 7 区-2	〃 用土 5597-1
76	75	蔵田区	蔵田区	〃 富田 4066-86
77	76	ホンダ寄居工場	ホンダ寄居工場	〃 富田 2524

■資料 2-2 『確定報告記入要領』

確定報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

区 分	基 準
道路被害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋梁りょう」とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不可能になった程度の被害を受けたもの。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能になった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p>

区 分	基 準
	6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

■資料 2-3 『災害用伝言ダイヤル（171）』

災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

① 概要とご提供のしくみ

災害用伝言ダイヤルの概要及び提供の仕組みは以下のとおりです。

□ご利用できる電話

災害用伝言ダイヤルがご利用可能な電話は、加入電話、INS ネット*、公衆電話、ひかり電話*及び、災害時に NTT が避難所などに設置する災害時用公衆電話になります。携帯電話・PHS からも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。

※ INS ネット及び、ひかり電話でダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

□提供開始

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかにサービスを提供します。

※ 提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT が設定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等を通じて皆様にお知らせいたします。

□登録できる電話番号

被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

□伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積数

伝言録音時間：1 伝言あたり 30 秒以内

伝言保存期間：災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで（体験利用時は、体験利用期間終了まで）

伝言蓄積数：電話番号あたり 1～20 伝言（提供時にお知らせいたします）

※ 提供の開始、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT 東日本が設定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等を通じて皆様にお知らせいたします。

□伝言の消去

伝言をお預かりしてから災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了（体験利用時は、体験利用期間終了）した時点で消去します。

□災害用伝言板（web171）等との連携

本サービスと NTT 東西提供の「災害用伝言板（web171）」等との連携により、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認が可能です。

- ・本サービスに登録された伝言を「災害用伝言板（web171）」等で音声ファイルとして再生可能
- ・「災害用伝言板（web171）」等に登録された伝言（テキスト）を音声変換の上、本サービスで再生

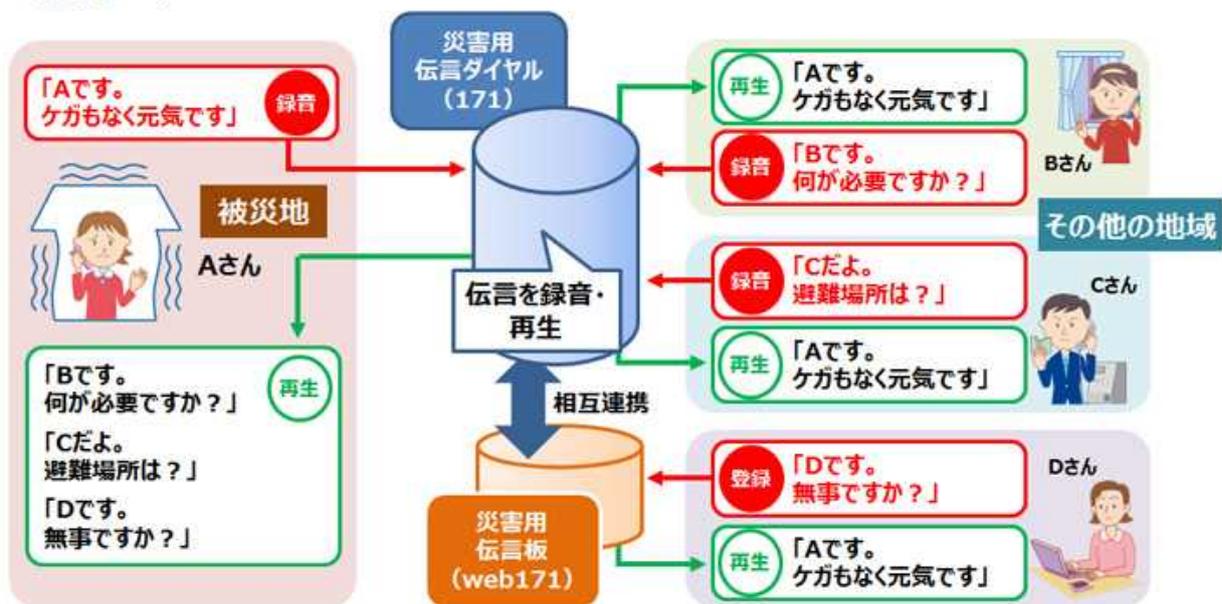
□ご利用料金

NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話や PHS から発信する場合、各通信事業者にお問い合わせください。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。

※ 避難所等に設置する災害時用公衆電話からのご利用は無料となります。

注：暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

ご利用イメージ



② 利用方法

災害用伝言ダイヤルの利用方法は以下のとおりです。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	171をダイヤル	1 7 1				
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。				
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)		
		1	3	2	4	
		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0 XXX XXX XXXXX				
伝言ダイヤルセンターに接続します。						
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。				
⑤	終了	自動で終話します。				

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

出典) NTT 東日本ホームページ

■資料 2-4 『気象庁震度階級関連解説表』

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動* による超高層 ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有 する施設の天井 等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

■資料 2-5 『災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針』

令和4年10月24日
埼玉県知事決裁

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながることから、国による統一指針が示されるまでの間に県内で災害が発生し、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるもの。
- (2) 安否不明者 当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者。
- (3) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (4) 死者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

「氏名等の公表が救出・救助活動等の効率化、円滑化に資する場合」、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	救出・救助活動等の効率化・円滑化	住民基本台帳の閲覧制限 ※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者 行方不明者	○	制限なし	同意 (例外：連絡が取れない場合等) ※2	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため
		制限あり	不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
死者	△	制限なし	同意	公表	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		制限あり	不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせずに公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名（フリガナ含む）、住所（大字まで）、年代

注1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

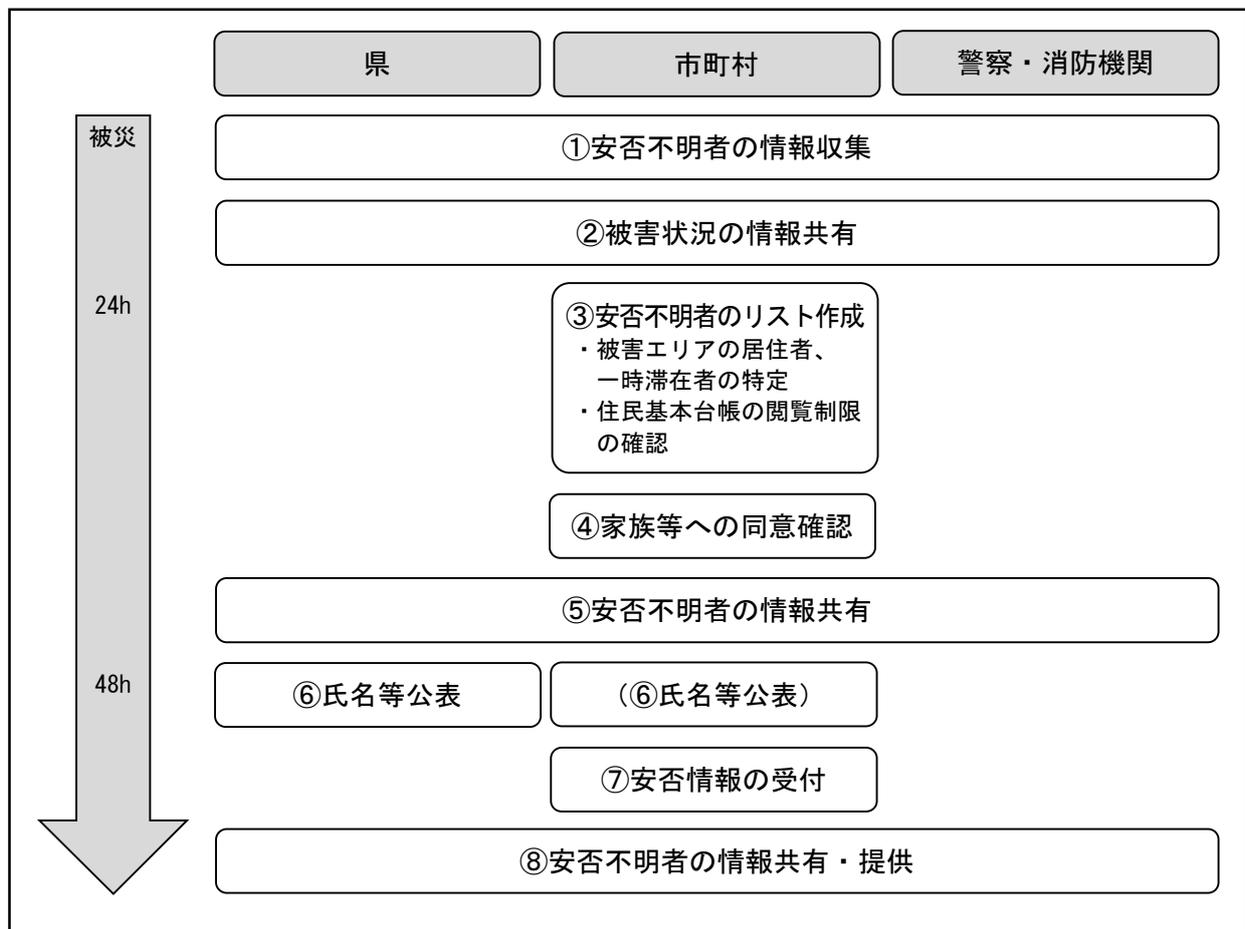
注2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

7 公表に係る役割分担

- | | |
|-------------|--|
| (1) 県 | 対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等 |
| (2) 市町村 | 安否不明者（行方不明者）のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、（対象者の氏名等の公表） 等 |
| (3) 警察・消防機関 | 県及び市町村との情報共有 等 |



8 その他

- (1) 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。
- (2) 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

3 消防団・自主防災組織

■資料 3-1 消防団員配置状況

消防団員配置状況

令和 5 年 4 月 1 日現在

階級	団名	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
	団本部	1	2					3
寄居町消防団	第 1 分団			1	1	2	16	20
	第 2 分団			1	1	2	16	20
	第 3 分団			1	1	2	15	19
	第 4 分団			1	1	2	15	19
	第 5 分団			1	1	4	22	28
	第 6 分団			1	1	2	16	20
	第 7 分団			1	1	2	13	17
	計	1	2	7	7	16	113	146

注 1) 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。(消防組織法第 15 条の 5)

分団名	担当区域
第 1 分団	大字寄居及び藤田の区域
第 2 分団	大字末野、金尾及び風布の区域
第 3 分団	大字折原、立原、秋山、三品及び西ノ入の区域
第 4 分団	大字鉢形、露梨子、保田原、小園及び三ヶ山の区域
第 5 分団	大字富田、赤浜、傘礼、今市、鷹巣及び西古里の区域
第 6 分団	大字用土の区域
第 7 分団	大字桜沢、及び武蔵野の区域

■資料 3-2 消防団消防車両保有状況

分団の車庫所在地及び消防車両配置状況

令和 5 年 4 月 1 日現在

分団名	所在地	構造・面積	配置車両	年式
第 1 分団	大字寄居 647-1	木造 2 階建 104.75 m ²	消防ポンプ自動車	R3
第 2 分団	大字末野 495-1	木造 2 階建 104.34 m ²	消防ポンプ自動車	H31
第 3 分団	大字折原 1810-1	木造 2 階建 106.27 m ²	消防ポンプ自動車	H30
第 4 分団	大字保田原 104-1	木造モルタル 2 階建 69.3 m ²	消防ポンプ自動車	H29
第 5 分団 1 部	大字赤浜 1445	鉄骨 2 階建 143.28 m ²	消防ポンプ自動車	H28
第 5 分団 2 部			消防ポンプ自動車	H21
第 6 分団	大字用土 1812-6	木造モルタル 2 階建 69.56 m ²	消防ポンプ自動車	R6
第 7 分団	大字桜沢 328-1	木造モルタル 2 階建 69.3 m ²	消防ポンプ自動車	R5

注) 消防車は 15 年を目途に買い替えている。

■資料 3-3 自主防災組織一覽

自主防災組織一覽

令和 5 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	設立年度
1	本町区自主防災組織	平成 9 年度
2	中町区自主防災組織	平成 9 年度
3	栄町区自主防災組織	平成 9 年度
4	武町区自主防災組織	平成 9 年度
5	茅町区自主防災組織	平成 10 年度
6	花町区自主防災組織	平成 10 年度
7	六供区自主防災組織	平成 9 年度
8	常木区自主防災組織	平成 14 年度
9	菅原区自主防災組織	平成 10 年度
10	本宿区自主防災組織	平成 14 年度
11	末野 2 区自主防災組織	平成 17 年度
12	末野 3 区自主防災組織	平成 17 年度
13	末野 4 区自主防災組織	平成 13 年度
14	金尾区自主防災組織	平成 10 年度
15	風布区自主防災組織	平成 18 年度
16	本村区自主防災組織	平成 9 年度
17	岩崎区自主防災組織	平成 9 年度
18	中小前田区自主防災組織	平成 9 年度
19	山崎区自主防災組織	平成 25 年度
20	南飯塚区自主防災組織	平成 9 年度
21	上組区自主防災組織	平成 9 年度
22	上郷区自主防災組織	平成 22 年度
23	折原下郷区自主防災組織	平成 24 年度
24	上平・下小路区自主防災組織	平成 24 年度
25	立原区自主防災組織	平成 24 年度
26	秋山区自主防災組織	平成 21 年度
27	三品区自主防災組織	平成 22 年度
28	平倉区自主防災組織	平成 9 年度
29	山居区自主防災組織	平成 9 年度
30	栃谷区自主防災組織	平成 9 年度
31	五ノ坪区自主防災組織	平成 9 年度
32	木持区自主防災組織	平成 20 年度
33	上の町区自主防災組織	平成 21 年度

No.	名 称	設立年度
34	内宿区自主防災組織	平成 10 年度
35	関山区自主防災組織	平成 23 年度
36	上の原区自主防災組織	平成 26 年度
37	立ヶ瀬区自主防災組織	平成 28 年度
38	露梨子区自主防災組織	平成 19 年度
39	三ヶ山区自主防災組織	平成 16 年度
40	保田原区自主防災組織	平成 21 年度
41	小園区自主防災組織	令和 2 年度
42	下郷区自主防災組織	平成 9 年度
43	塚越区自主防災組織	平成 12 年度
44	伊勢原区自主防災組織	平成 10 年度
45	谷津区自主防災組織	平成 11 年度
46	蔵田区自主防災組織	平成 22 年度
47	中郷区自主防災組織	平成 11 年度
48	上郷南区自主防災組織	平成 13 年度
49	上郷北区自主防災組織	平成 12 年度
50	赤浜区自主防災組織	平成 16 年度
51	塚田区自主防災組織	平成 15 年度
52	牟礼区自主防災組織	平成 18 年度
53	今市区自主防災組織	平成 22 年度
54	鷹ノ巣区自主防災組織	平成 23 年度
55	西古里区自主防災組織	平成 12 年度
56	用土 1 区自主防災組織	平成 11 年度
57	用土 2 区自主防災組織	平成 11 年度
58	用土 3 区自主防災組織	平成 11 年度
59	用土 4 区自主防災組織	平成 11 年度
60	用土 5 区自主防災組織	平成 11 年度
61	用土 6 区自主防災組織	平成 11 年度
62	用土 7 区自主防災組織	平成 11 年度
63	用土 8 区自主防災組織	平成 11 年度
64	用土 9 区自主防災組織	平成 11 年度
65	用土 10 区自主防災組織	平成 11 年度
66	用土 11 区自主防災組織	平成 11 年度
67	用土 12 区自主防災組織	平成 11 年度

4 水防・砂防

■資料 4-1 山腹崩壊危険地区（農林水産省所管）

整理番号	箇所名	位置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	小字	
1	常管	大里郡	寄居町	末野	常管	2
2	寺浦	大里郡	寄居町	末野	寺浦	2
3	上浦山	大里郡	寄居町	末野	浦山	2
4	大正寺	大里郡	寄居町	末野	大正寺山	2
5	屋敷入	大里郡	寄居町	末野	屋敷入	1
6	寒野山	大里郡	寄居町	末野	寒野山	6
7	下要害	大里郡	寄居町	金尾	要害山	1
8	上要害	大里郡	寄居町	金尾	要害山	3
9	馬平	大里郡	寄居町	金尾	馬平	5
10	土鍋	大里郡	寄居町	金尾	土鍋	3
11	小林山	大里郡	寄居町	金尾	小林山	4
12	向山	大里郡	寄居町	風布	向山	2
13	愛宿下	大里郡	寄居町	風布	愛宿下	4
14	沢	大里郡	寄居町	風布	沢	2
15	上高柿	大里郡	寄居町	金尾	高柿山	4
16	下小林山	大里郡	寄居町	金尾	小林山	2
17	中高柿	大里郡	寄居町	金尾	高柿山	1
18	下高柿	大里郡	寄居町	金尾	高柿山	3
19	上玉淀	大里郡	寄居町	金尾	高柿山	4
20	中玉淀	大里郡	寄居町	金尾	高柿山	7
21	下玉淀	大里郡	寄居町	金尾	高柿山	1
22	下浦山	大里郡	寄居町	末野	浦山	4
23	高根山	大里郡	寄居町	藤田	高根山	5
24	坂口	大里郡	寄居町	藤田	坂口	1
25	内野	大里郡	寄居町	桜沢	内野	1
26	坂	大里郡	寄居町	藤田	坂	1
27	片瀬	大里郡	寄居町	風布	片瀬	4
28	下組	大里郡	寄居町	風布	下組	1
29	滝の上	大里郡	寄居町	風布	滝の上	2
30	大上方	大里郡	寄居町	風布	大上方	1
31	下滝沢	大里郡	寄居町	風布	滝沢	3
32	上滝沢	大里郡	寄居町	風布	滝沢	2
33	扇沢	大里郡	寄居町	風布	扇沢山	1
34	下棚沢	大里郡	寄居町	風布	棚沢	2
35	上棚沢	大里郡	寄居町	風布	棚沢	2
36	上茨戸	大里郡	寄居町	風布	茨戸	1
37	下茨戸	大里郡	寄居町	風布	茨戸	1
38	大比羅	大里郡	寄居町	秋山	大比羅	1
39	山ノ神	大里郡	寄居町	秋山	山ノ神	1
40	かやの木	大里郡	寄居町	秋山	かやの木	2
41	西車山	大里郡	寄居町	三品	西車山	1
42	東車山	大里郡	寄居町	三品	東車山	1
43	高柳	大里郡	寄居町	西ノ入	高柳	1
44	茗荷沢	大里郡	寄居町	西ノ入	茗荷沢	1
45	馬子沢	大里郡	寄居町	西ノ入	馬子沢	2
46	入山	大里郡	寄居町	西ノ入	入山	1
47	金山	大里郡	寄居町	末野	金山	1
48	井戸沢	大里郡	寄居町	西ノ入	井戸沢	1
49	細田	大里郡	寄居町	西ノ入	細田	1
50	長吾	大里郡	寄居町	西ノ入	長吾	1
51	下六反田	大里郡	寄居町	富田	下六反田	1
52	東	大里郡	寄居町	牟礼	東	1
53	山越	大里郡	寄居町	今市	下越	1
54	富田	大里郡	寄居町	富田	北坊坂	1
55	鉢形山の神	大里郡	寄居町	鉢形	山の神	1

出典) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■資料 4-2 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省所管）

整理番号	箇所名	位置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	小字	
1	杉森	大里郡	寄居町	用土	杉森	0.7
2	馬騎内	大里郡	寄居町	桜沢	竹久保	1.1
3	李沢	大里郡	寄居町	桜沢	李沢	0.5
4	松葉	大里郡	寄居町	金尾	松葉	1.6
5	小林山	大里郡	寄居町	金尾	小林	1.3
6	違沢	大里郡	寄居町	風布	違沢	2.2
7	天地	大里郡	寄居町	風布	扇沢	0.6
8	堂性	大里郡	寄居町	風布	堂性	1.8
9	沢	大里郡	寄居町	風布	沢	1.2
10	芦多々端	大里郡	寄居町	折原	芦多々端	1.6
11	岩井道	大里郡	寄居町	折原	岩井道	1.5
12	大山	大里郡	寄居町	折原	大山	0.9
13	釜久保	大里郡	寄居町	秋山	釜久保	0.5
14	山神	大里郡	寄居町	秋山	山神	1.2
15	大比羅	大里郡	寄居町	秋山	大比羅	0.4
16	久々戸	大里郡	寄居町	折原	久々戸	0.1
17	大久保	大里郡	寄居町	折原	大久保	1.3
18	栃谷	大里郡	寄居町	西ノ沢	栃谷	1.4
19	深田谷津	大里郡	寄居町	桜沢	深田谷津	0.5
20	釜伏	大里郡	寄居町	風布	釜伏	3.6
21	秋山	大里郡	寄居町	秋山	山ノ神	0.1
22	小坂	大里郡	寄居町	秋山	小坂	0.1
23	秋山 2	大里郡	寄居町	秋山	山神	1.0

出典) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■資料 4-3 土石流危険渓流箇所（国土交通省所管）

整理番号	渓流番号	河川名	渓流名	渓流所在地	
1	408-I-001	牟礼沢 1	大里郡	寄居町	牟礼
2	408-I-002	富田沢 1	大里郡	寄居町	富田
3	408-I-003	鉢形沢	大里郡	寄居町	鉢形
4	408-I-004	前田入沢 1	大里郡	寄居町	西ノ入
5	408-I-005	三田入沢 1	大里郡	寄居町	西ノ入
6	408-I-006	西ノ入沢 1	大里郡	寄居町	西ノ入
7	408-I-007	西ノ入沢 2	大里郡	寄居町	西ノ入
8	408-I-008	秋山沢	大里郡	寄居町	秋山
9	408-I-009	日影沢	大里郡	寄居町	秋山
10	408-I-010	大山沢	大里郡	寄居町	折原
11	408-I-011	後山沢 1	大里郡	寄居町	風布
12	408-I-012	道永沢	大里郡	寄居町	金尾
13	408-I-013	笹原沢	大里郡	寄居町	金尾
14	408-I-014	井戸沢川	大里郡	寄居町	金尾
15	408-I-015	末野沢 1	大里郡	寄居町	末野
16	408-I-016	末野沢 2	大里郡	寄居町	末野
17	408-I-017	末野沢 3	大里郡	寄居町	末野
18	408-I-018	高根沢	大里郡	寄居町	藤田
19	408-I-019	谷の沢	大里郡	寄居町	寄居
20	408-I-020	李沢	大里郡	寄居町	桜沢
21	408-I-021	馬騎ノ内沢	大里郡	寄居町	桜沢
22	408-I-022	桜沢 3	大里郡	寄居町	桜沢
23	408-I-023	山の根沢	大里郡	寄居町	桜沢
24	408-I-024	南飯塚沢	大里郡	寄居町	桜沢
25	408-II-001	今市沢 1	大里郡	寄居町	今市
26	408-II-002	今市沢 2	大里郡	寄居町	今市
27	408-II-003	今市沢 3	大里郡	寄居町	今市
28	408-II-004	牟礼沢 2	大里郡	寄居町	牟礼
29	408-II-005	牟礼沢 3	大里郡	寄居町	牟礼
30	408-II-006	牟礼沢 4	大里郡	寄居町	牟礼
31	408-II-007	牟礼沢 5	大里郡	寄居町	牟礼
32	408-II-008	富田沢 2	大里郡	寄居町	富田
33	408-II-009	富田沢 4	大里郡	寄居町	富田
34	408-II-010	富田沢 5	大里郡	寄居町	富田
35	408-II-011	谷津沢 1	大里郡	寄居町	富田
36	408-II-012	谷津沢 2	大里郡	寄居町	富田
37	408-II-013	谷津沢 3	大里郡	寄居町	富田
38	408-II-014	谷津沢 4	大里郡	寄居町	富田
39	408-II-015	五の坪沢	大里郡	寄居町	西ノ入
40	408-II-016	前田入沢 2	大里郡	寄居町	西ノ入
41	408-II-017	三田入沢 2	大里郡	寄居町	西ノ入
42	408-II-018	栃谷沢	大里郡	寄居町	西ノ入
43	408-II-019	山居沢 1	大里郡	寄居町	西ノ入
44	408-II-020	山居沢 2	大里郡	寄居町	西ノ入
45	408-II-021	三品沢	大里郡	寄居町	三品
46	408-II-022	車山沢	大里郡	寄居町	三品
47	408-II-023	入山沼沢	大里郡	寄居町	秋山
48	408-II-024	荒谷川	大里郡	寄居町	折原
49	408-II-025	後山沢 2	大里郡	寄居町	風布
50	408-II-026	桜沢 1	大里郡	寄居町	桜沢
51	408-II-027	桜沢 2	大里郡	寄居町	桜沢
52	408-II-028	深田谷津沢	大里郡	寄居町	桜沢
53	408-II-029	桜沢 4	大里郡	寄居町	桜沢
54	408-J-001	富田沢 3	大里郡	寄居町	富田

資料) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■資料 4-4 急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管）

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地(市町村名 大字 小字)			自然/人口
1	11108-I-0007	波久礼	寄居町	末野	波久礼	自然
2	11108-I-0008	円良田湖	寄居町	末野	円良田湖	自然
3	11108-I-0009	末野	寄居町	末野	末野	自然
4	11108-I-0010	元宿	寄居町	末野	元宿	自然
5	11108-I-0011	元宿	寄居町	末野	元宿	自然
6	11108-I-0012	元宿	寄居町	末野	元宿	自然
7	11108-I-0013	常木	寄居町	寄居	常木	人工
8	11108-I-0014	上組	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
9	11108-I-0015	山崎	寄居町	桜沢	山崎	自然
10	11108-I-0016	六供玉淀	寄居町	寄居	玉淀	自然
11	11108-I-0017	岩崎	寄居町	桜沢	岩崎	自然
12	11108-I-0018	上郷	寄居町	折原	上郷	自然
13	11108-I-0019	山居	寄居町	折原	山居	自然
14	11108-I-0020	五ノ坪	寄居町	西ノ入	五ノ坪	自然
15	11108-I-0021	上の町	寄居町	鉢形	上の町	自然
16	11108-I-0022	上の町	寄居町	鉢形	上の町	自然
17	11108-I-0023	関山	寄居町	鉢形	関山	自然
18	11108-I-0024	立ヶ瀬	寄居町	鉢形	立ヶ瀬	自然
19	11108-I-0025	保田原	寄居町	保田原	保田原	自然
20	11108-I-0026	保田原	寄居町	保田原	保田原	自然
21	11108-I-0027	露梨子	寄居町	露梨子	—	自然
22	11108-I-0028	小園	寄居町	小園	—	自然
23	11108-I-0029	赤浜	寄居町	富田	赤浜	自然
24	11108-I-0030	新町	寄居町	富田	新町	自然
25	11108-I-0031	六供	寄居町	寄居	六供	自然
26	11108-I-0032	滝ノ上	寄居町	桜沢	滝ノ上	自然
27	11108-I-0033	深田谷津-3	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
28	11108-I-0034	秋山	寄居町	秋山	小坂	自然
29	11108-I-0035	風布-1	寄居町	風布	風布	自然
30	11108-I-0036	風布-2	寄居町	風布	風布	自然
31	11108-I-0037	風布-6	寄居町	風布	風布	自然
32	11108-I-0038	平倉	寄居町	鉢形	平倉	自然
33	11108-I-0039	元宿-2	寄居町	末野	元宿	自然
34	11108-I-0040	宿	寄居町	末野	宿	人工
35	11108-I-0041	波久礼-1	寄居町	末野	波久礼	自然
36	11108-II-0048	秋山	寄居町	秋山	秋山	自然
37	11108-II-0049	下郷	寄居町	折原	下郷	自然
38	11108-II-0050	栃谷	寄居町	西ノ入	栃谷	自然
39	11108-II-0051	小園	寄居町	小園	—	自然
40	11108-II-0052	寄居 580	寄居町	寄居 580	寄居	自然
41	11108-II-0053	小林	寄居町	金屋	小林	自然
42	11108-II-0054	金尾	寄居町	金尾	金尾	自然
43	11108-II-0055	小林	寄居町	金尾	小林	自然
44	11108-II-0056	深田谷津-1	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
45	11108-II-0057	深田谷津-2	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
46	11108-II-0058	三品-1	寄居町	三品	山崎	自然
47	11108-II-0059	三品-2	寄居町	三品	山崎	自然
48	11108-II-0060	三品-3	寄居町	三品	山崎	自然
49	11108-II-0061	三品-4	寄居町	三品	山崎	自然
50	11108-II-0062	三品-5	寄居町	三品	山崎	自然
51	11108-II-0063	三品-6	寄居町	三品	山崎	自然
52	11108-II-0064	西ノ入	寄居町	西ノ入	山居	人工
53	11108-II-0065	五ノ坪	寄居町	西ノ入	五ノ坪	自然
54	11108-II-0066	栃谷	寄居町	西ノ入	栃谷	自然
55	11108-II-0067	下郷-1	寄居町	折原	下郷	自然
56	11108-II-0068	下郷-2	寄居町	折原	下郷	自然

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地(市町村名 大字 小字)			自然/人口
57	11108-II-0069	上郷-1	寄居町	折原	上郷	自然
58	11108-II-0070	上郷-2	寄居町	折原	上郷	自然
59	11108-II-0071	風布	寄居町	風布	坂	自然
60	11108-II-0072	釜伏	寄居町	風布	釜伏	自然
61	11108-II-0073	風布-4	寄居町	風布	風布	自然
62	11108-II-0074	風布-5	寄居町	風布	風布	自然
63	11108-II-0075	風布-7	寄居町	風布	風布	人工
64	11108-II-0076	元宿-1	寄居町	末野	元宿	自然
65	11108-II-0077	元宿-3	寄居町	末野	元宿	自然
66	11108-II-0078	波久礼-2	寄居町	末野	波久礼	自然
67	11108-III-0101	谷津	寄居町	用土	谷津	自然
68	11108-III-0102	風布-3	寄居町	風布	風布	人工
69	11108-III-0103	牟礼	寄居町	牟礼	牟礼	自然
70	11108-III-0104		寄居町	三品		自然
71	11108-III-0105	寄居 722 外	寄居町	寄居 722 外		自然
72	11108-III-0106	玉淀	寄居町	寄居	玉淀	自然
73	11108-III-0107	正喜橋	寄居町	寄居	正喜橋	自然
74	11108-III-0108	中小前田	寄居町	寄居	中小前田	人工
75	11108-III-0109	金尾-1	寄居町	金尾	金尾	自然
76	11108-III-0110	金尾-2	寄居町	金尾	金尾	自然
77	11108-III-0111	三品	寄居町	三品		自然
78	11108-III-0112	山居-1	寄居町	山入	山居	自然
79	11108-III-0113	山居-2	寄居町	山入	山居	自然
80	11108-III-0114	柿平-1	寄居町	西ノ入	柿平	自然
81	11108-III-0115	柿平-2	寄居町	西ノ入	柿平	自然
82	11108-III-0116	山居	寄居町	西ノ入	山居	自然
83	11108-III-0117	栃谷	寄居町	西ノ入	栃谷	自然
84	11108-III-0118	赤浜-1	寄居町	赤浜	赤浜	自然
85	11108-III-0119	赤浜-2	寄居町	赤浜	赤浜	自然
86	11108-III-0120	上郷-1	寄居町	折原	上郷	自然
87	11108-III-0121	上郷-2	寄居町	折原	上郷	自然
88	11108-III-0122	上郷-3	寄居町	折原	上郷	人工
89	11108-III-0123	鉢形	寄居町	鉢形		自然
90	11108-III-0124	富田-1	寄居町	富田		自然
91	11108-III-0125	富田-2	寄居町	富田		自然
92	11108-III-0126	富田-3	寄居町	富田		自然
93	11108-III-0127	富田-4	寄居町	富田		自然
94	11108-III-0128	扇沢	寄居町	風布	扇沢	自然
95	11108-III-0129	風布-1	寄居町	風布	風布	自然
96	11108-III-0130	風布-2	寄居町	風布	風布	人工
97	11108-III-0131	風布-3	寄居町	風布	風布	自然
98	11108-III-0132	風布-4	寄居町	風布	風布	自然
99	11108-III-0133	保田原	寄居町	保田原		自然
100	11108-III-0134	宿-1	寄居町	末野	宿	自然
101	11108-III-0135	宿-2	寄居町	末野	宿	自然
102	11108-III-0136	牟礼-1	寄居町	牟礼		自然
103	11108-III-0137	牟礼-2	寄居町	牟礼		自然
104	11108-III-0138	牟礼-3	寄居町	牟礼		人工
105	11108-III-0139	谷津	寄居町	用土	谷津	自然
106	11108-III-0140	露梨子	寄居町	露梨子		自然

資料) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■資料 4-5 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

整理番号	区域名	所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	指定 年月日	備考
1	金尾 かなお	大里郡寄居町大字金尾	19.1	27	町道 800m		○
2	末野 すえの	大里郡寄居町大字末野	10.0	5	保養所 1 養護学校 1		○
3	秋山 あきやま	大里郡寄居町大字秋山	29.7	8	町道 1,600m		
4	立原 たてはら	大里郡寄居町大字立原	12.2	6	町道 200m		
5	風布 ふうぶ	大里郡寄居町大字風布	10.9	—	—		

注 1) ○印は地すべり防止区域指定済箇所

資料) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■資料 4-6 地すべり危険地区（農林水産省所管）

整理番号	箇所名	位置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	小字	
1	中組	大里郡	寄居町	風布	中組	6.0
2	扇沢	大里郡	寄居町	風布	扇沢	4.0
3	大山	大里郡	寄居町	折原	大山	4.0
4	小坂	大里郡	寄居町	秋山	小坂	3.0
5	三品	大里郡	寄居町	三品	猪倉	17.0
6	小林	大里郡	寄居町	金尾	小林	8.0
7	堂性	大里郡	寄居町	風布	堂性	6.0
8	久々戸山	大里郡	寄居町	折原	久々戸山	33.0
9	後山	大里郡	寄居町	西ノ入	後山	1.0

出典) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■資料 4-7 地すべり防止区域（農林水産省所管）

番号	防止 区域名	所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防止施設		指定年月日	備考
						工種	内容		
1	三品	大里郡寄居町大字三品	12.53	4	道路 400m	床固工 排水工 杭打工	水路 暗渠	昭和 37.10.11	未施工

出典) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■資料 4-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（国土交通省所管）

令和 3 年 12 月末現在

番号	区域名	所在地			指定面積 (ha)	告示番号	指定年月日
		群・市	町・村	大字			
1	六供玉淀	大里郡	寄居町	寄居	4.97	埼玉県告示第 467 号	S52.4.5
2	関山	大里郡	寄居町	鉢形	2.41	埼玉県告示第 467 号	S52.4.5
3	露梨子	大里郡	寄居町	露梨子・鉢形	0.85	埼玉県告示第 1329 号	S53.9.8
						埼玉県告示第 1553 号	H18.9.5
4	常木	大里郡	寄居町	寄居	0.84	埼玉県告示第 245 号	H5.2.26

出典) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■資料 4-9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

土砂災害警戒区域等の指定箇所（警戒区域 193 箇所、特別警戒区域 168 箇所／急傾斜地の崩壊 123 箇所、土石流 66 箇所、地すべり 4 箇所）

番号	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	H18.12.26	上の町	大里郡寄居町大字鉢形地内	○	○	急傾斜地の崩壊
2	H18.12.26	関山	大里郡寄居町大字鉢形地内	○	○	急傾斜地の崩壊
3	H18.12.26	富田沢1	大里郡寄居町大字牟礼地内	○	○	土石流
4	H18.12.26	富田沢1左1	大里郡寄居町大字富田、牟礼地内	○	○	土石流
5	H18.12.26	富田沢1左2	大里郡寄居町大字富田、牟礼地内	○	○	土石流
6	H18.12.26	富田沢1左3	大里郡寄居町大字富田地内	○	○	土石流
7	H21.3.27	道永沢	大里郡寄居町大字金尾地内	○		土石流
8	H21.3.27	道永沢右1	大里郡寄居町大字金尾地内	○		土石流
9	H21.3.27	笹原沢	大里郡寄居町大字金尾地内	○	○	土石流
10	H21.3.27	井戸沢川	大里郡寄居町大字金尾地内	○	○	土石流
11	H21.3.27	末野沢1	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	土石流
12	H21.3.27	末野沢2	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	土石流
13	H21.3.27	末野沢3	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	土石流
14	H21.3.27	高根沢	大里郡寄居町大字藤田、寄居地内	○		土石流
15	H21.3.27	谷の沢	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	土石流
16	H21.3.27	李沢	大里郡寄居町大字桜沢地内	○		土石流
17	H21.3.27	馬騎ノ内沢	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	土石流
18	H21.3.27	三品沢	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	土石流
19	H21.3.27	車山沢	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	土石流
20	H21.3.27	円良田湖	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
21	H21.3.27	末野	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
22	H21.3.27	元宿1	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
23	H21.3.27	元宿2	大里郡寄居町大字末野、藤田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
24	H21.3.27	元宿3	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
25	H21.3.27	上組	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
26	H21.3.27	六供玉淀	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	急傾斜地の崩壊
27	H21.3.27	岩崎	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
28	H21.3.27	六供左斜面	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	急傾斜地の崩壊
29	H21.3.27	六供右斜面	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	急傾斜地の崩壊
30	H21.3.27	滝ノ上	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
31	H21.3.27	深田谷津	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
32	H21.3.27	元宿-2	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
33	H21.3.27	三品-1	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
34	H21.3.27	三品-2	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
35	H21.3.27	三品-3	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
36	H21.3.27	三品-4	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
37	H21.3.27	三品-5	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
38	H21.3.27	三品-6	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
39	H24.2.7	後山沢1	大里郡寄居町大字風布	○	○	土石流
40	H24.2.7	風布-1	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
41	H24.2.7	風布-6	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
42	H24.2.7	風布	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
43	H24.2.7	釜伏	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
44	H24.2.7	風布-4	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
45	H24.2.7	風布-5	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
46	H24.2.7	風布-7	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
47	H24.2.7	風布-2	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
48	H24.2.7	風布-3	大里郡寄居町大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊
49	H25.12.3	前田入沢1	寄居町西ノ入	○		土石流
50	H25.12.3	三田入沢1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
51	H25.12.3	五の坪沢	寄居町西ノ入	○	○	土石流
52	H25.12.3	前田入沢2-1	寄居町西ノ入	○	○	土石流

4 水防・砂防

番号	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
53	H25.12.3	前田入沢 2-2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
54	H25.12.3	三田入沢 2	寄居町西ノ入	○		土石流
55	H25.12.3	五ノ坪(右)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
56	H25.12.3	五ノ坪(左)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
57	H25.12.3	五ノ坪	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
58	H25.12.3	柿平 2-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
59	H26.5.30	栃谷沢	寄居町西ノ入	○	○	土石流
60	H26.5.30	山井沢-1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
61	H26.5.30	山井沢-2	寄居町西ノ入	○		土石流
62	H26.5.30	山居(右)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
63	H26.5.30	山居	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
64	H26.5.30	山居(左)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
65	H26.5.30	栃谷-3	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
66	H26.5.30	西ノ入-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
67	H26.5.30	西ノ入-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
68	H26.5.30	栃谷	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
69	H26.5.30	山居-6	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
70	H26.5.30	山居-7	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
71	H26.5.30	柿平-2-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
72	H26.5.30	山居-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
73	H26.5.30	山居-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
74	H26.5.30	山居-3	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
75	H26.5.30	山居-4	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
76	H26.5.30	山居-5	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
77	H26.5.30	栃谷-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
78	H26.5.30	栃谷-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
79	H26.5.30	立ヶ瀬	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
80	H26.5.30	保田原-1	寄居町保田原	○	○	急傾斜地の崩壊
81	H26.5.30	保田原-2	寄居町保田原	○	○	急傾斜地の崩壊
82	H26.5.30	露梨子-2	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
83	H27.4.7	牟礼沢 1	寄居町牟礼	○		土石流
84	H27.4.7	牟礼沢 2	寄居町牟礼	○	○	土石流
85	H27.4.7	牟礼沢 3	寄居町牟礼	○		土石流
86	H27.4.7	牟礼沢 4	寄居町牟礼	○	○	土石流
87	H27.4.7	牟礼沢 5-1	寄居町牟礼	○	○	土石流
88	H27.4.7	牟礼沢 5-2	寄居町牟礼	○	○	土石流
89	H27.4.7	富田沢 2	寄居町富田	○	○	土石流
90	H27.4.7	谷津沢 1-1	寄居町富田	○	○	土石流
91	H27.4.7	谷津沢 1-2	寄居町富田	○	○	土石流
92	H27.4.7	谷津沢 2-1	寄居町富田	○		土石流
93	H27.4.7	谷津沢 2-2	寄居町富田	○	○	土石流
94	H27.4.7	谷津沢 3	寄居町富田	○	○	土石流
95	H27.4.7	谷津沢 4	寄居町富田	○	○	土石流
96	H27.4.7	今市沢 1	寄居町今市	○	○	土石流
97	H27.4.7	今市沢 2-1	寄居町今市	○		土石流
98	H27.4.7	今市沢 2-2	寄居町今市	○	○	土石流
99	H27.4.7	今市沢 3	寄居町今市	○	○	土石流
100	H27.4.7	赤浜	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
101	H27.4.7	新町	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
102	H27.4.7	赤浜-1-1	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
103	H27.4.7	赤浜-1-2	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
104	H27.4.7	赤浜-1-3	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
105	H27.4.7	赤浜-1-4	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
106	H27.4.7	赤浜-2-1	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
107	H27.4.7	赤浜-2-2	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
108	H27.4.7	牟礼-1-1	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
109	H27.4.7	牟礼-1-2	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
110	H27.4.7	牟礼-1-3	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
111	H27.4.7	牟礼-2	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊

番号	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
112	H27. 4. 7	牟礼-3	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
113	H27. 4. 7	牟礼	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
114	H27. 4. 7	富田-1	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
115	H27. 4. 7	富田-2	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
116	H28. 3. 29	後山沢 2	寄居町風布	○	○	土石流
117	H28. 3. 29	風布- 2	寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
118	H28. 3. 29	宿	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
119	H28. 3. 29	小林	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
120	H28. 3. 29	金尾 1	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
121	H28. 3. 29	金尾 2	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
122	H28. 3. 29	小林- 1	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
123	H28. 3. 29	小林- 2	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
124	H28. 3. 29	元宿- 1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
125	H28. 3. 29	元宿- 1- 1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
126	H28. 3. 29	元宿- 3	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
127	H28. 3. 29	金尾- 1	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
128	H28. 3. 29	金尾- 2	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
129	H28. 3. 29	宿- 1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
130	H28. 3. 29	宿- 2	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
131	H28. 3. 29	金尾	寄居町金尾	○		地すべり
132	H28. 3. 29	末野	寄居町末野	○		地すべり
133	H28. 3. 29	風布	寄居町風布	○		地すべり
134	H28. 10. 11	秋山-1	寄居町秋山	○		急傾斜地の崩壊
135	H28. 10. 11	秋山-2	寄居町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
136	H28. 10. 11	秋山	寄居町秋山	○		地滑り
137	H28. 10. 11	土井ノ沢川	寄居町秋山	○	○	土石流
138	H28. 10. 11	秋山沢_2	寄居町秋山	○	○	土石流
139	H28. 10. 11	日影沢_1	寄居町秋山	○		土石流
140	H28. 10. 11	日影沢_2	寄居町秋山	○	○	土石流
141	H28. 10. 11	秋山沢_1	寄居町秋山	○	○	土石流
142	H28. 10. 11	荒谷川 1	寄居町折原	○		土石流
143	H28. 10. 11	荒谷川 2	寄居町折原	○	○	土石流
144	H28. 10. 11	大山沢	寄居町折原	○	○	土石流
145	H28. 10. 11	下郷	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
146	H28. 10. 11	下郷-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
147	H28. 10. 11	下郷-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
148	H28. 10. 11	上郷	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
149	H28. 10. 11	上郷-1 (Ⅱ)	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
150	H28. 10. 11	上郷-1 (Ⅲ)	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
151	H28. 10. 11	上郷-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
152	H28. 10. 11	上郷-2-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
153	H28. 10. 11	上郷-2-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
154	H28. 10. 11	上郷-3-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
155	H28. 10. 11	上郷-3-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
156	H28. 10. 11	平倉	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
157	H28. 10. 11	西ノ入沢 1_1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
158	H28. 10. 11	西ノ入沢 1_2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
159	H28. 10. 11	西ノ入沢 2	寄居町西ノ入	○		土石流
160	H28. 10. 11	三品	寄居町三品	○	○	急傾斜地の崩壊
161	H28. 10. 11	三品-7	寄居町三品	○	○	急傾斜地の崩壊
162	H28. 10. 11	桜沢 3-1	寄居町秋山	○	○	土石流
163	H28. 10. 11	桜沢 3-2	寄居町秋山	○		土石流
164	H28. 10. 11	南飯塚沢	寄居町秋山	○		土石流
165	H28. 10. 11	桜沢 4-1	寄居町秋山	○	○	土石流
166	H28. 10. 11	桜沢 4-2	寄居町秋山	○		土石流
167	H28. 10. 11	山の根沢	寄居町秋山	○		土石流
168	H28. 10. 11	桜沢 2	寄居町秋山	○		土石流
169	H28. 10. 11	深田谷津-2	寄居町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
170	H28. 10. 11	深田谷津沢	寄居町折原	○	○	土石流

4 水防・砂防

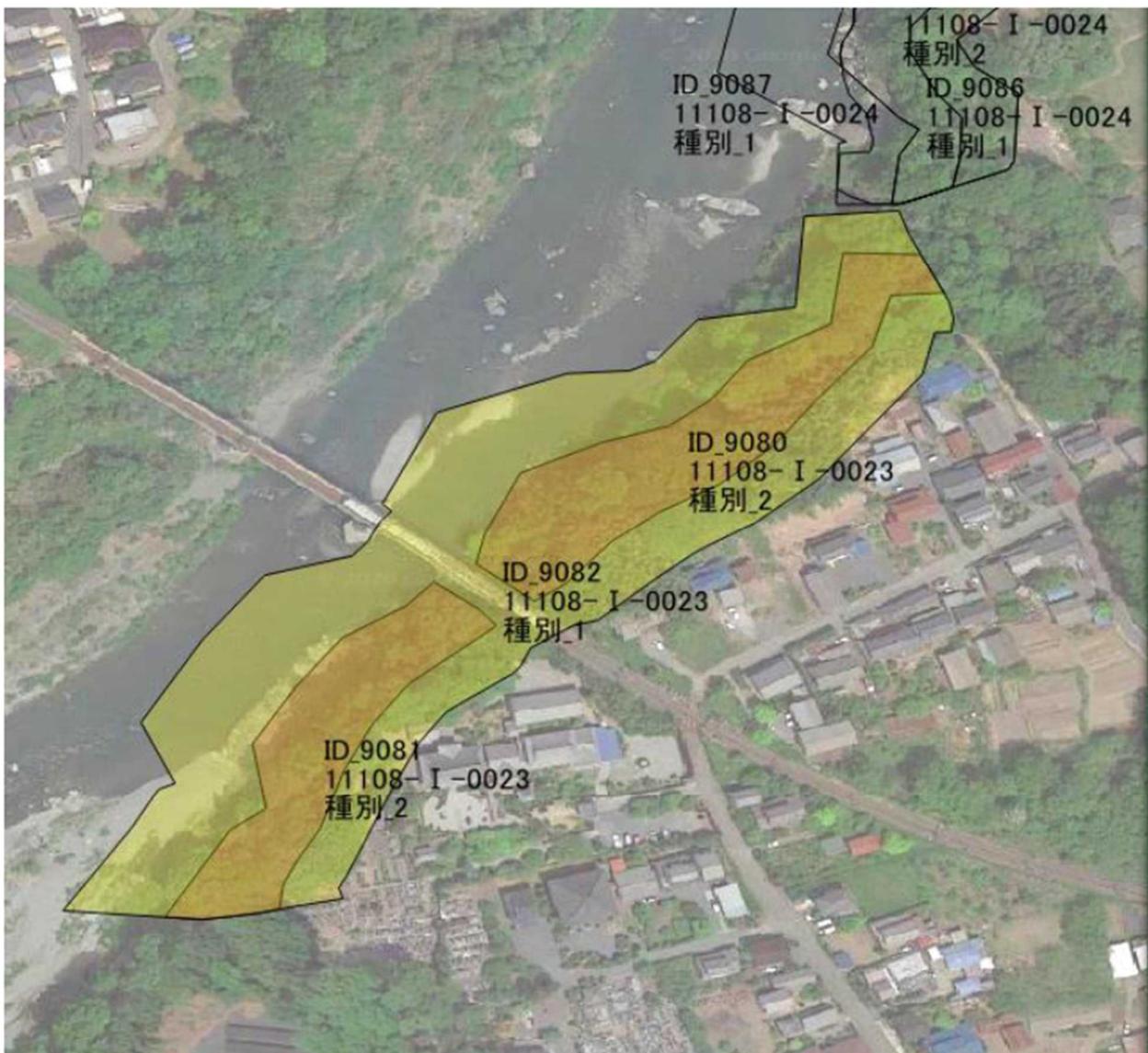
番号	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
171	H28. 10. 11	深田谷津-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
172	H28. 10. 11	桜沢 1	寄居町折原	○	○	土石流
173	H28. 10. 11	中小前田	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
174	H28. 10. 11	玉淀-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
175	H28. 10. 11	玉淀-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
176	H28. 10. 11	谷津-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
177	H28. 10. 11	谷津-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
178	H28. 12. 27	小園	寄居町小園	○	○	急傾斜地の崩壊
179	H28. 12. 27	小園 1	寄居町小園	○	○	急傾斜地の崩壊
180	H28. 12. 27	露梨子-3	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
181	H28. 12. 27	露梨子-2	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
182	H28. 12. 27	露梨子-1	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
183	H28. 12. 27	上の町	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
184	H28. 12. 27	鉢形沢	寄居町鉢形	○	○	土石流
185	H28. 12. 27	保田原	寄居町保田原	○	○	急傾斜地の崩壊
186	H28. 12. 27	寄居 580	寄居町寄居	○	○	急傾斜地の崩壊
187	H28. 12. 27	正喜橋	寄居町寄居	○	○	急傾斜地の崩壊
188	H29. 4. 7	波久礼	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
189	H29. 4. 7	波久礼-1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
190	H29. 4. 7	常木	寄居町寄居	○	○	急傾斜地の崩壊
191	H29. 4. 7	山崎	寄居町桜沢	○	○	急傾斜地の崩壊
192	H29. 4. 7	露梨子	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
193	H29. 4. 7	鉢形	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊

資料)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和5年3月、埼玉県防災会議

1 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上の町：急傾斜地の崩壊）



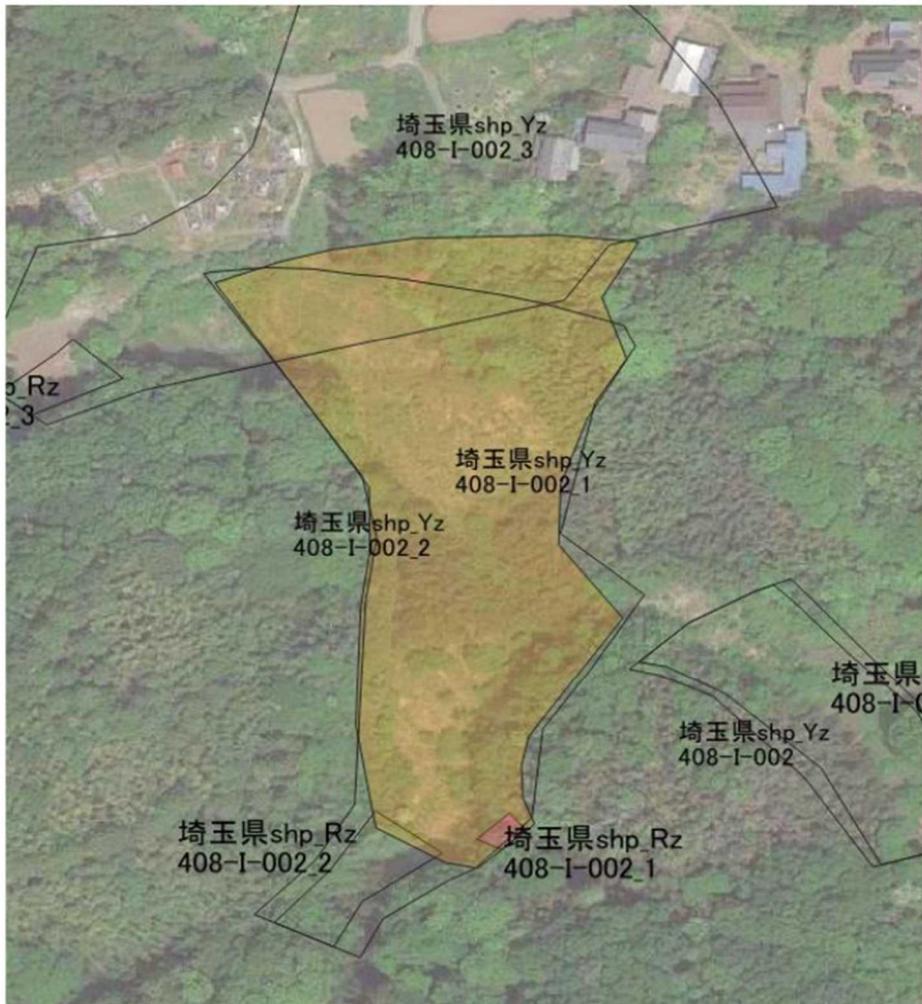
2 土砂災害警戒区域等の指定箇所（関山：急傾斜地の崩壊）



3 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田沢 1：土石流）



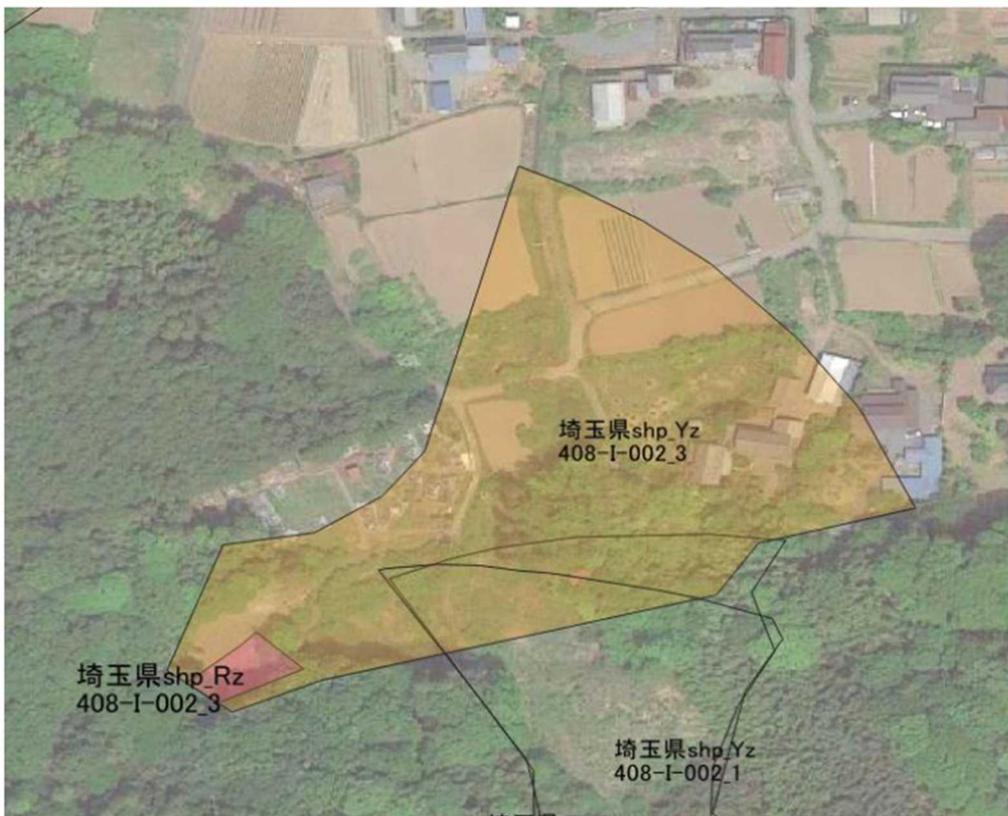
4 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田沢 1 左 1：土石流）



5 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田沢1左2：土石流）



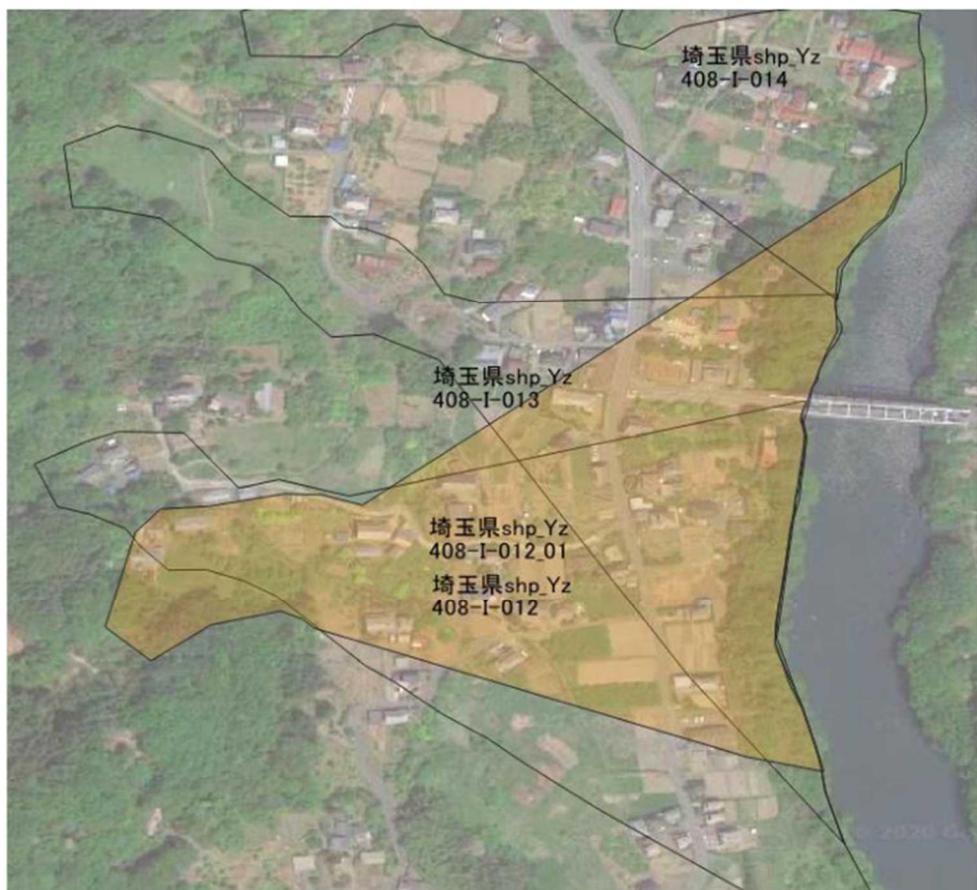
6 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田沢1左3：土石流）



7 土砂災害警戒区域等の指定箇所（道永沢：土石流）



8 土砂災害警戒区域等の指定箇所（道永沢右1：土石流）



9 土砂災害警戒区域等の指定箇所（笹原沢：土石流）



10 土砂災害警戒区域等の指定箇所（井戸沢川：土石流）



11 土砂災害警戒区域等の指定箇所（末野沢1：土石流）



12 土砂災害警戒区域等の指定箇所（末野沢2：土石流）



13 土砂災害警戒区域等の指定箇所（末野沢3：土石流）



14 土砂災害警戒区域等の指定箇所（高根沢：土石流）



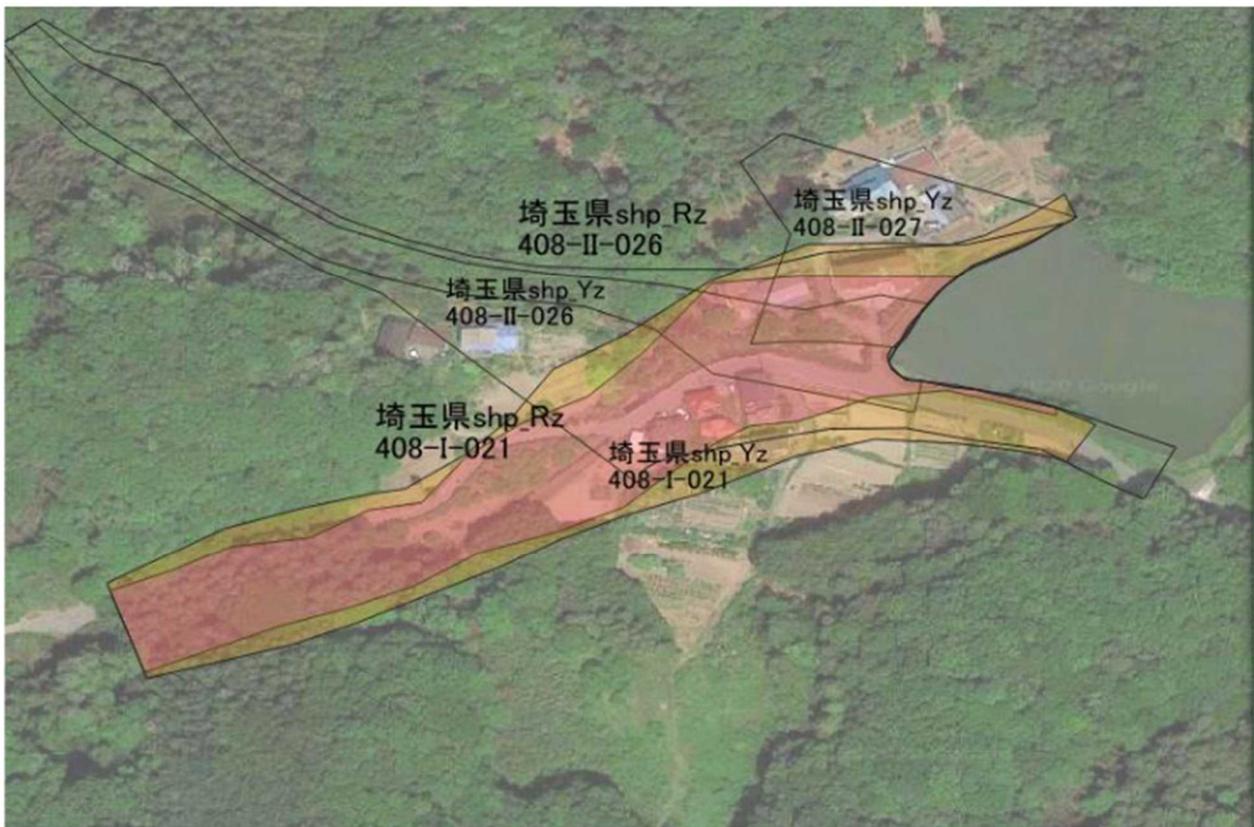
15 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷の沢：土石流）



16 土砂災害警戒区域等の指定箇所（李沢：土石流）



17 土砂災害警戒区域等の指定箇所（馬騎ノ内沢：土石流）



18 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品沢：土石流）



19 土砂災害警戒区域等の指定箇所（車山沢：土石流）



20 土砂災害警戒区域等の指定箇所（円良田湖：急傾斜地の崩壊）



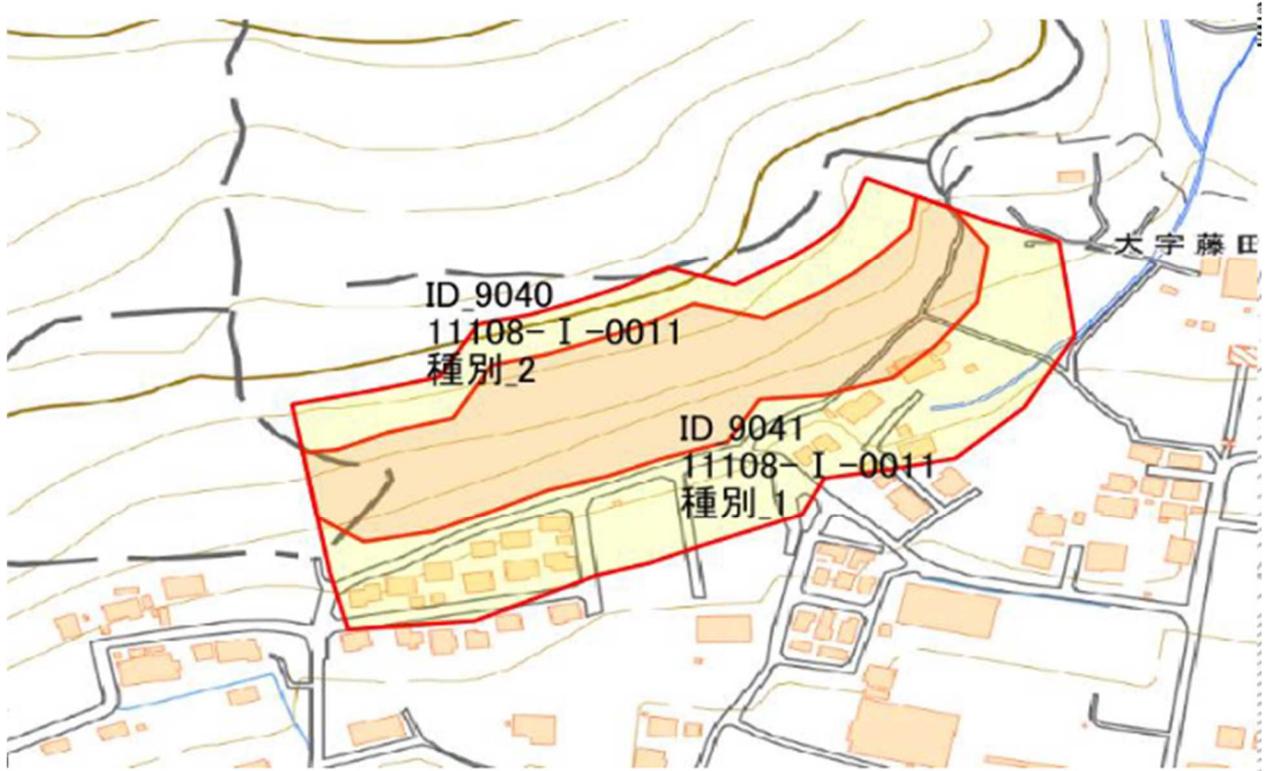
21 土砂災害警戒区域等の指定箇所（末野：急傾斜地の崩壊）



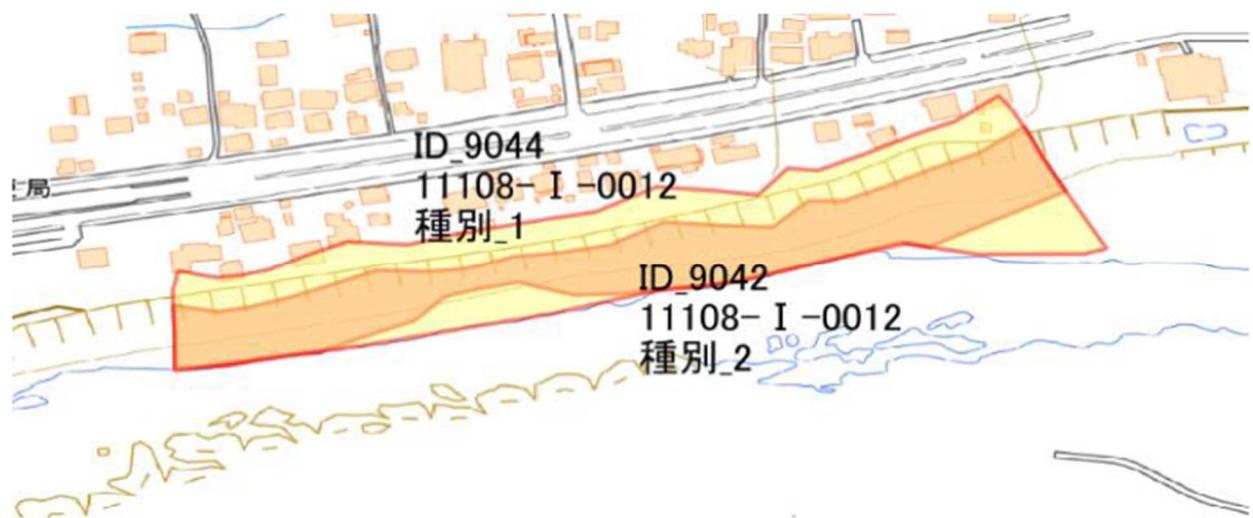
22 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿1：急傾斜地の崩壊）



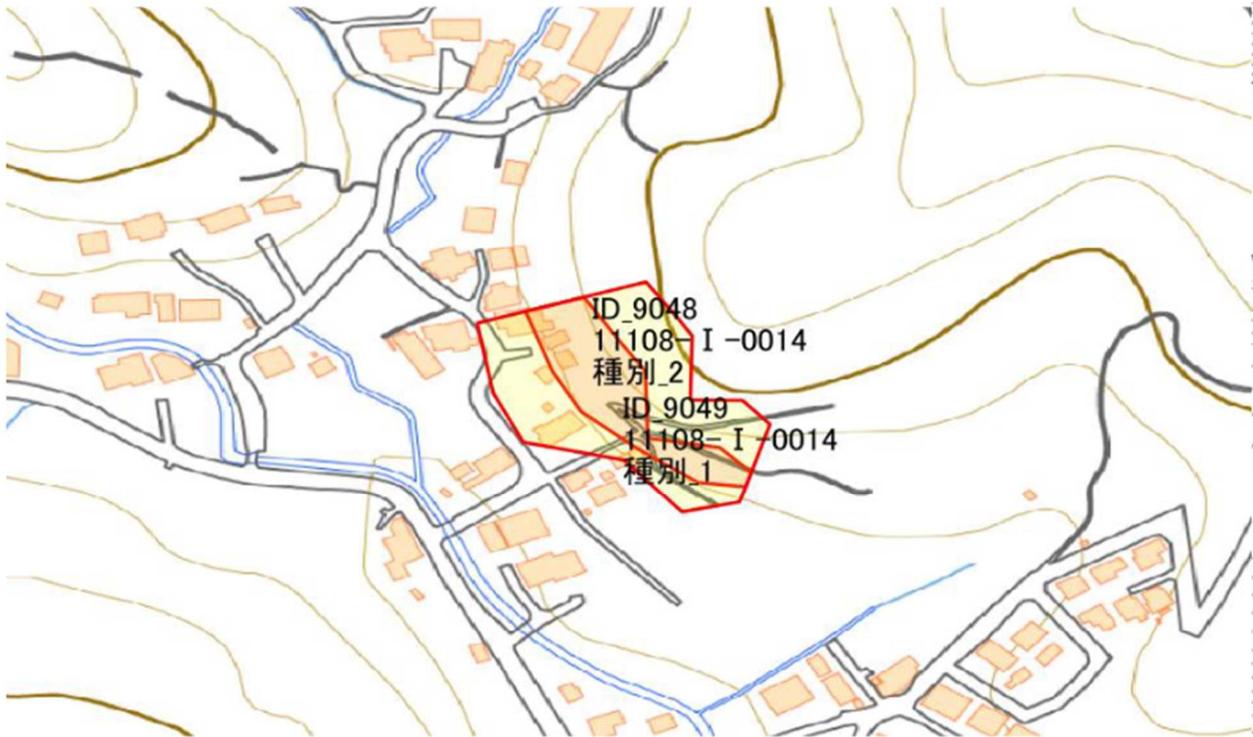
23 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿 2：急傾斜地の崩壊）



24 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿 3：急傾斜地の崩壊）



25 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上組：急傾斜地の崩壊）



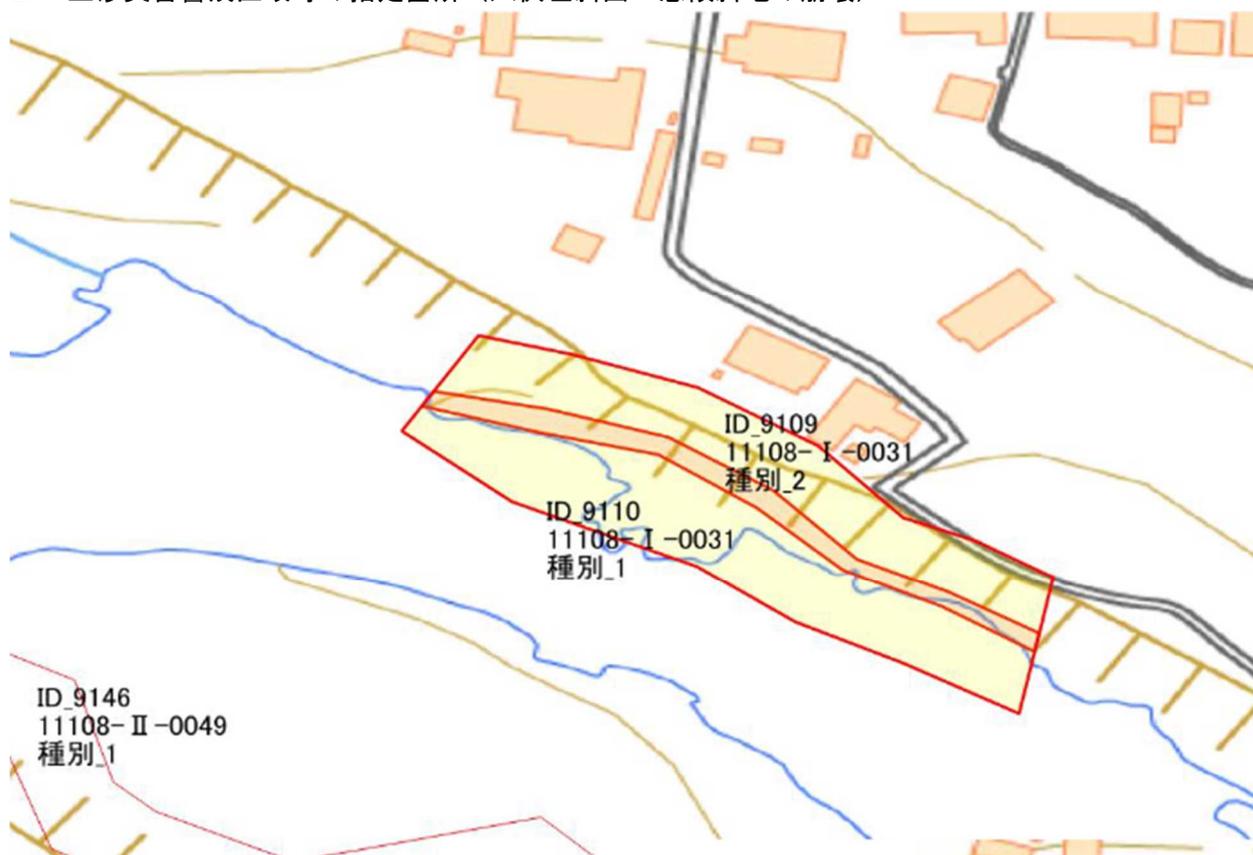
26 土砂災害警戒区域等の指定箇所（六供玉淀：急傾斜地の崩壊）



27 土砂災害警戒区域等の指定箇所（岩崎：急傾斜地の崩壊）



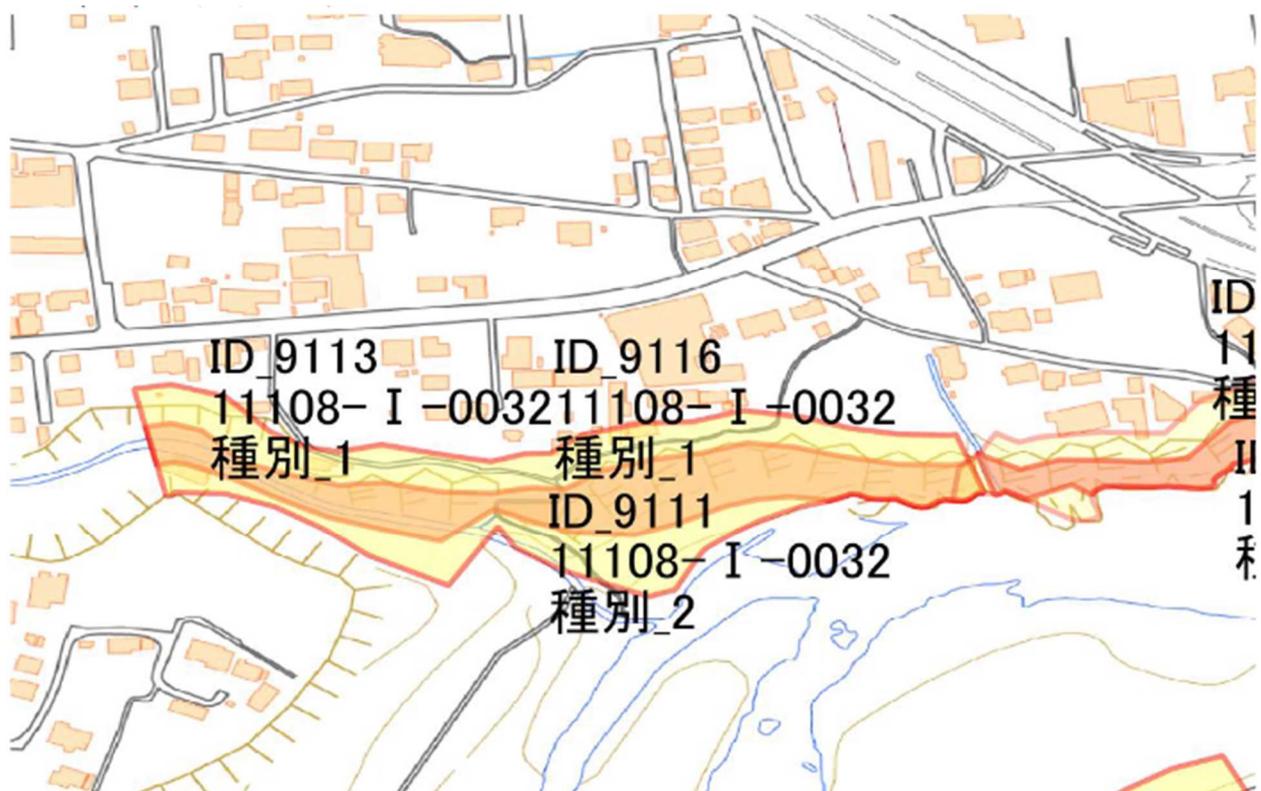
28 土砂災害警戒区域等の指定箇所（六供左斜面：急傾斜地の崩壊）



29 土砂災害警戒区域等の指定箇所（六供右斜面：急傾斜地の崩壊）



30 土砂災害警戒区域等の指定箇所（滝ノ上：急傾斜地の崩壊）



31 土砂災害警戒区域等の指定箇所（深田谷津：急傾斜地の崩壊）



32 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿-2：急傾斜地の崩壊）



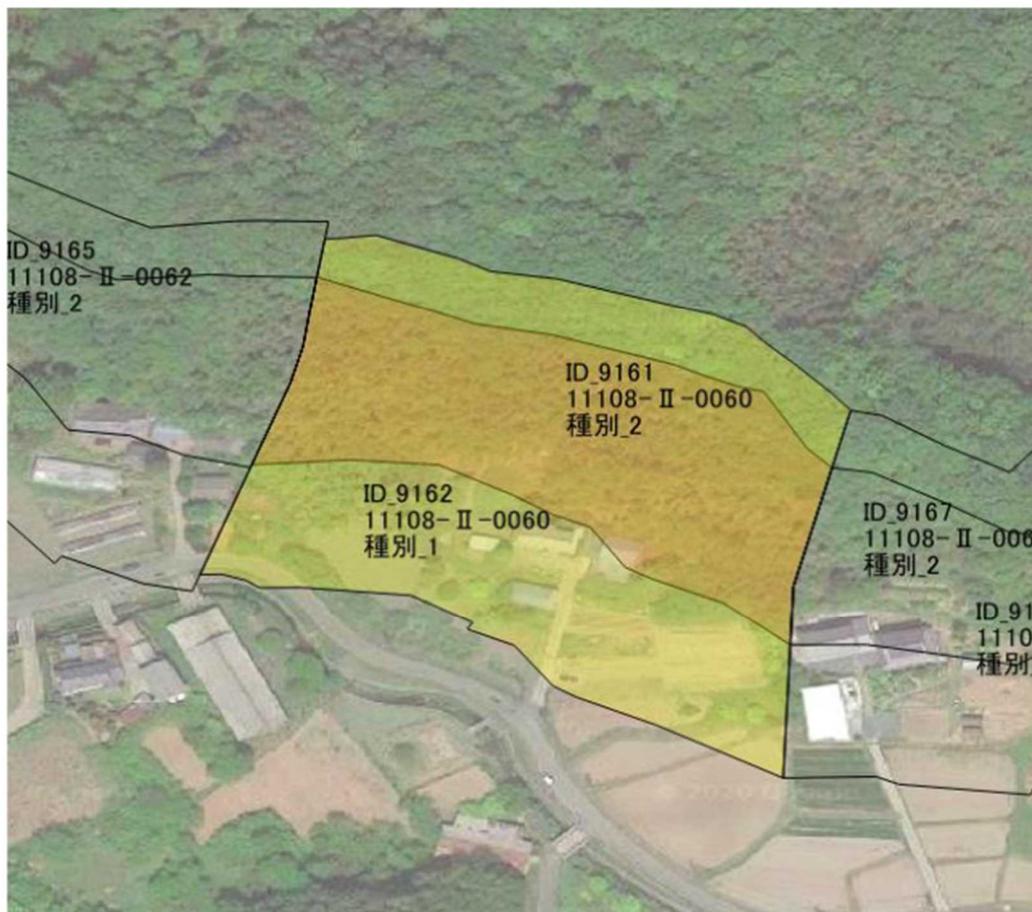
33 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-1：急傾斜地の崩壊）



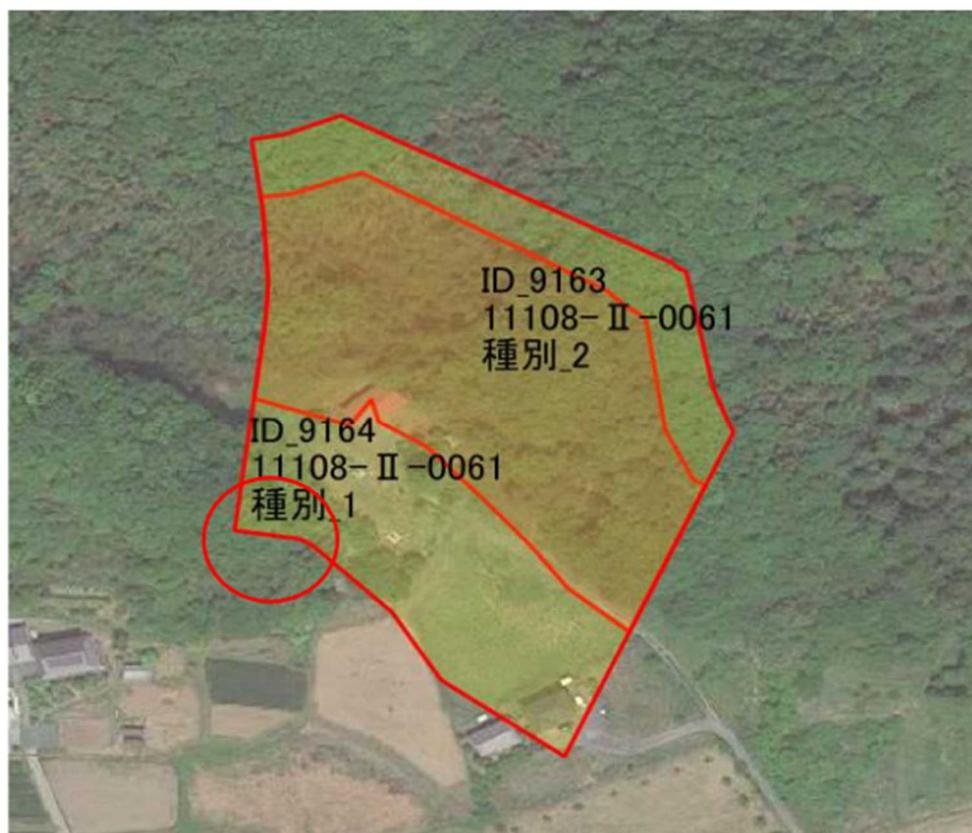
34 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-2：急傾斜地の崩壊）



35 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-3：急傾斜地の崩壊）



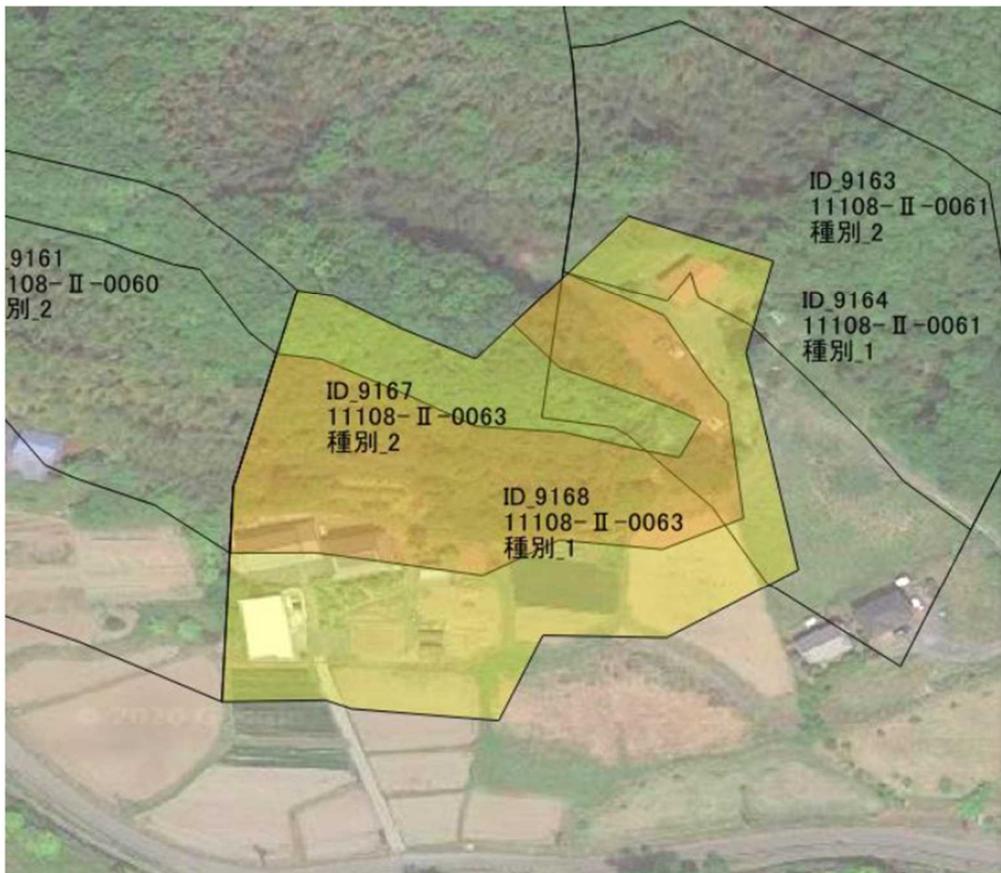
36 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-4：急傾斜地の崩壊）



37 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-5：急傾斜地の崩壊）



38 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-6：急傾斜地の崩壊）



39 土砂災害警戒区域等の指定箇所（後山沢1：土石流）



40 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-1：急傾斜地の崩壊）



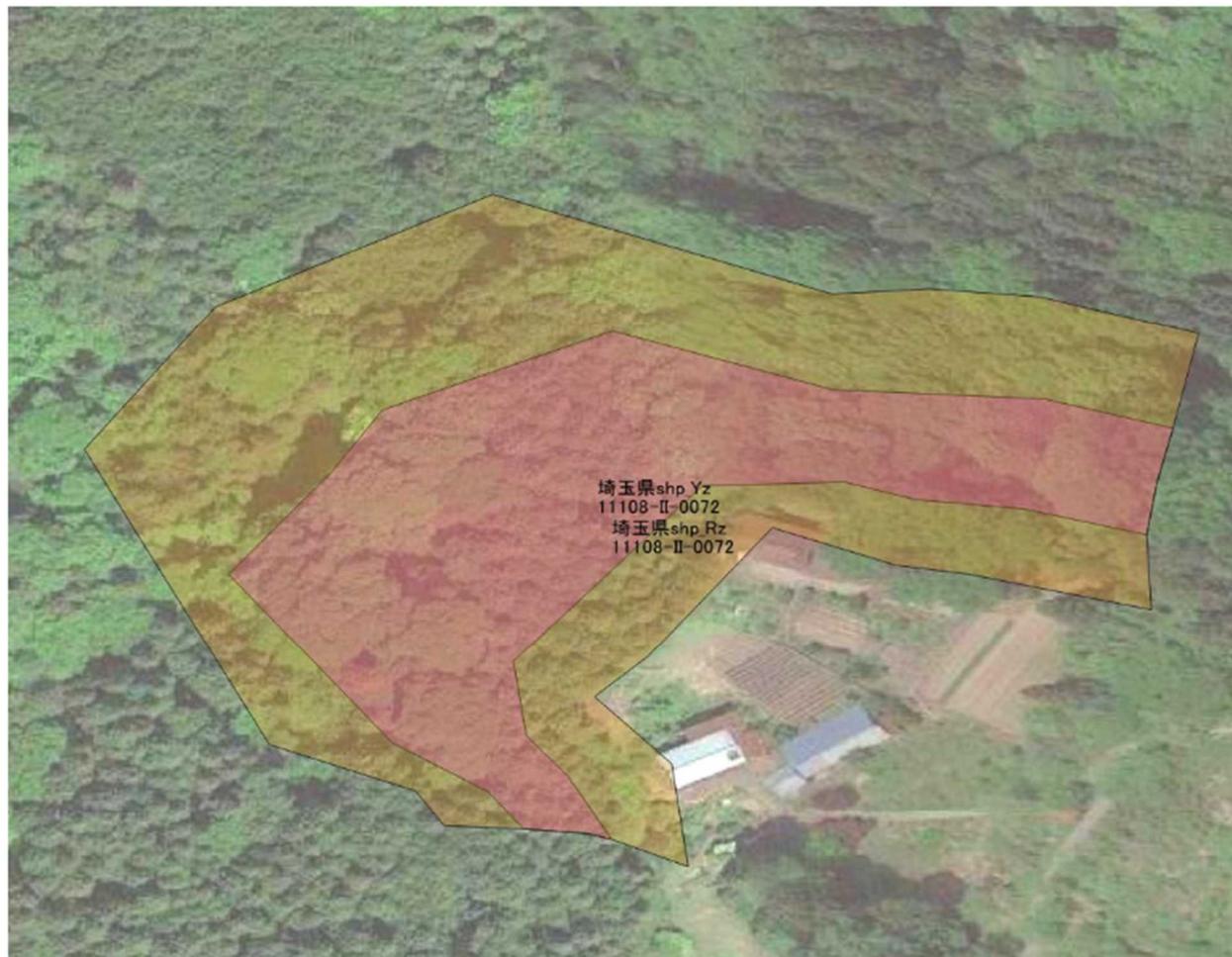
41 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-6：急傾斜地の崩壊）



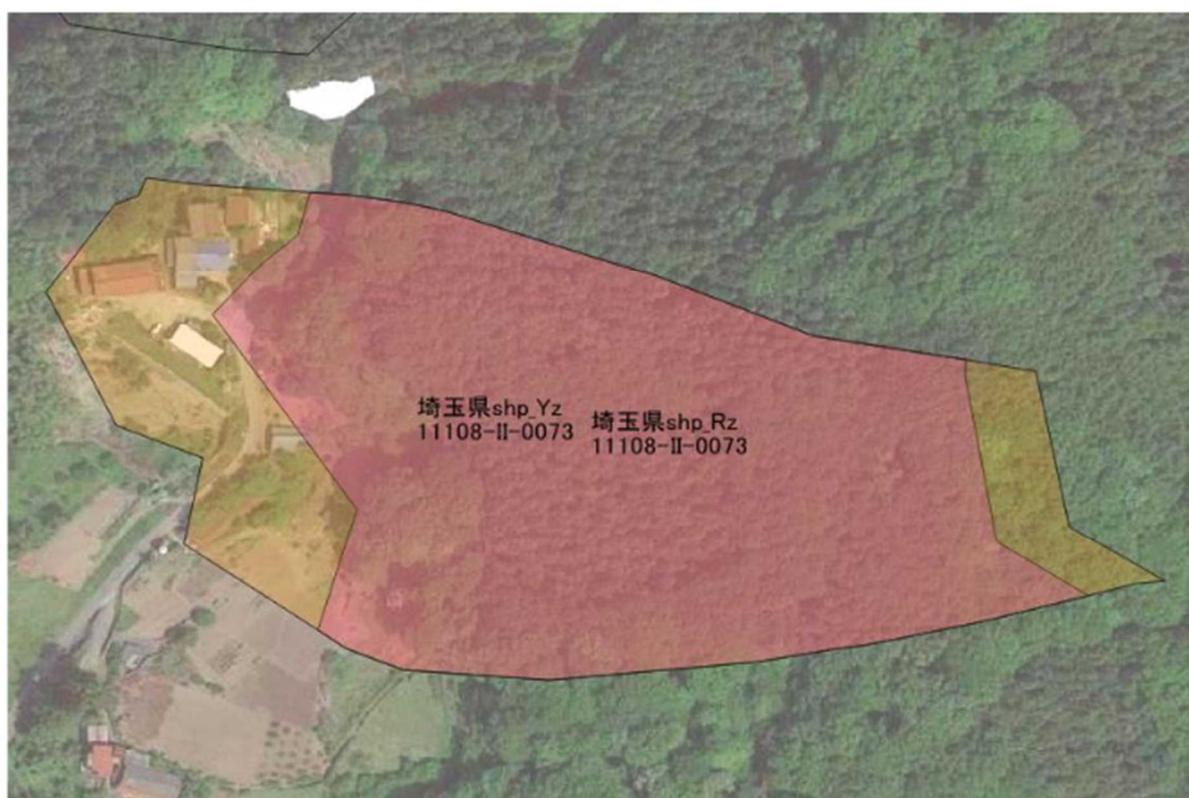
42 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布：急傾斜地の崩壊）



43 土砂災害警戒区域等の指定箇所（釜伏：急傾斜地の崩壊）



44 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-4：急傾斜地の崩壊）



45 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-5：急傾斜地の崩壊）



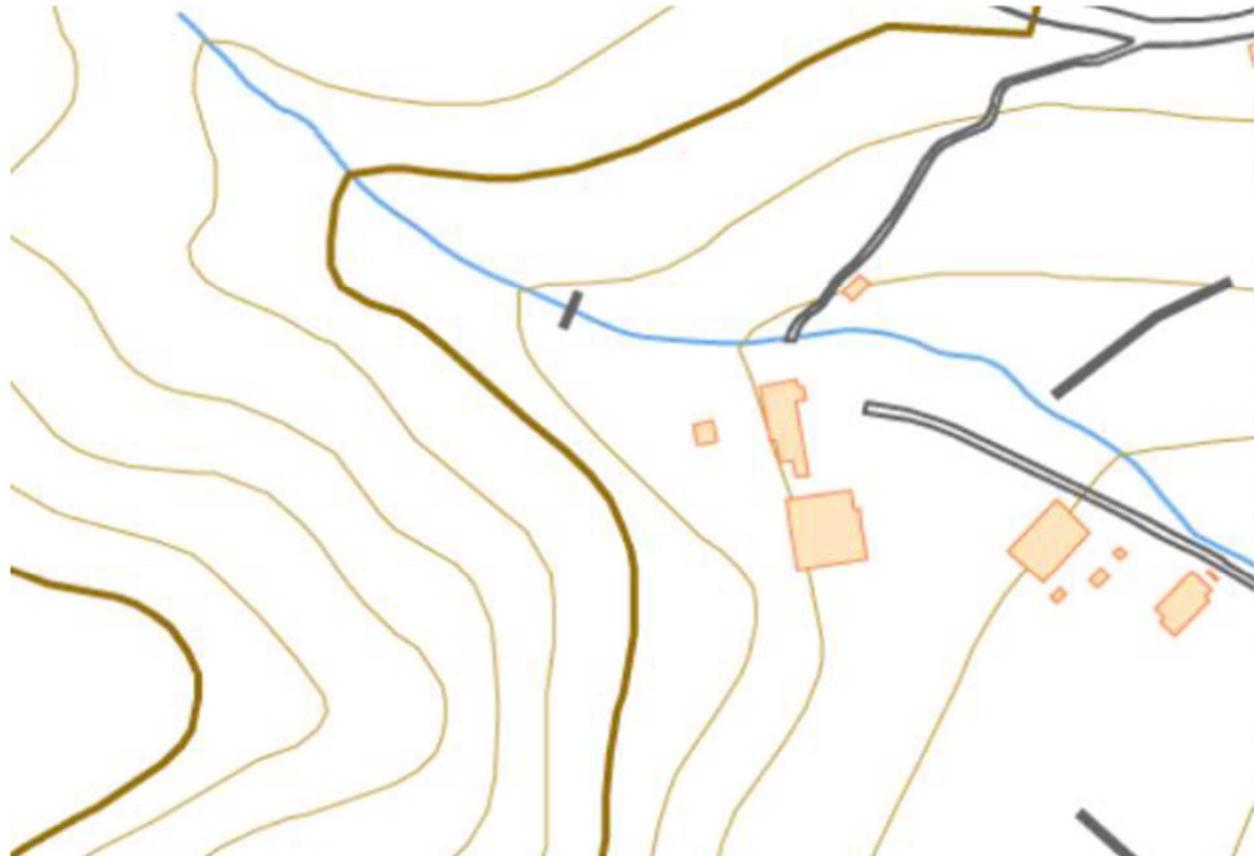
46 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-7：急傾斜地の崩壊）



47 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-2：急傾斜地の崩壊）



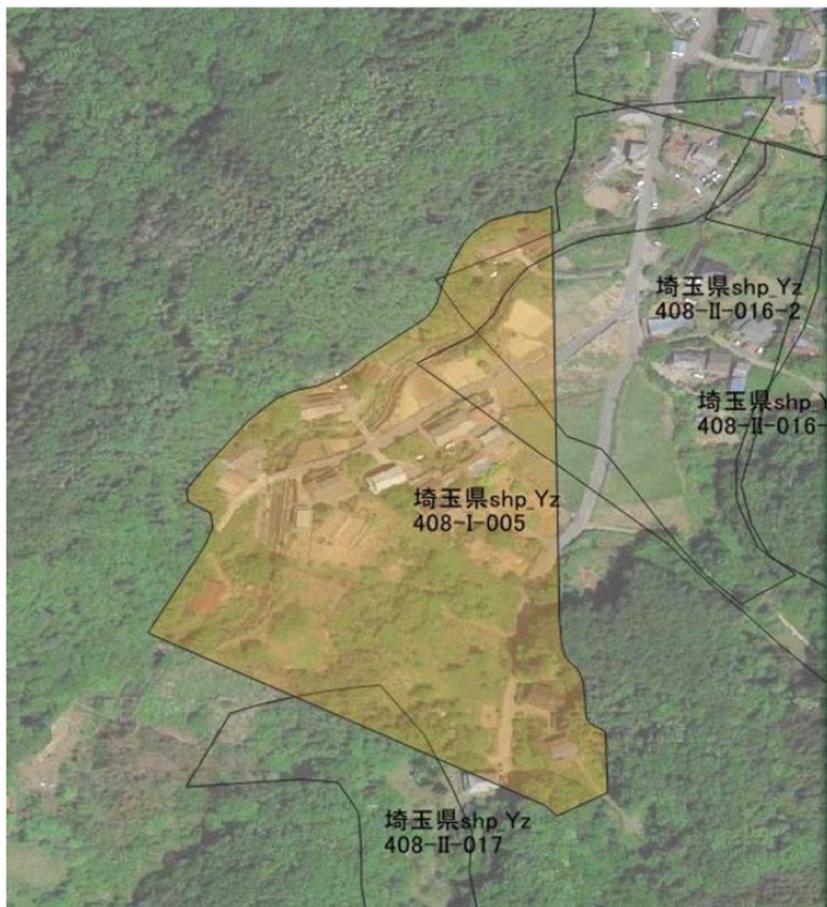
48 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-3：急傾斜地の崩壊）



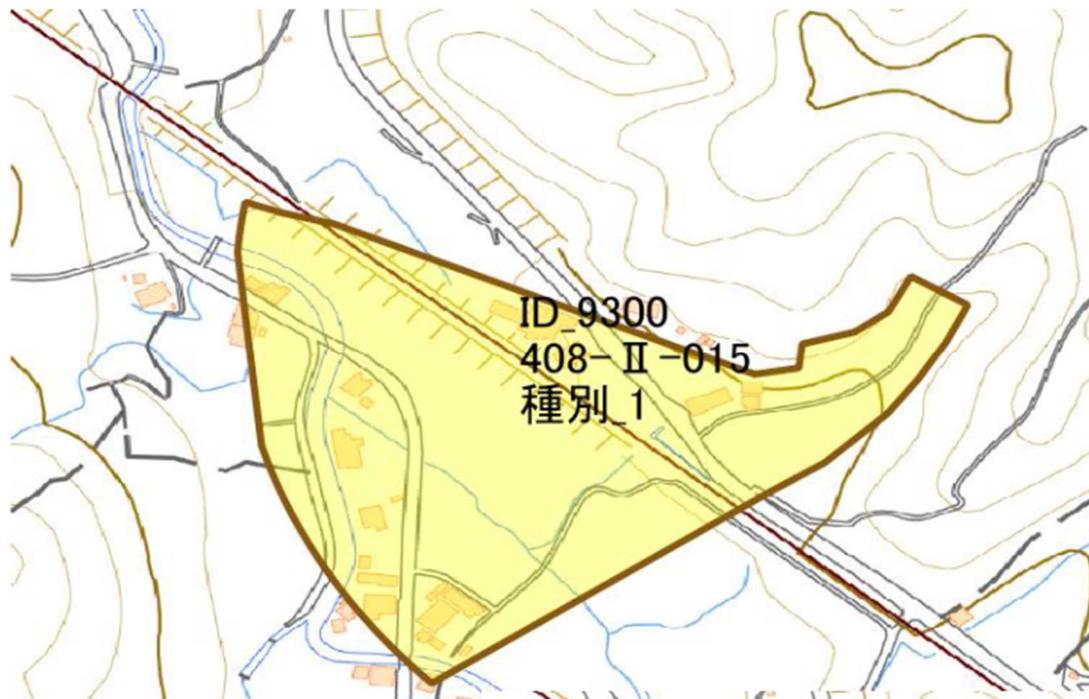
49 土砂災害警戒区域等の指定箇所（前田入沢 1：土石流）



50 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三田入沢 1：土石流）



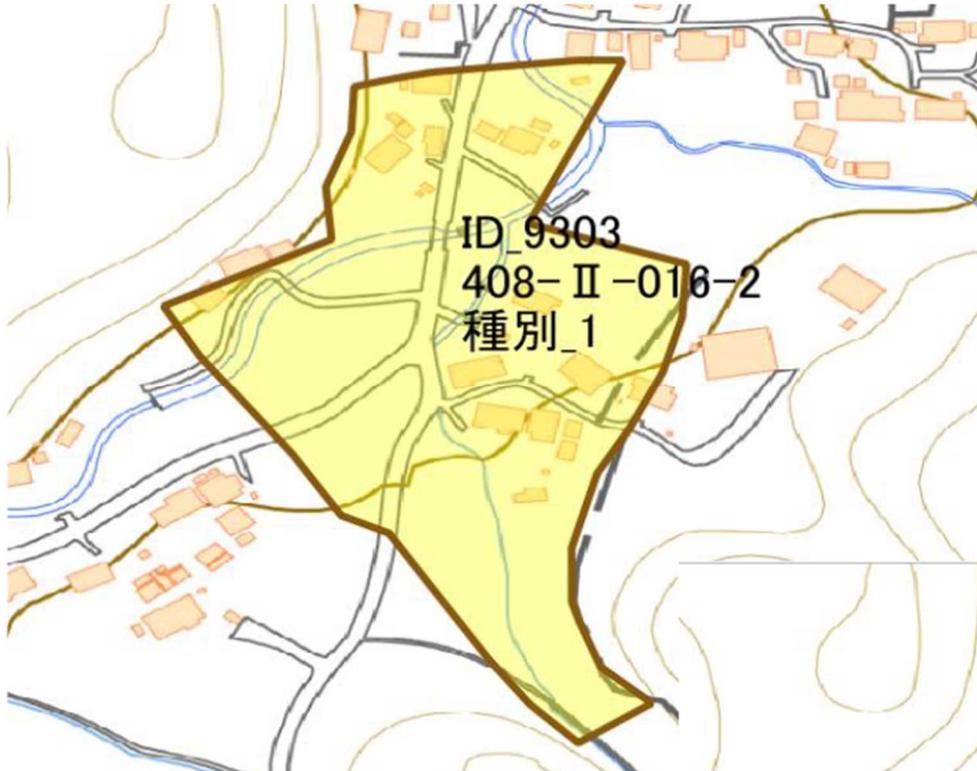
51 土砂災害警戒区域等の指定箇所（五の坪沢：土石流）



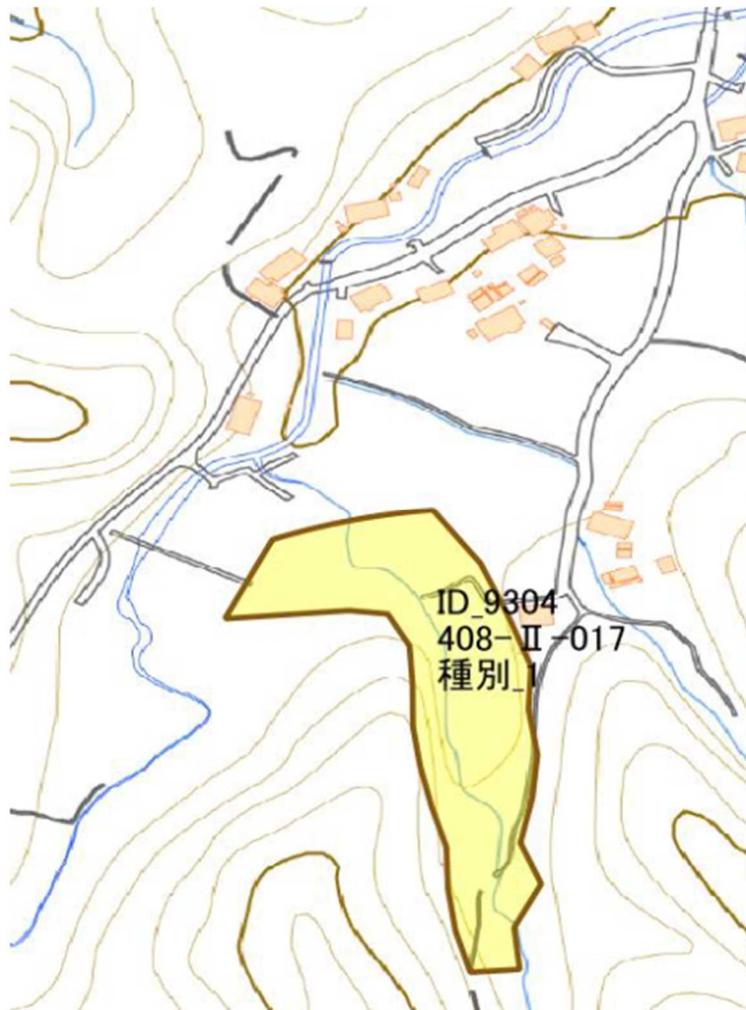
52 土砂災害警戒区域等の指定箇所（前田入沢 2-1：土石流）



53 土砂災害警戒区域等の指定箇所（前田入沢 2-2：土石流）



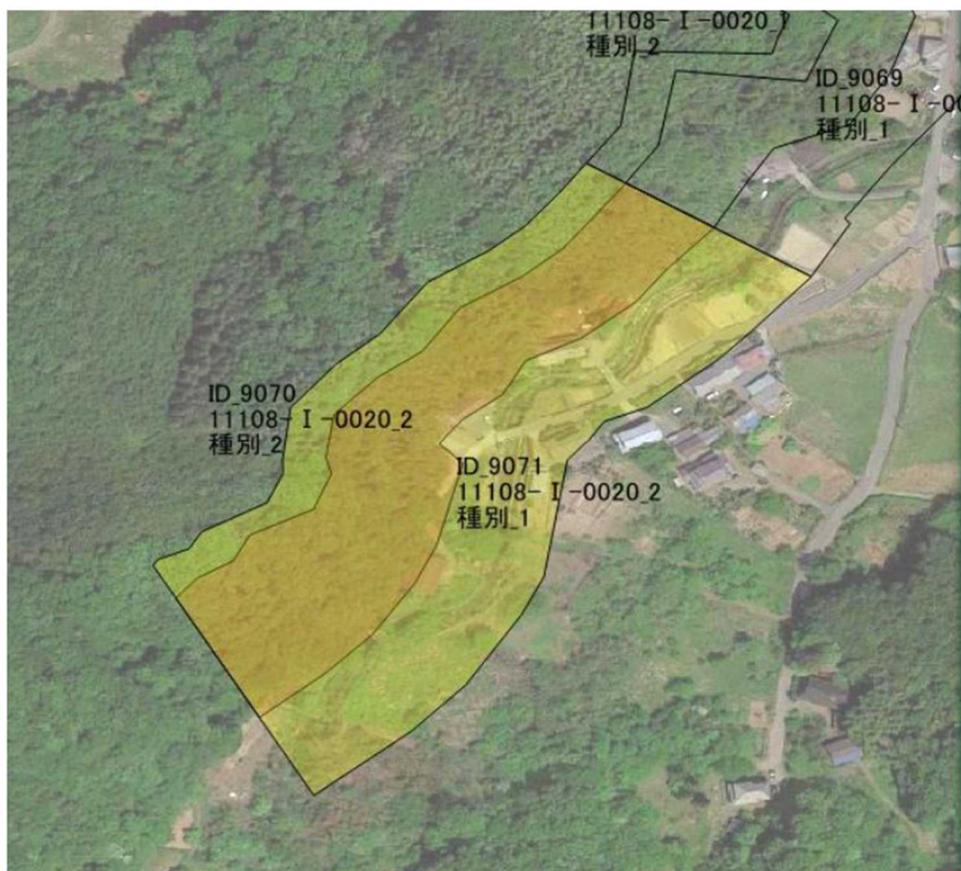
54 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三田入沢 2：土石流）



55 土砂災害警戒区域等の指定箇所（五ノ坪(右)）：急傾斜地の崩壊



56 土砂災害警戒区域等の指定箇所（五ノ坪(左)）：急傾斜地の崩壊



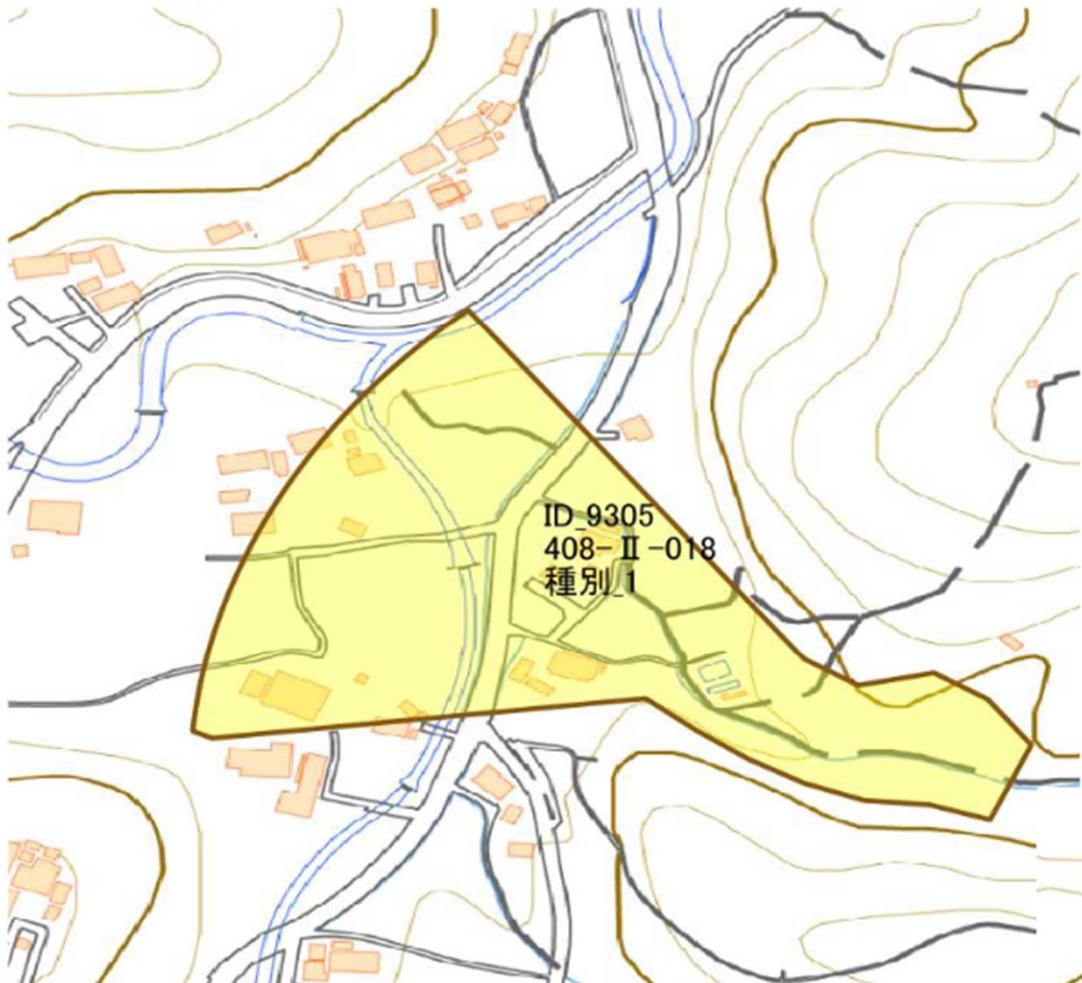
57 土砂災害警戒区域等の指定箇所（五ノ坪：急傾斜地の崩壊）



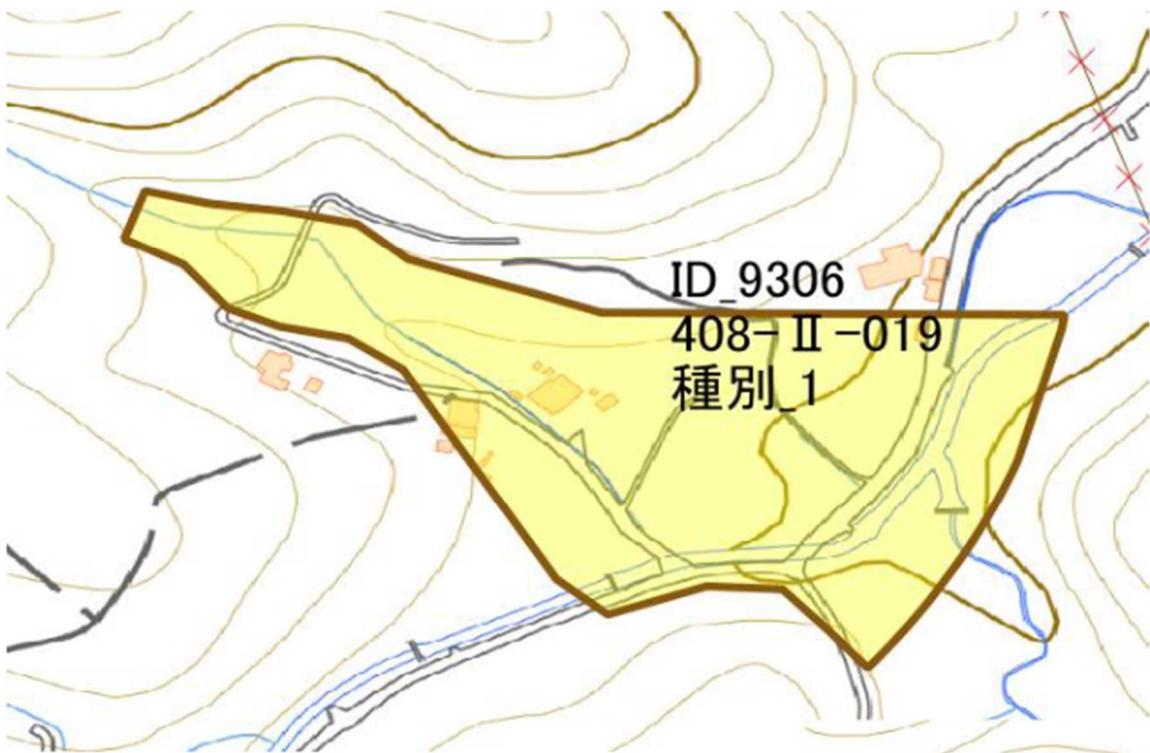
58 土砂災害警戒区域等の指定箇所（柿平 2-2：急傾斜地の崩壊）



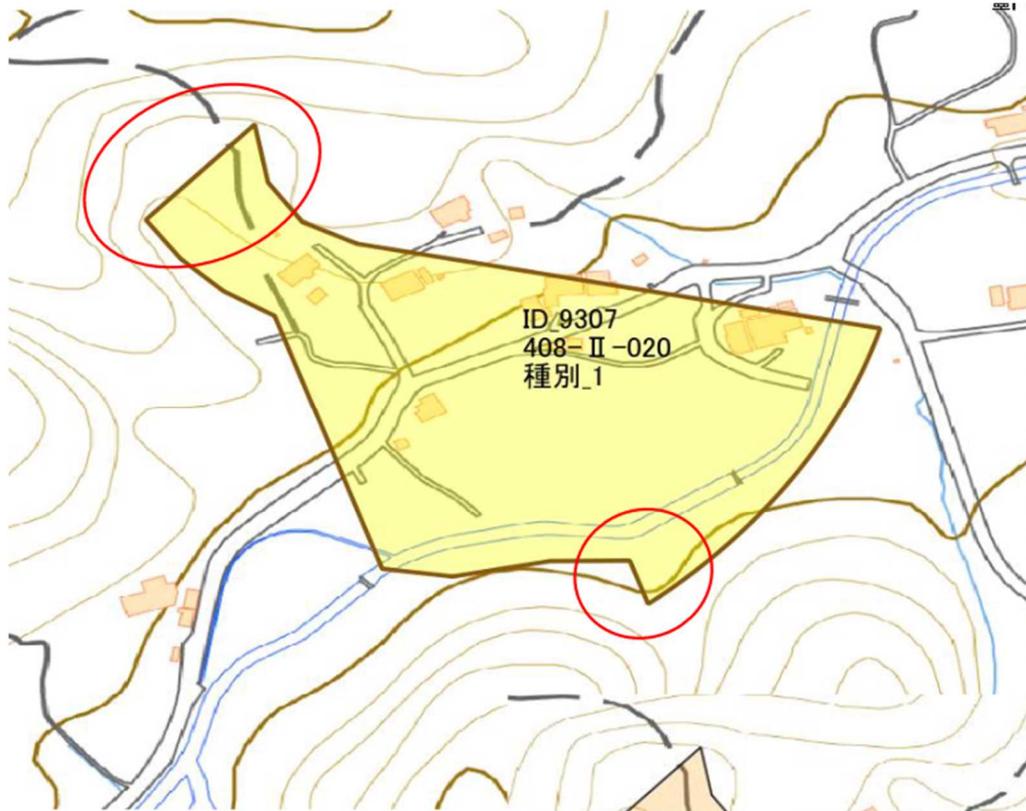
59 土砂災害警戒区域等の指定箇所（栃谷沢：土石流）



60 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山井沢-1：土石流）



61 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山井沢-2：土石流）



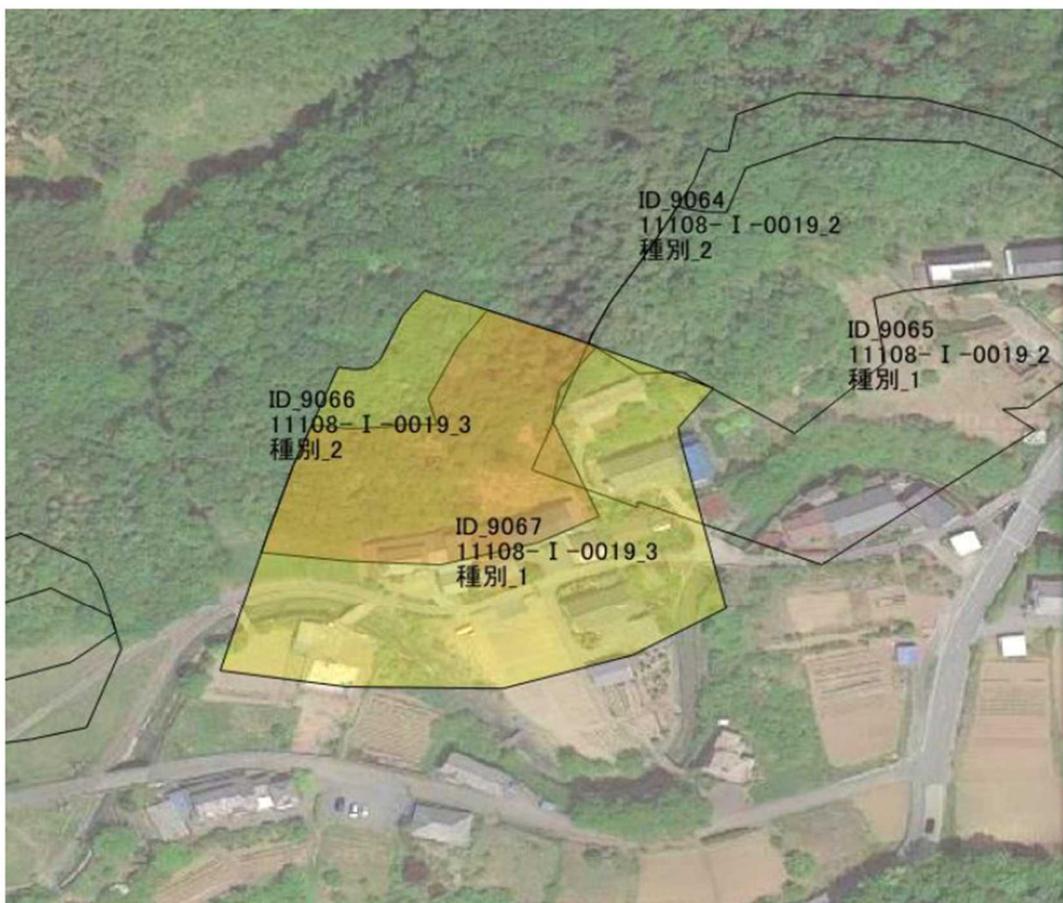
62 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居（右）：急傾斜地の崩壊）



63 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居：急傾斜地の崩壊）



64 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居（左）：急傾斜地の崩壊）



65 土砂災害警戒区域等の指定箇所（栃谷-3：急傾斜地の崩壊）



66 土砂災害警戒区域等の指定箇所（西ノ入-1：急傾斜地の崩壊）



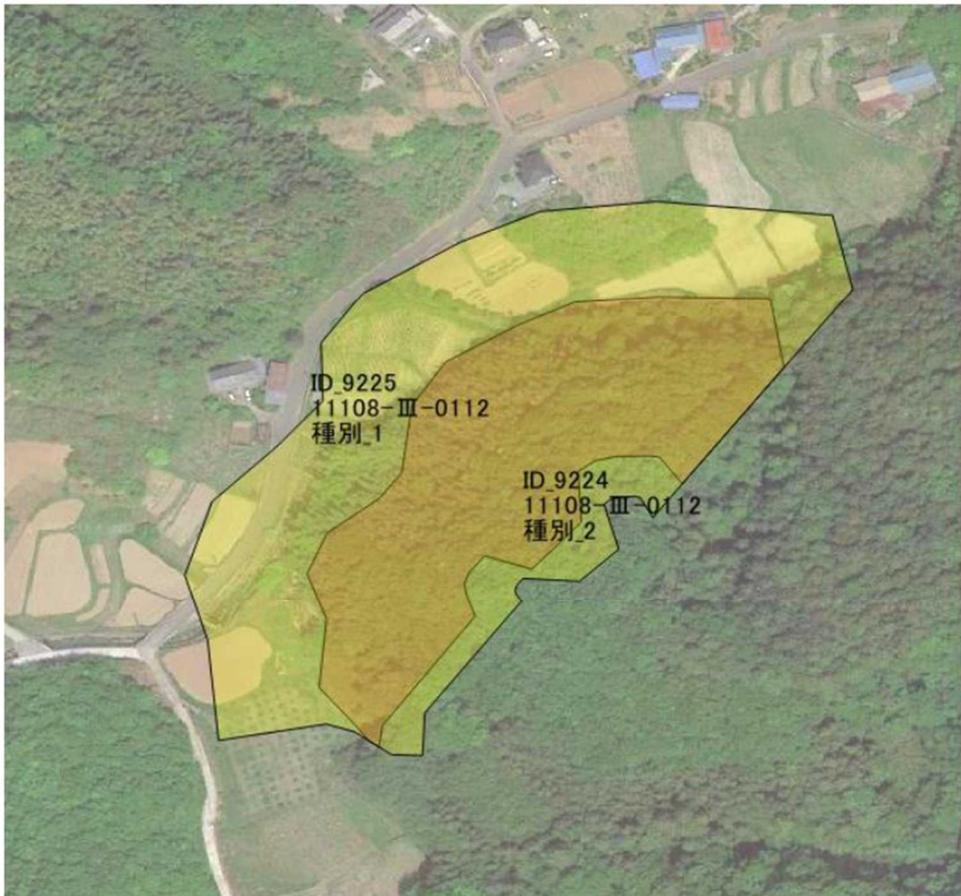
67 土砂災害警戒区域等の指定箇所（西ノ入-2：急傾斜地の崩壊）



68 土砂災害警戒区域等の指定箇所（栃谷：急傾斜地の崩壊）



69 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-6：急傾斜地の崩壊）



70 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-7：急傾斜地の崩壊）



71 土砂災害警戒区域等の指定箇所（柿平-2-1：急傾斜地の崩壊）



72 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-1：急傾斜地の崩壊）



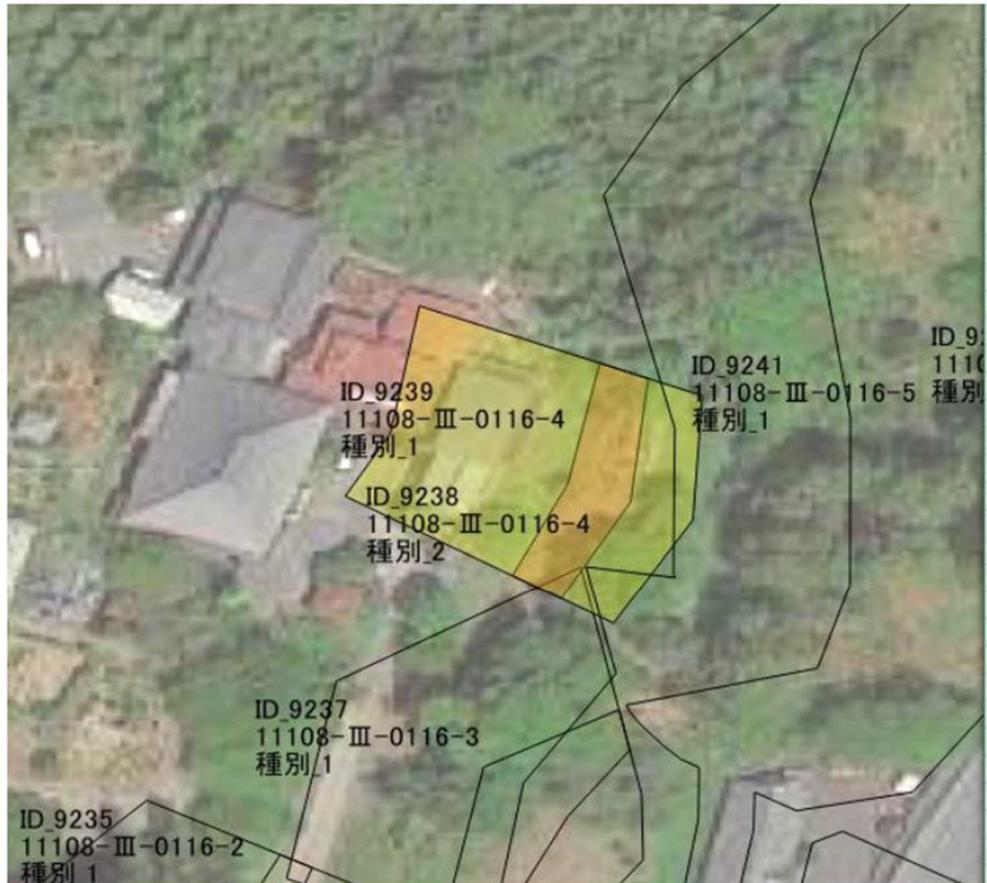
73 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-2：急傾斜地の崩壊）



74 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-3：急傾斜地の崩壊）



75 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-4：急傾斜地の崩壊）



76 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山居-5：急傾斜地の崩壊）



77 土砂災害警戒区域等の指定箇所（栃谷-1：急傾斜地の崩壊）



78 土砂災害警戒区域等の指定箇所（栃谷-2：急傾斜地の崩壊）



79 土砂災害警戒区域等の指定箇所（立ヶ瀬：急傾斜地の崩壊）



80 土砂災害警戒区域等の指定箇所（保田原-1：急傾斜地の崩壊）



81 土砂災害警戒区域等の指定箇所（保田原-2：急傾斜地の崩壊）



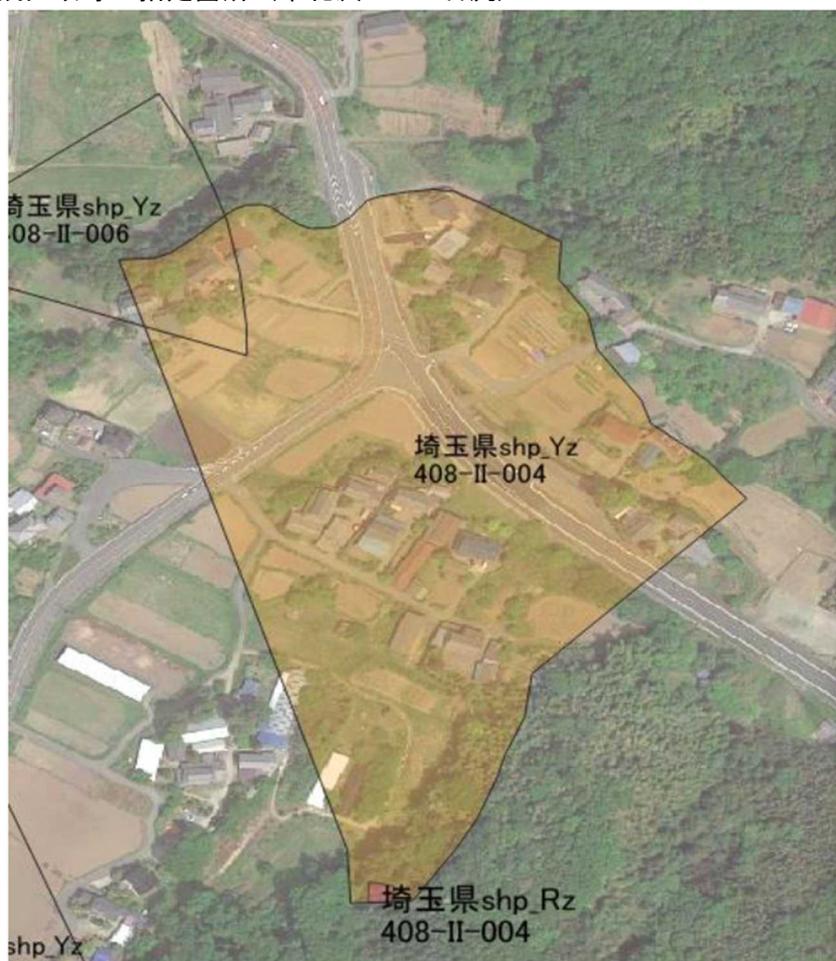
82 土砂災害警戒区域等の指定箇所（露梨子-2：急傾斜地の崩壊）



83 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼沢 1：土石流）



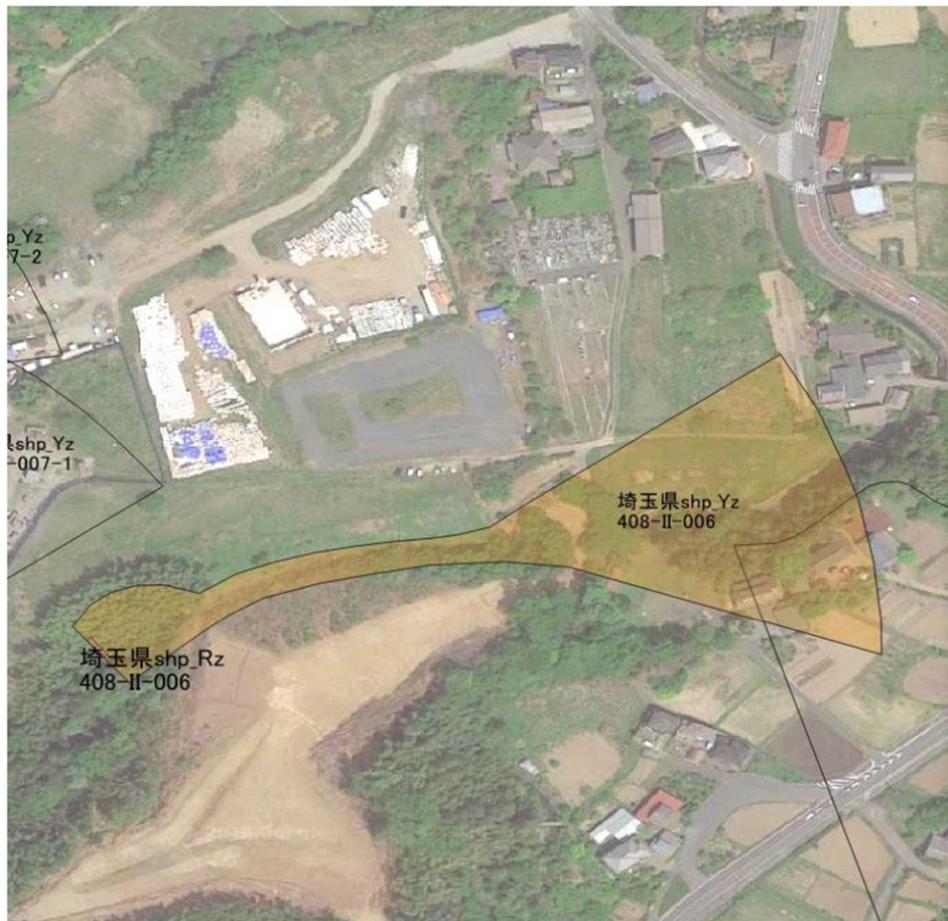
84 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼沢 2：土石流）



85 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼沢 3：土石流）



86 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼沢 4：土石流）



87 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼沢 5-1：土石流）



88 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼沢 5-2：土石流）



89 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田沢 2：土石流）



90 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津沢 1-1：土石流）



91 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津沢 1-2：土石流）



92 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津沢 2-1：土石流）



93 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津沢 2-2：土石流）



94 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津沢 3：土石流）



95 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津沢4：土石流）



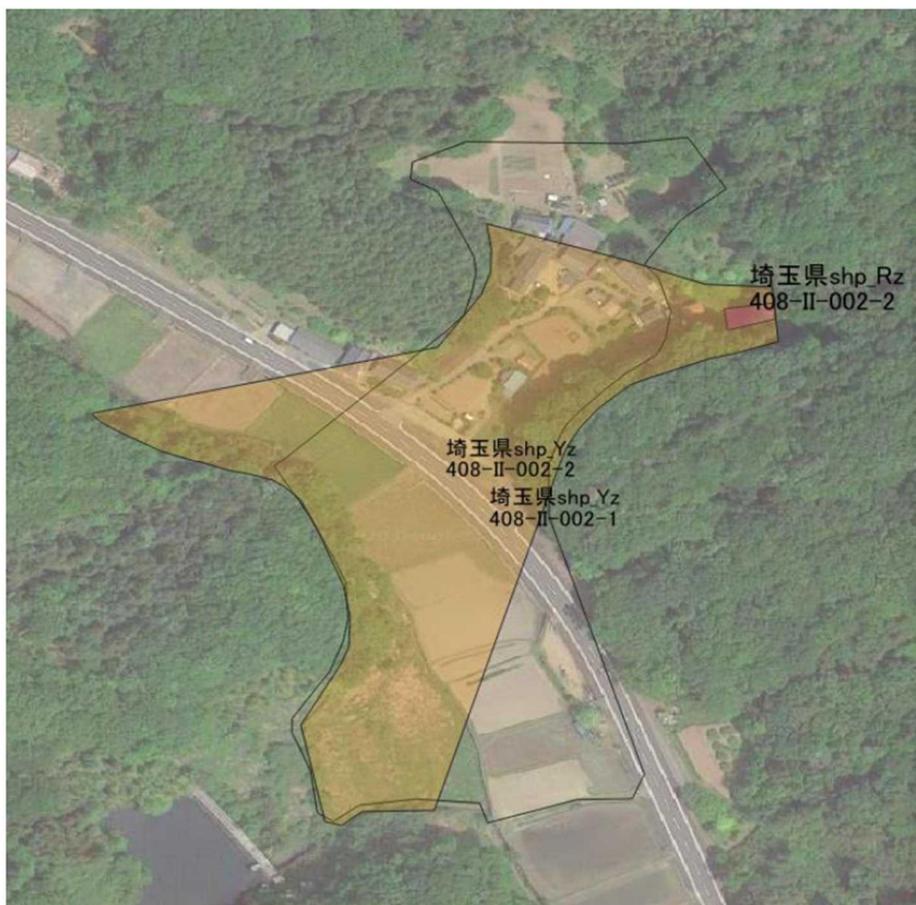
96 土砂災害警戒区域等の指定箇所（今市沢1：土石流）



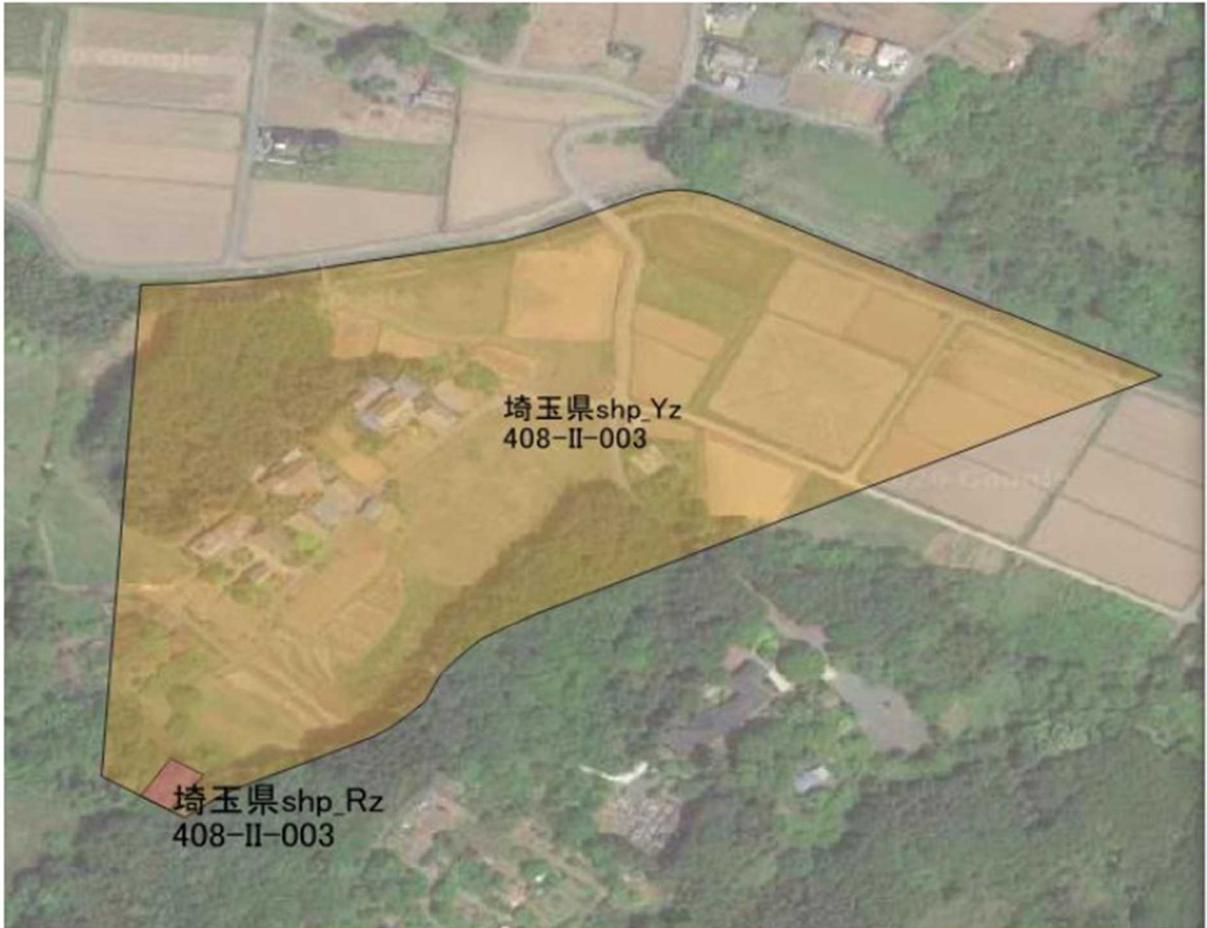
97 土砂災害警戒区域等の指定箇所（今市沢 2-1：土石流）



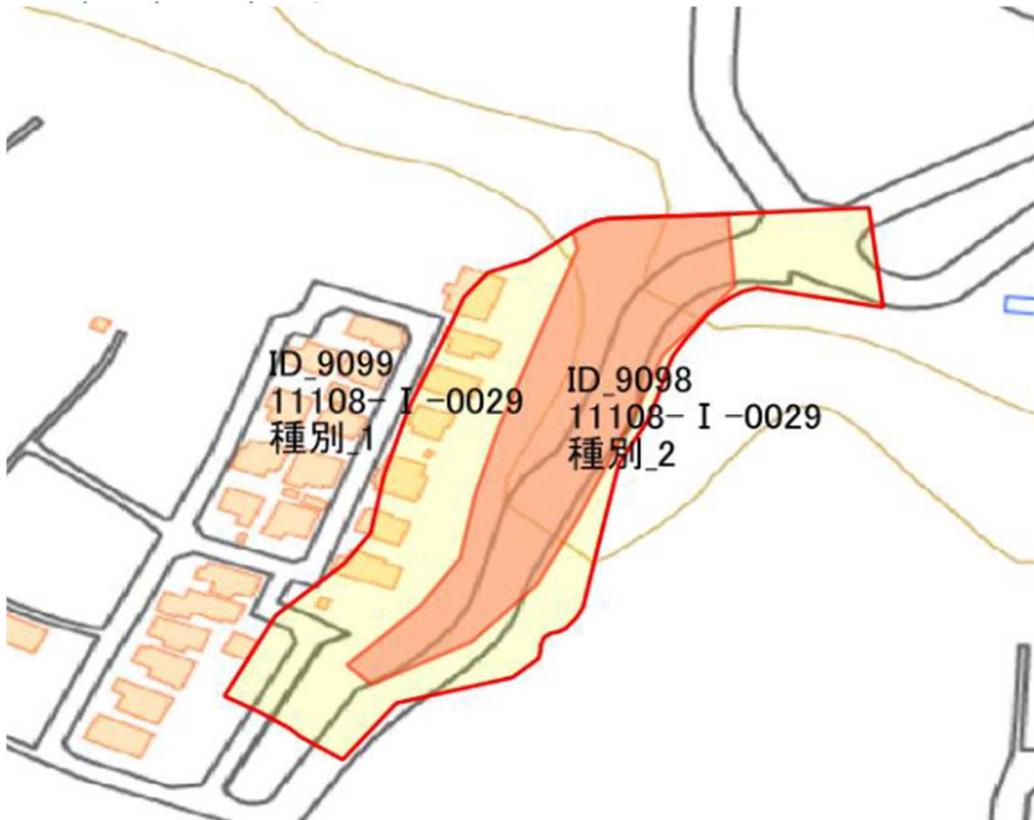
98 土砂災害警戒区域等の指定箇所（今市沢 2-2：土石流）



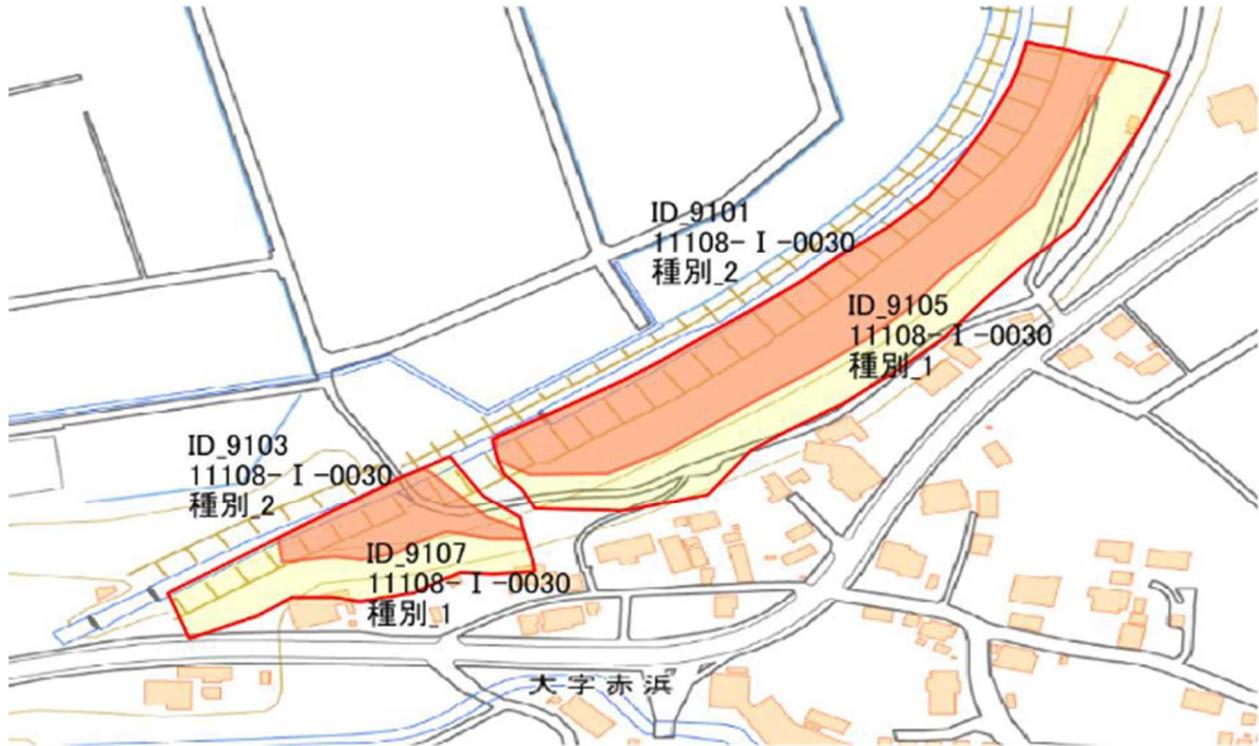
99 土砂災害警戒区域等の指定箇所（今市沢3：土石流）



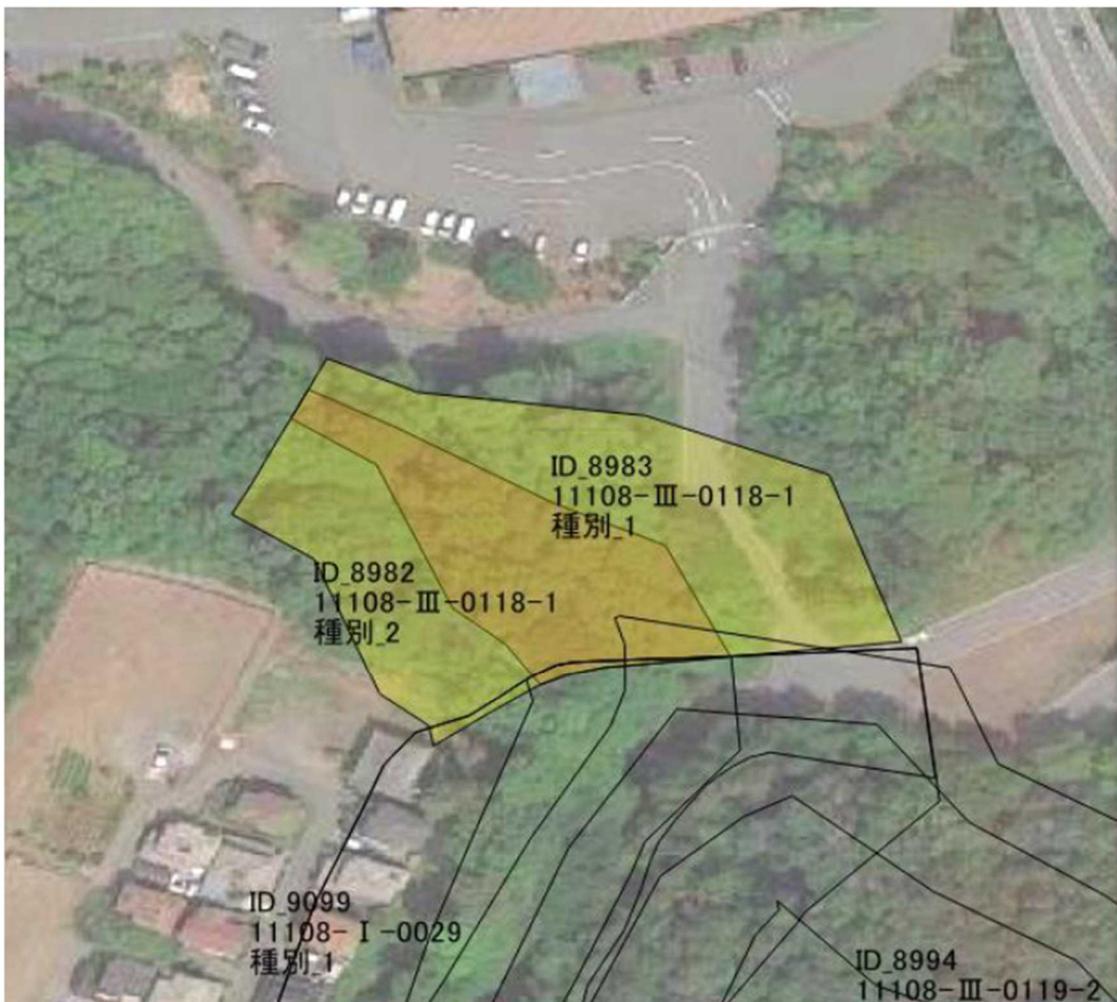
100 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜：急傾斜地の崩壊）



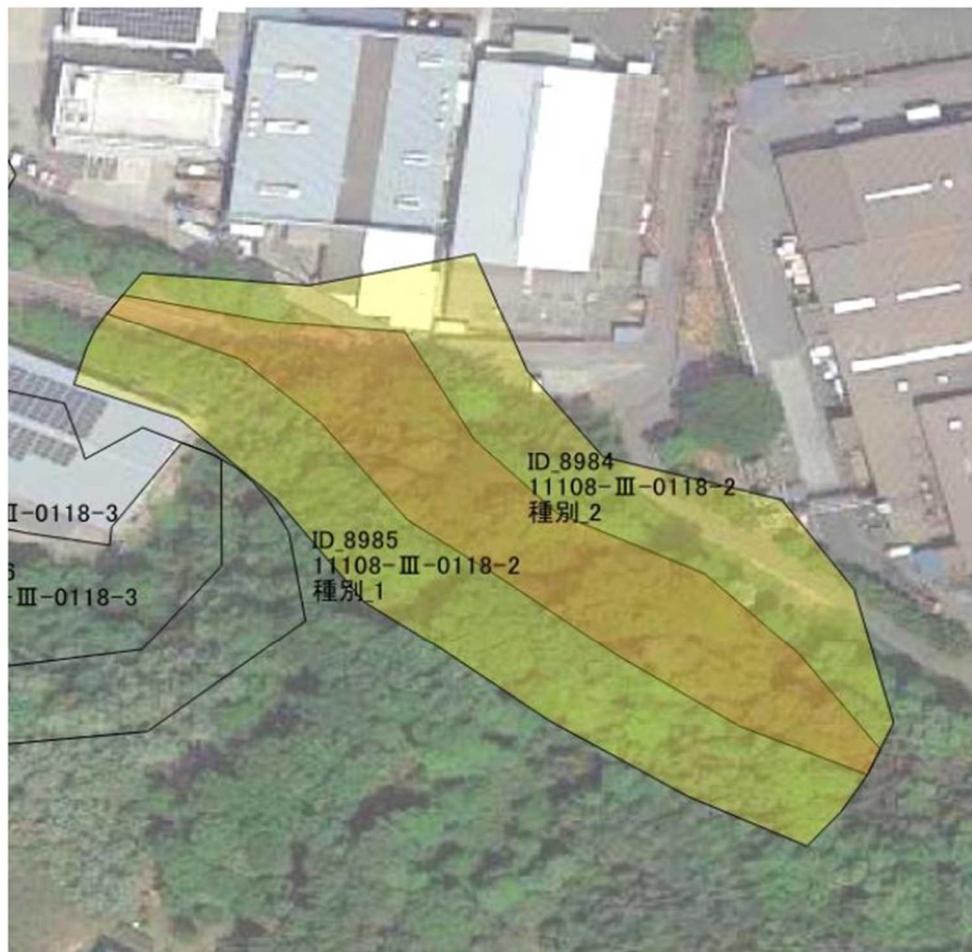
101 土砂災害警戒区域等の指定箇所（新町：急傾斜地の崩壊）



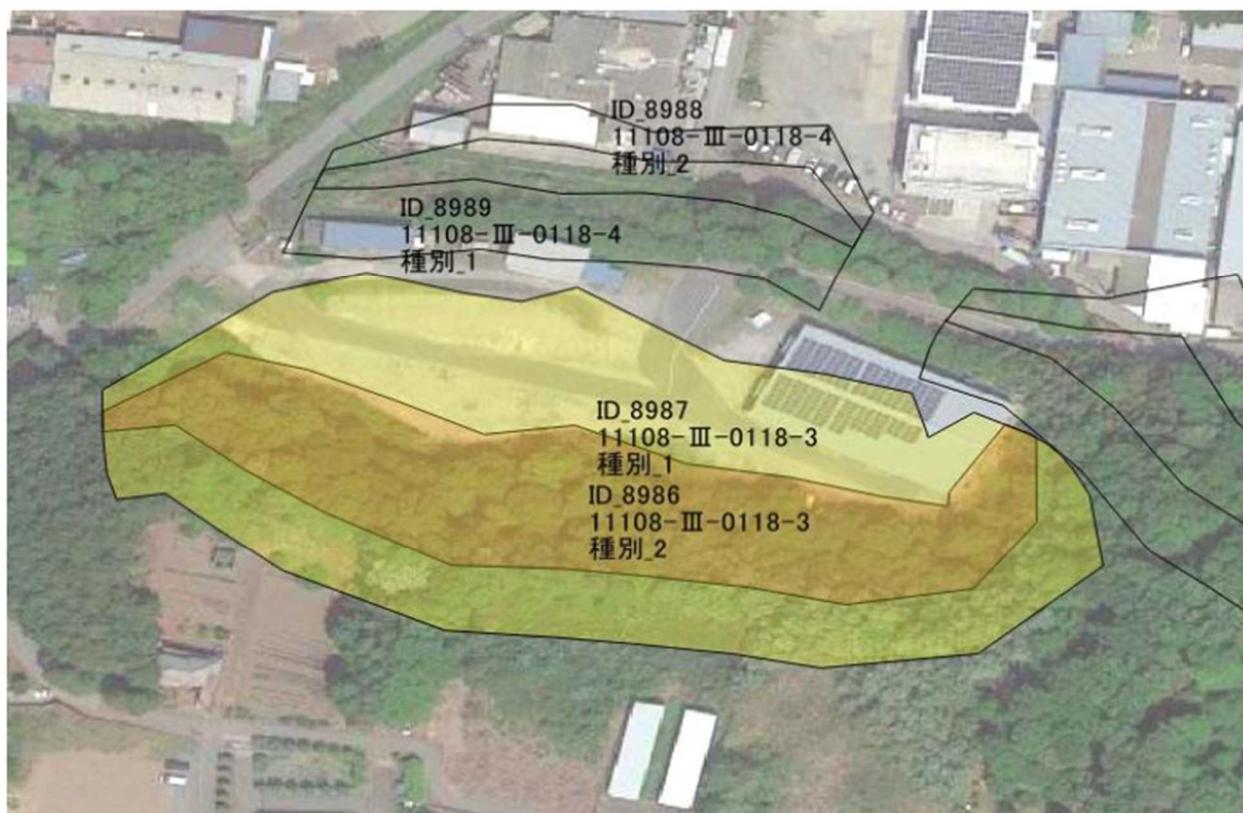
102 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜-1-1：急傾斜地の崩壊）



103 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜-1-2：急傾斜地の崩壊）



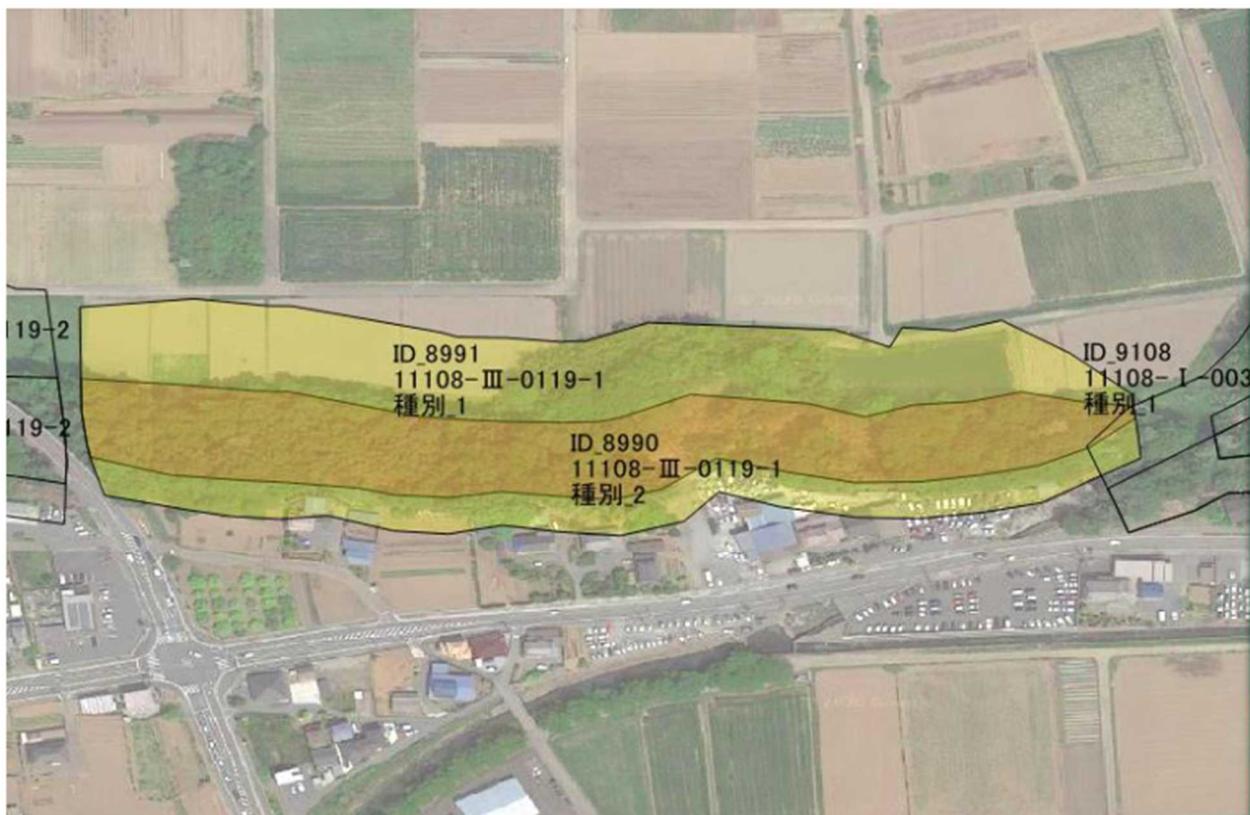
104 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜-1-3：急傾斜地の崩壊）



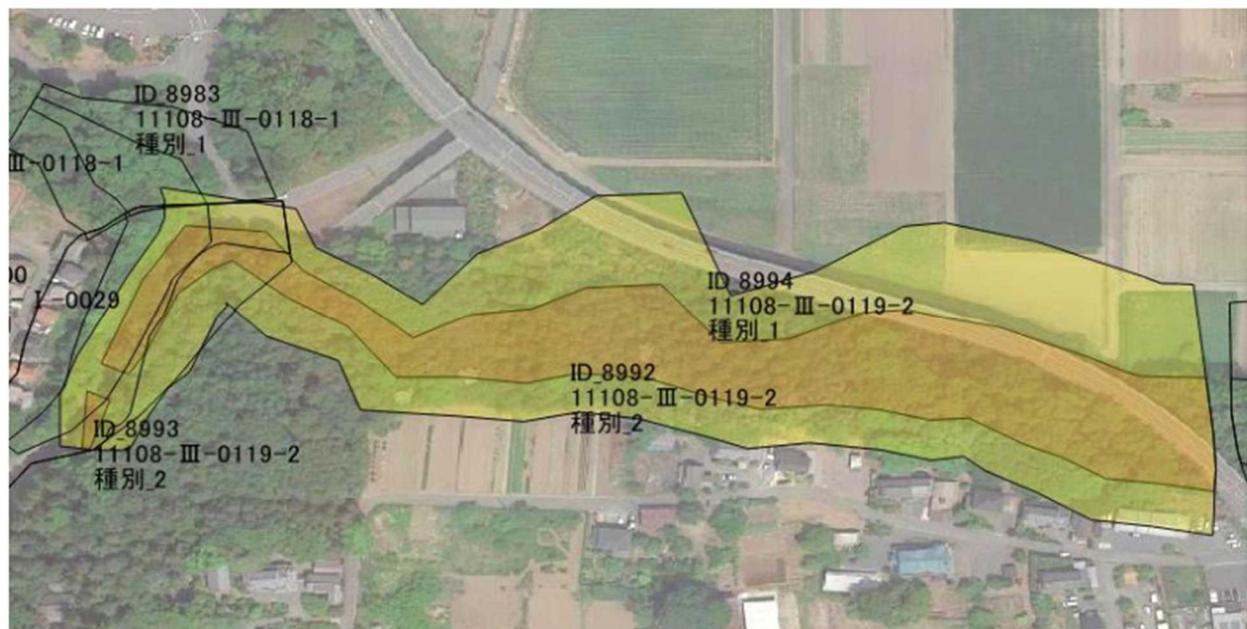
105 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜-1-4：急傾斜地の崩壊）



106 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜-2-1：急傾斜地の崩壊）



107 土砂災害警戒区域等の指定箇所（赤浜-2-2：急傾斜地の崩壊）



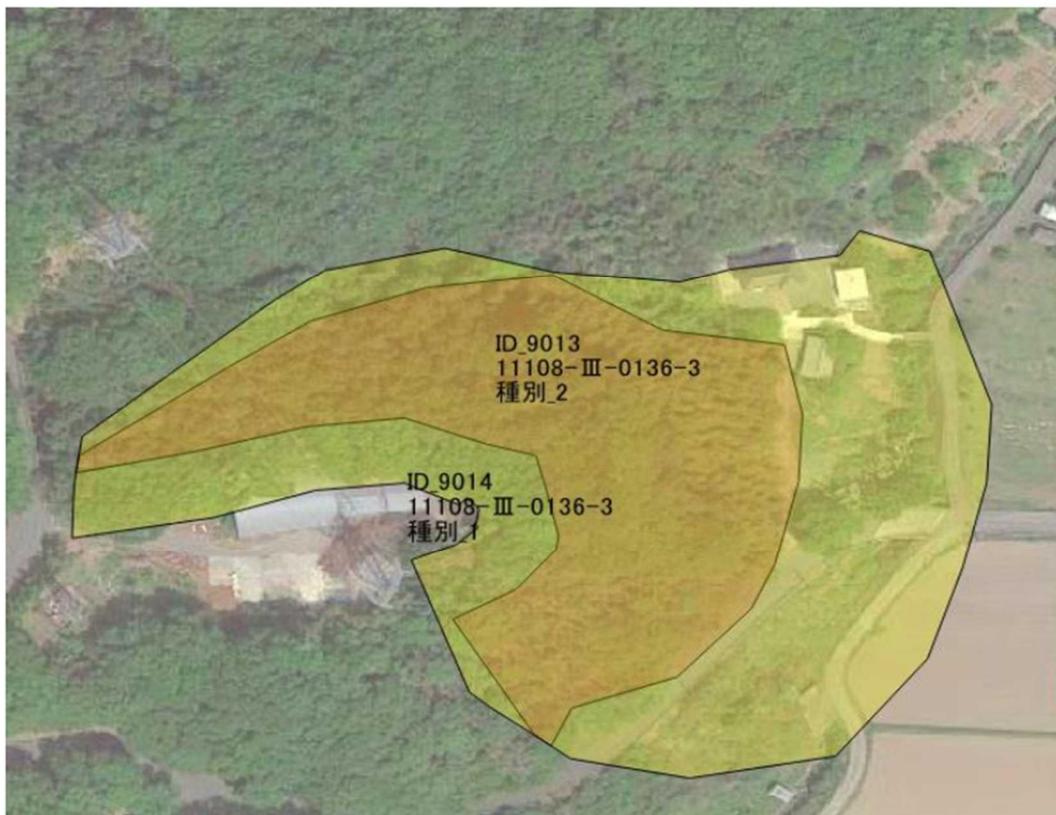
108 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼-1-1：急傾斜地の崩壊）



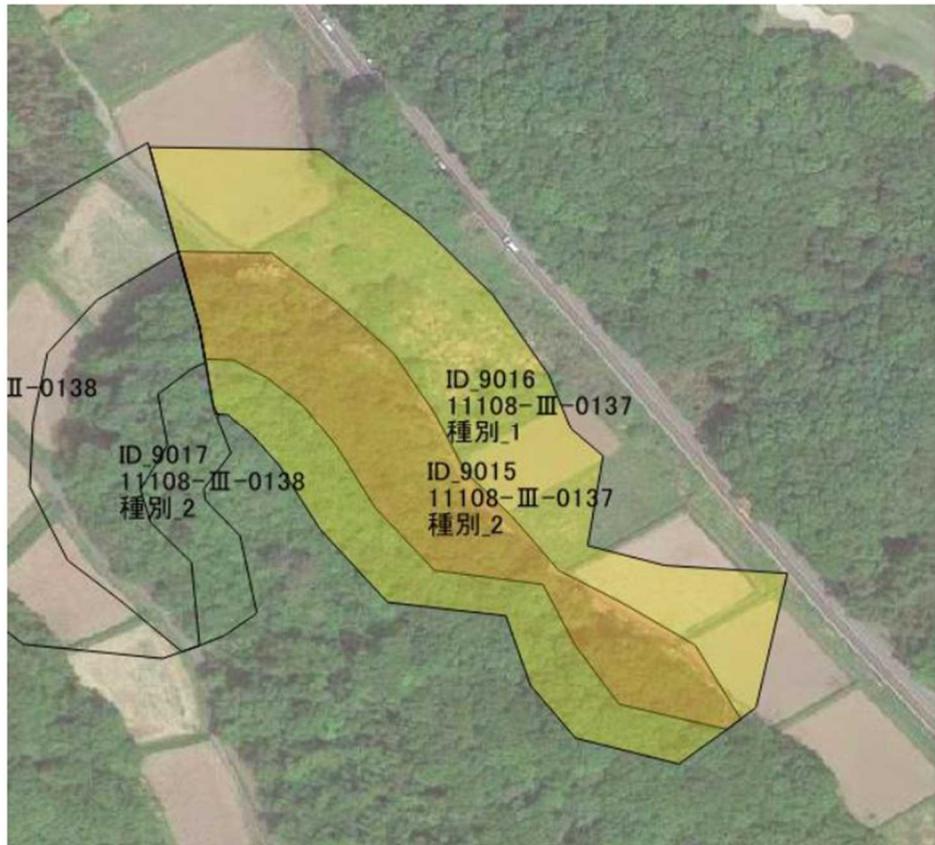
109 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼-1-2：急傾斜地の崩壊）



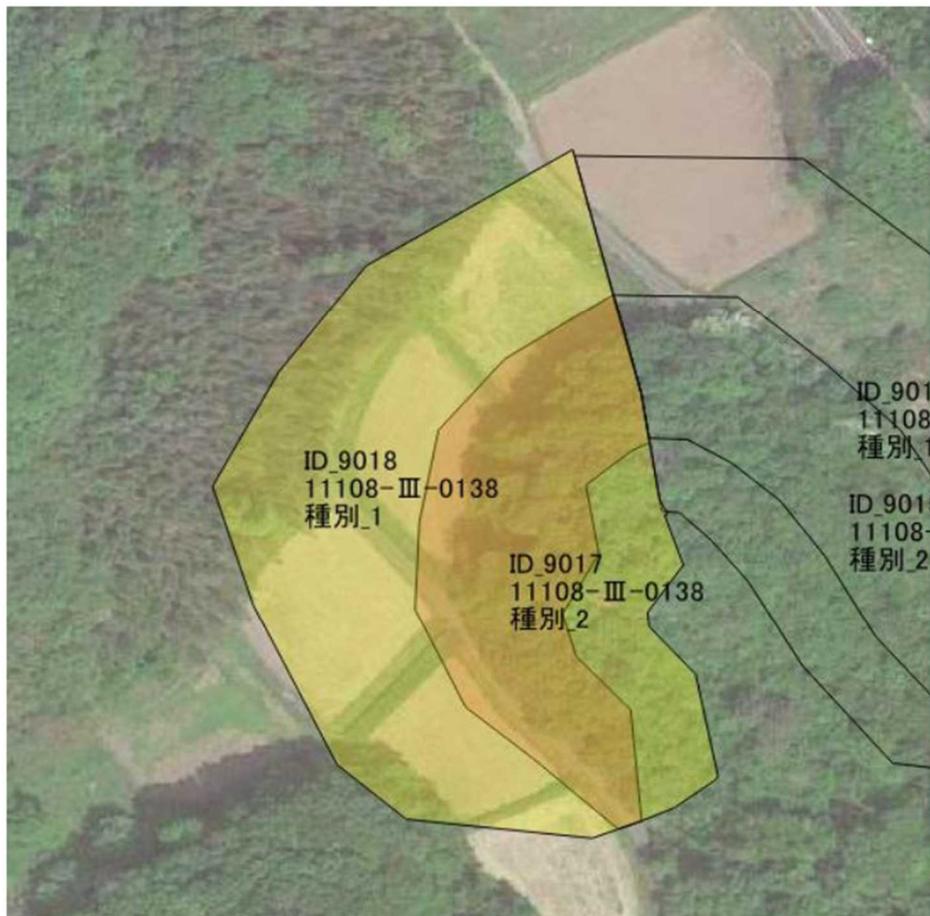
110 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼-1-3：急傾斜地の崩壊）



111 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼-2：急傾斜地の崩壊）



112 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼-3：急傾斜地の崩壊）



113 土砂災害警戒区域等の指定箇所（牟礼：急傾斜地の崩壊）



114 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田-1：急傾斜地の崩壊）



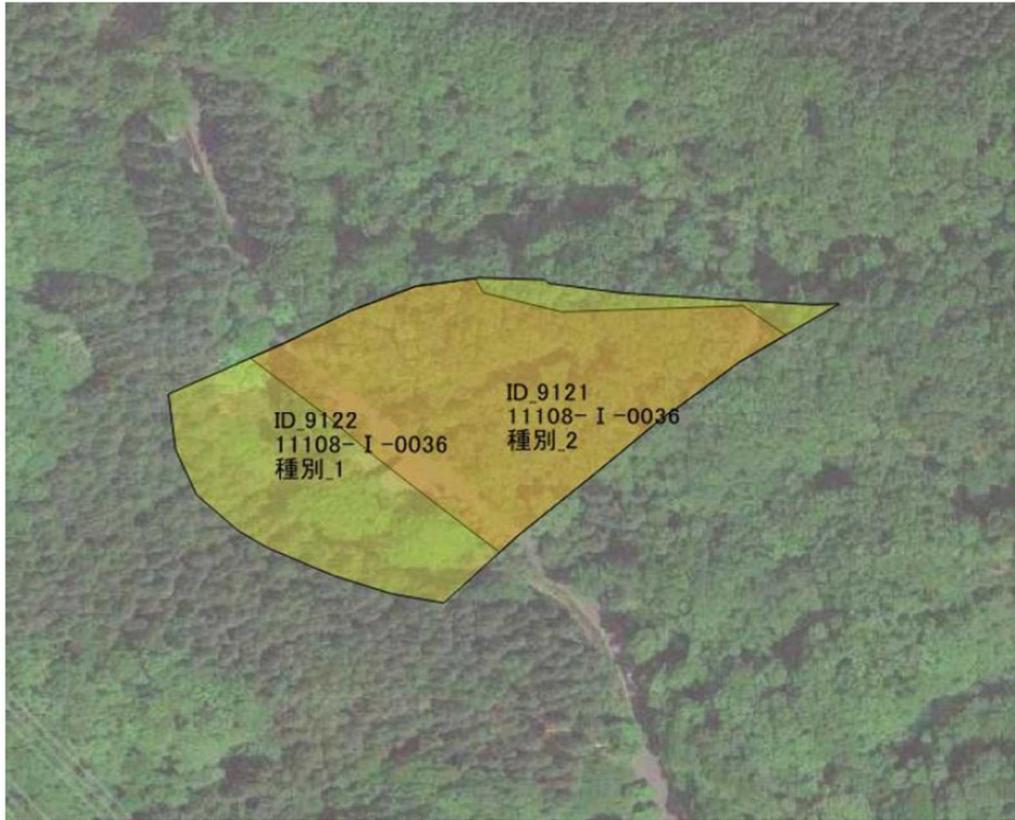
115 土砂災害警戒区域等の指定箇所（富田-2：急傾斜地の崩壊）



116 土砂災害警戒区域等の指定箇所（後山沢 2：土石流）



117 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布-2：急傾斜地の崩壊）



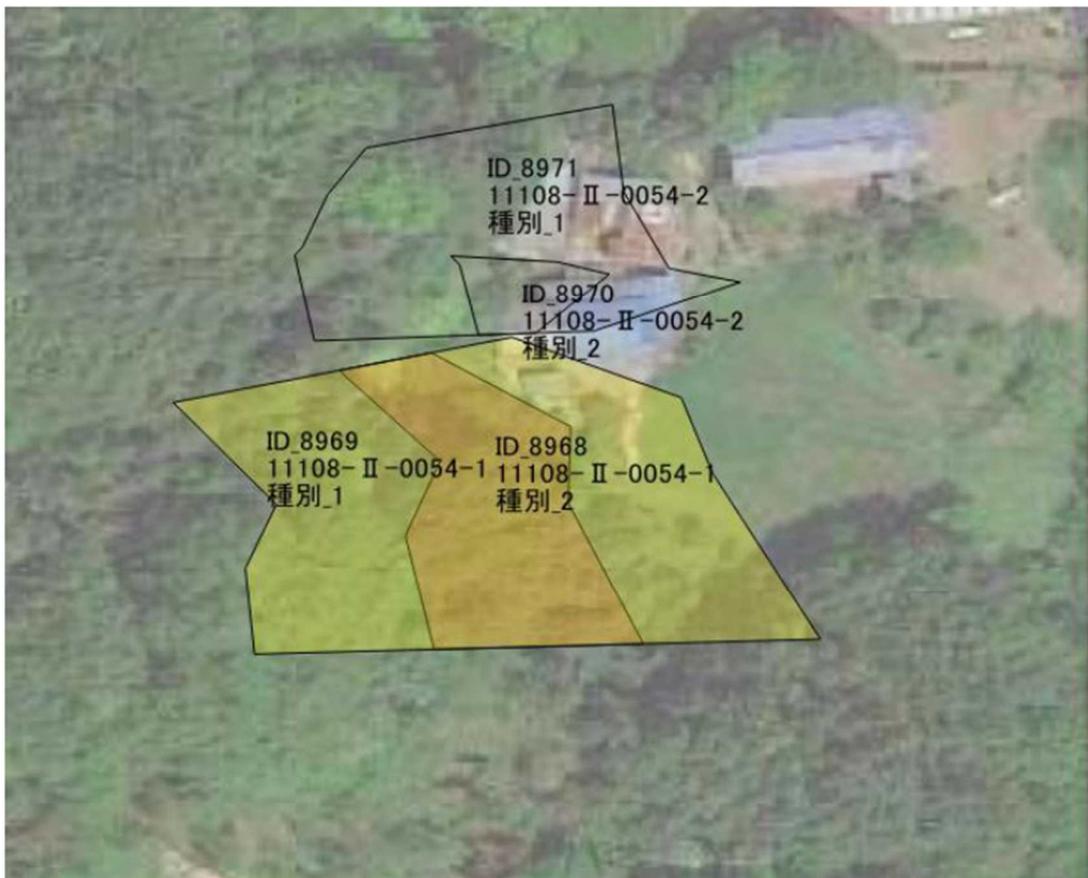
118 土砂災害警戒区域等の指定箇所（宿：急傾斜地の崩壊）



119 土砂災害警戒区域等の指定箇所（小林：急傾斜地の崩壊）



120 土砂災害警戒区域等の指定箇所（金尾1：急傾斜地の崩壊）



121 土砂災害警戒区域等の指定箇所（金尾2：急傾斜地の崩壊）



122 土砂災害警戒区域等の指定箇所（小林-1：急傾斜地の崩壊）



123 土砂災害警戒区域等の指定箇所（小林-2：急傾斜地の崩壊）



124 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿-1：急傾斜地の崩壊）



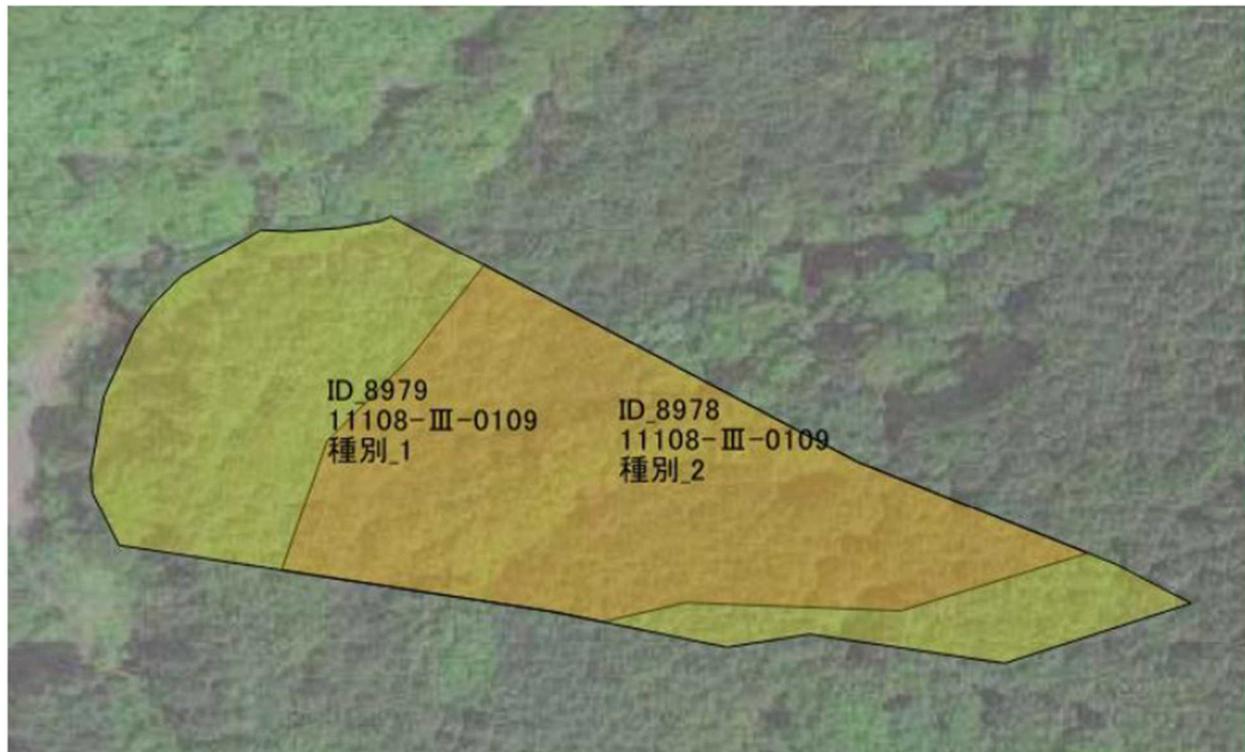
125 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿-1-1：急傾斜地の崩壊）



126 土砂災害警戒区域等の指定箇所（元宿-3：急傾斜地の崩壊）



127 土砂災害警戒区域等の指定箇所（金尾-1：急傾斜地の崩壊）



128 土砂災害警戒区域等の指定箇所（金尾-2：急傾斜地の崩壊）



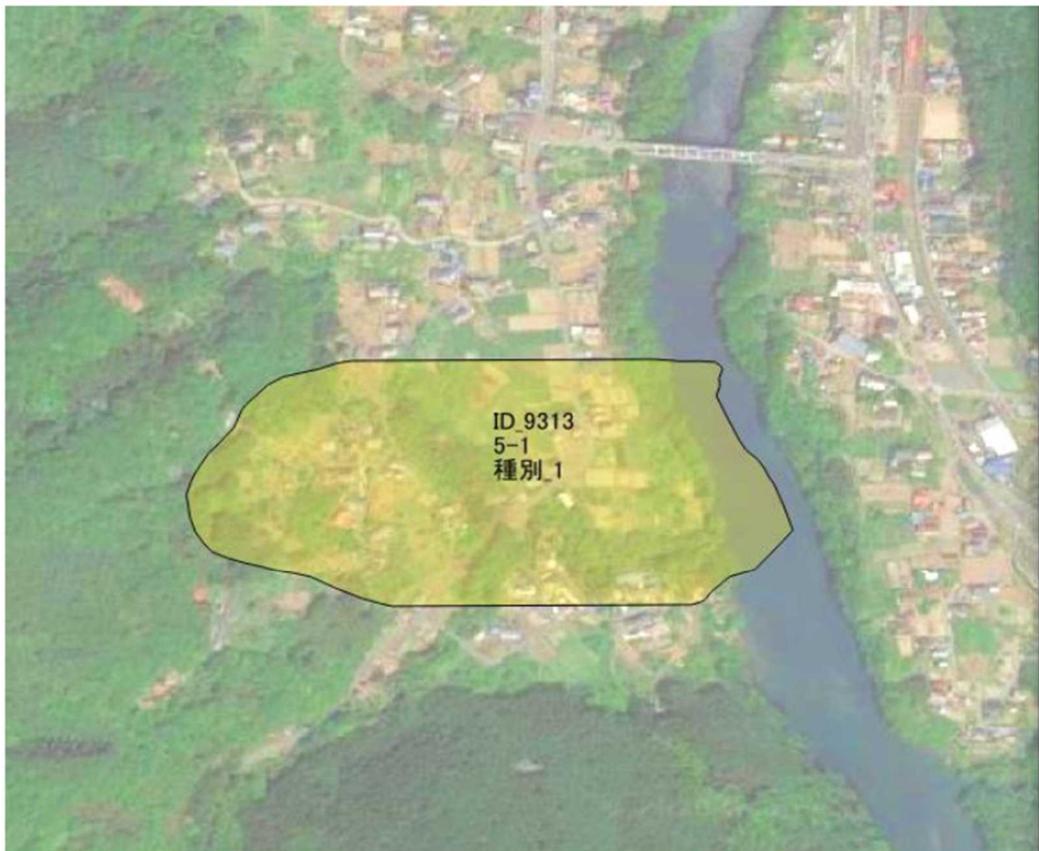
129 土砂災害警戒区域等の指定箇所（宿-1：急傾斜地の崩壊）



130 土砂災害警戒区域等の指定箇所（宿-2：急傾斜地の崩壊）



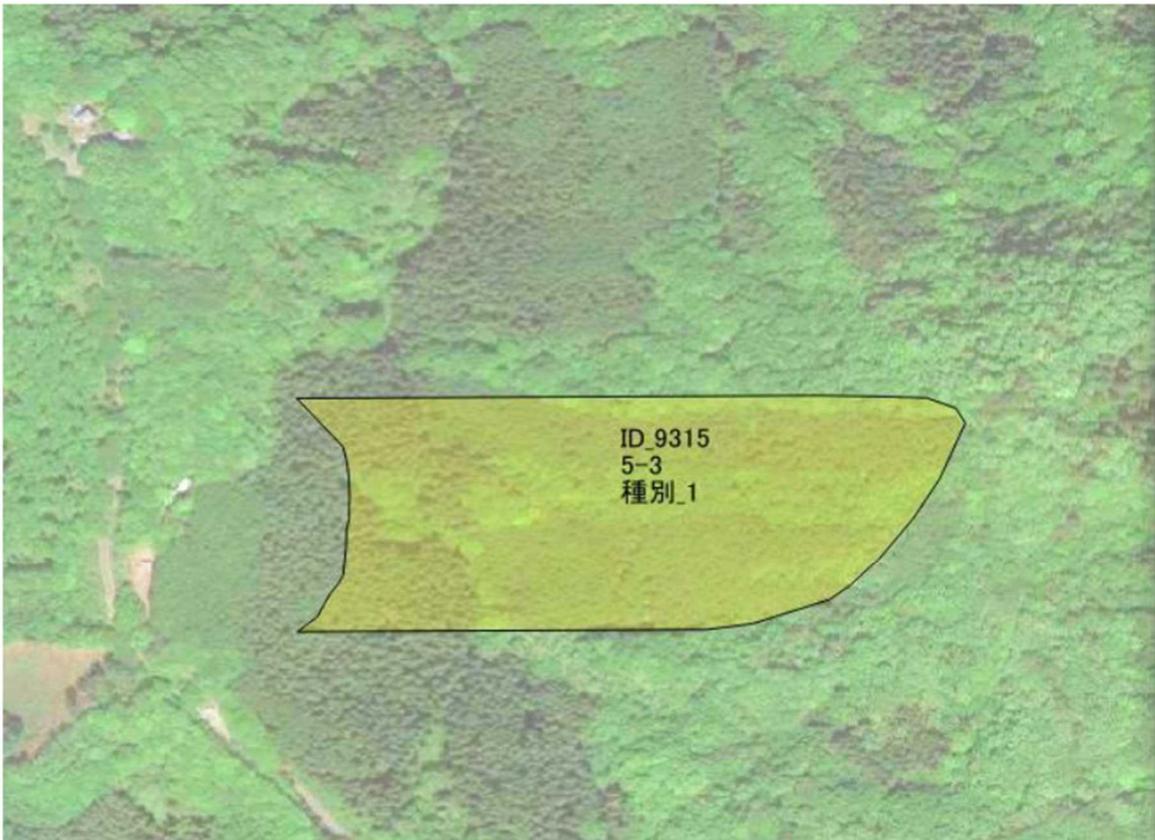
131 土砂災害警戒区域等の指定箇所（金尾：地すべり）



132 土砂災害警戒区域等の指定箇所（末野：地すべり）



133 土砂災害警戒区域等の指定箇所（風布：地すべり）



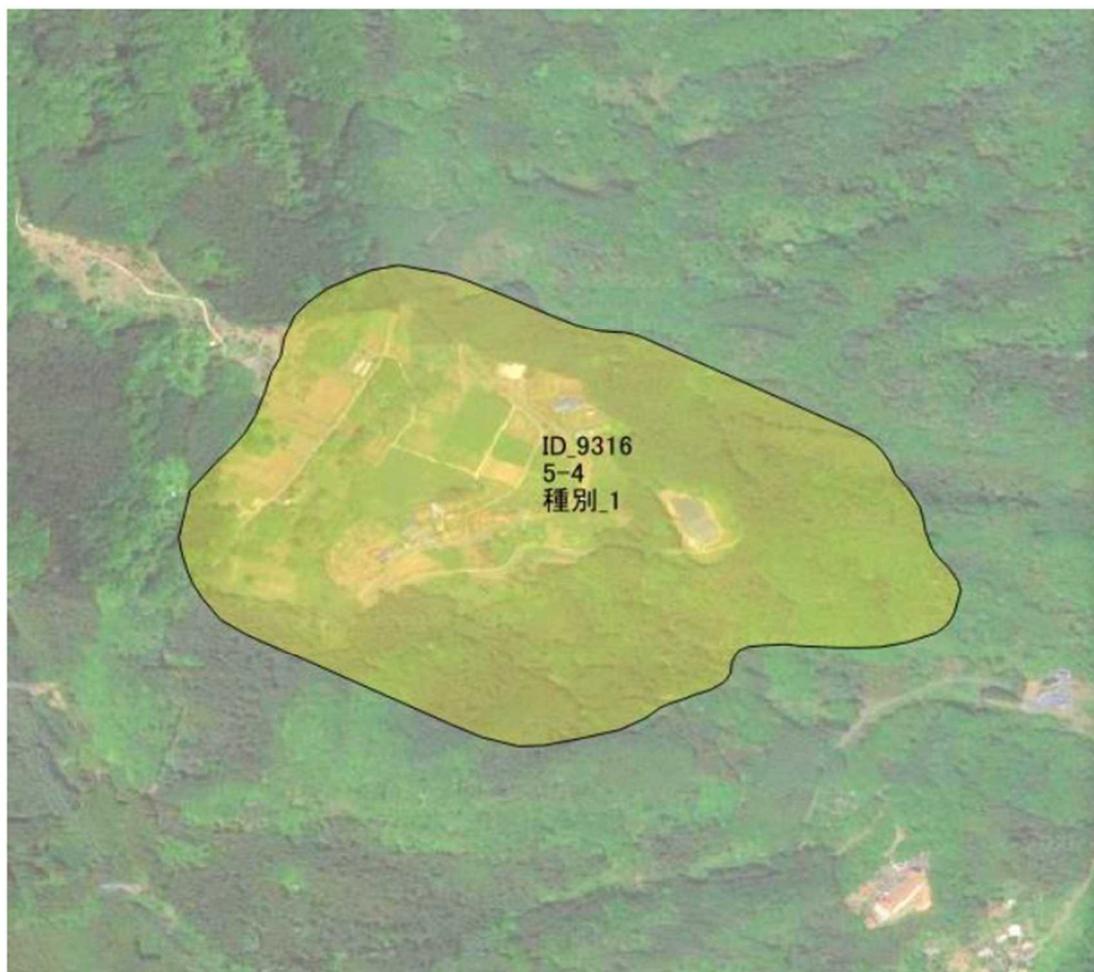
134 土砂災害警戒区域等の指定箇所（秋山-1：急傾斜地の崩壊）



135 土砂災害警戒区域等の指定箇所（秋山-2：急傾斜地の崩壊）



136 土砂災害警戒区域等の指定箇所（秋山：地滑り）



137 土砂災害警戒区域等の指定箇所（土井ノ沢川：土石流）



138 土砂災害警戒区域等の指定箇所（秋山沢_2：土石流）



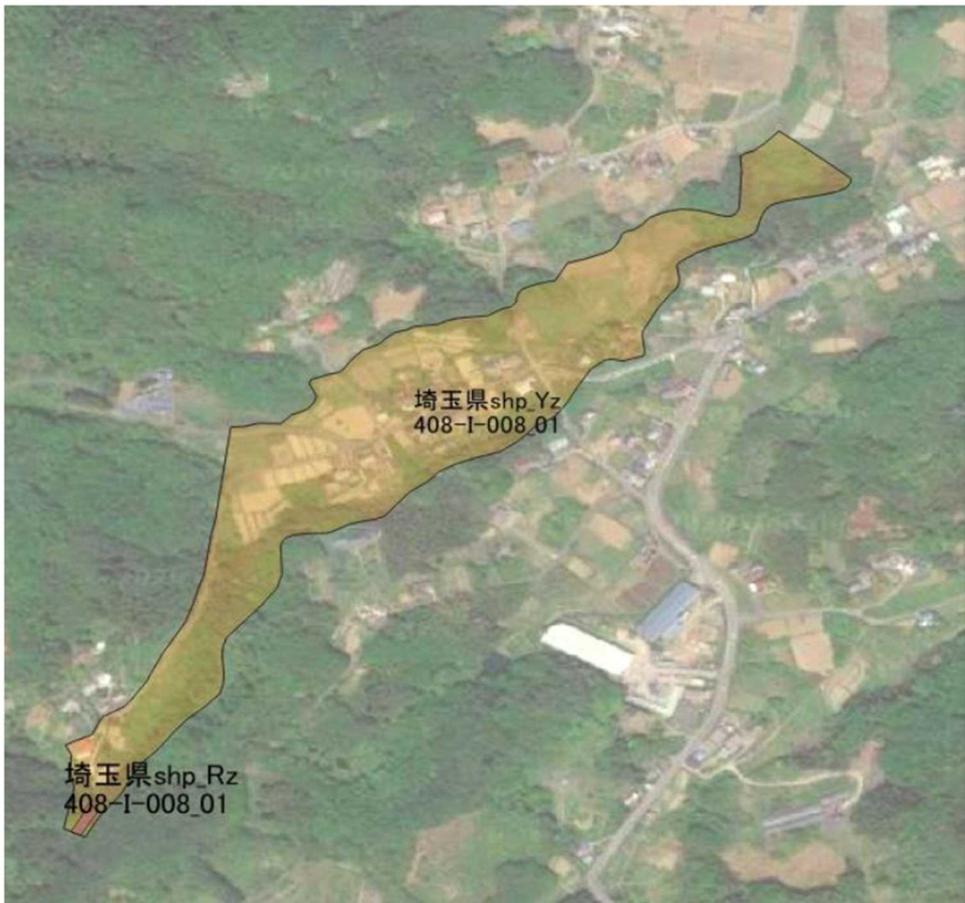
139 土砂災害警戒区域等の指定箇所（日影沢_1：土石流）



140 土砂災害警戒区域等の指定箇所（日影沢_2：土石流）



141 土砂災害警戒区域等の指定箇所（秋山沢_1：土石流）



142 土砂災害警戒区域等の指定箇所（荒谷川1：土石流）



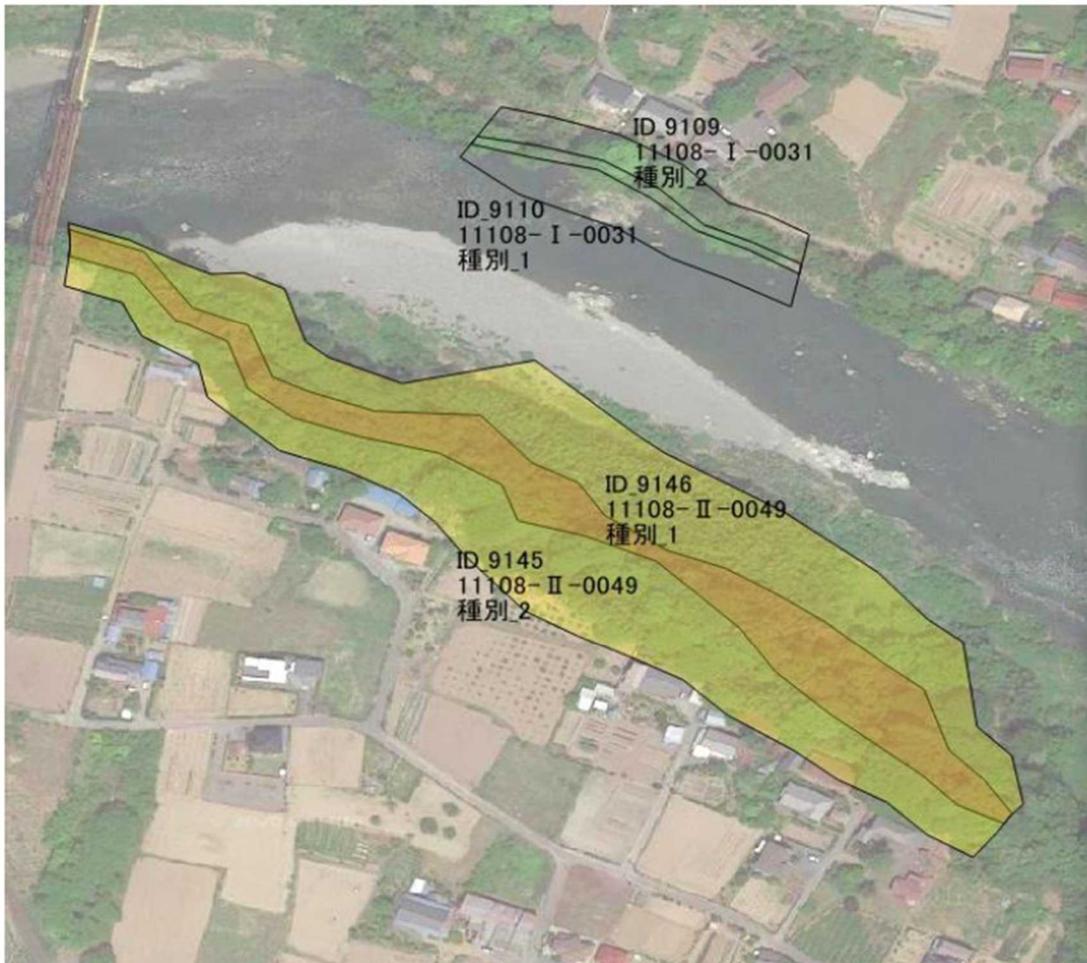
143 土砂災害警戒区域等の指定箇所（荒谷川 2：急傾斜地の崩壊）



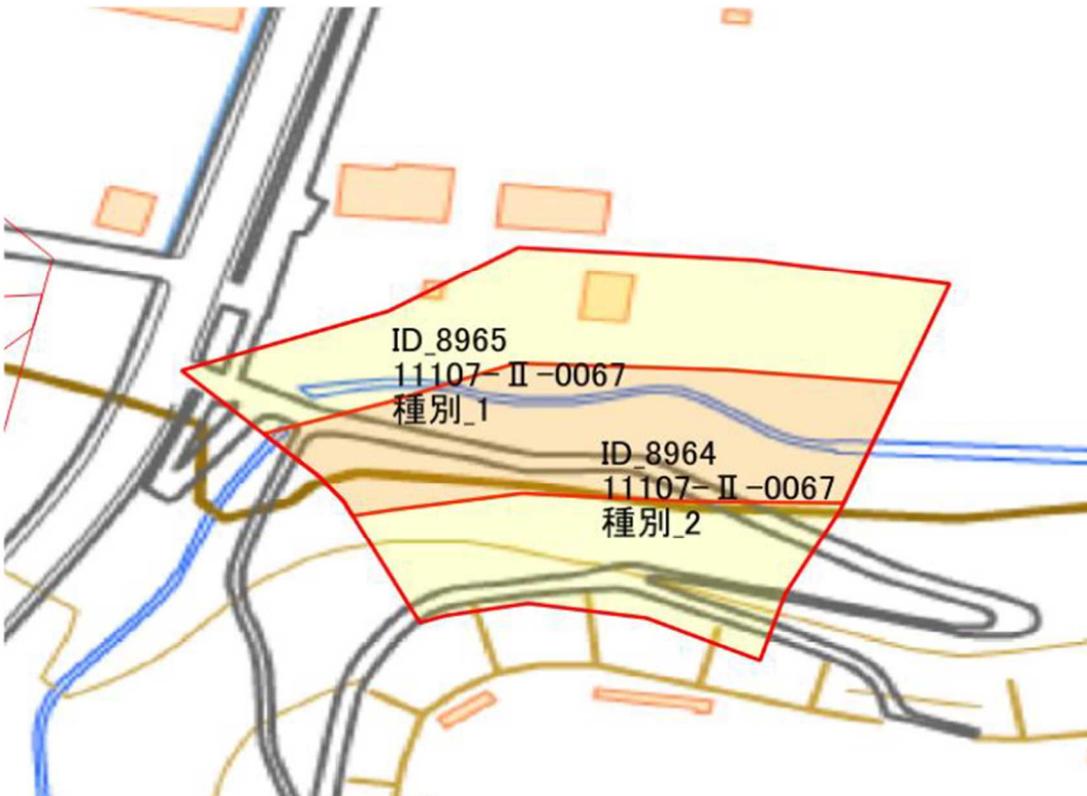
144 土砂災害警戒区域等の指定箇所（大山沢：土石流）



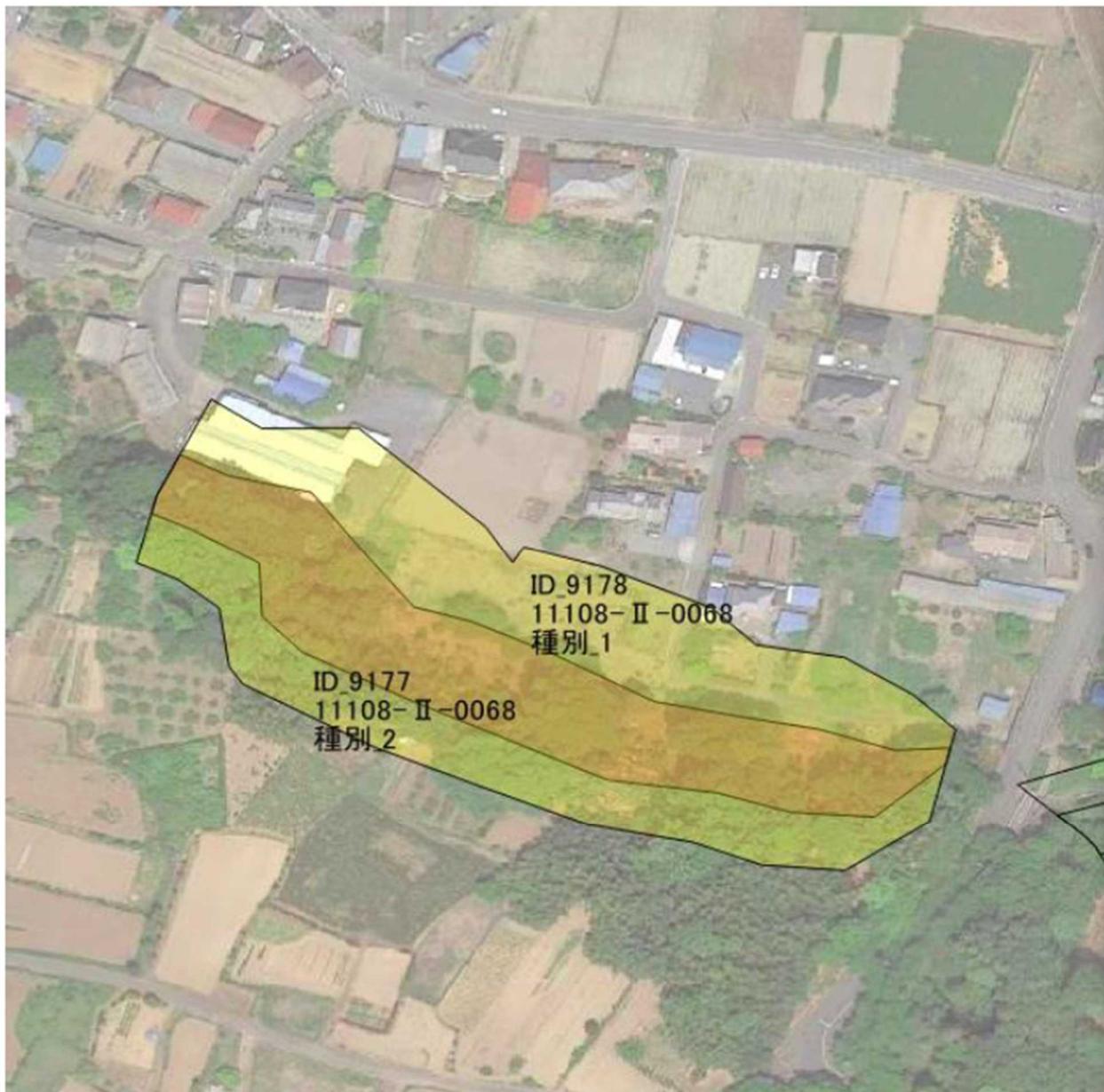
145 土砂災害警戒区域等の指定箇所（下郷：急傾斜地の崩壊1箇所）



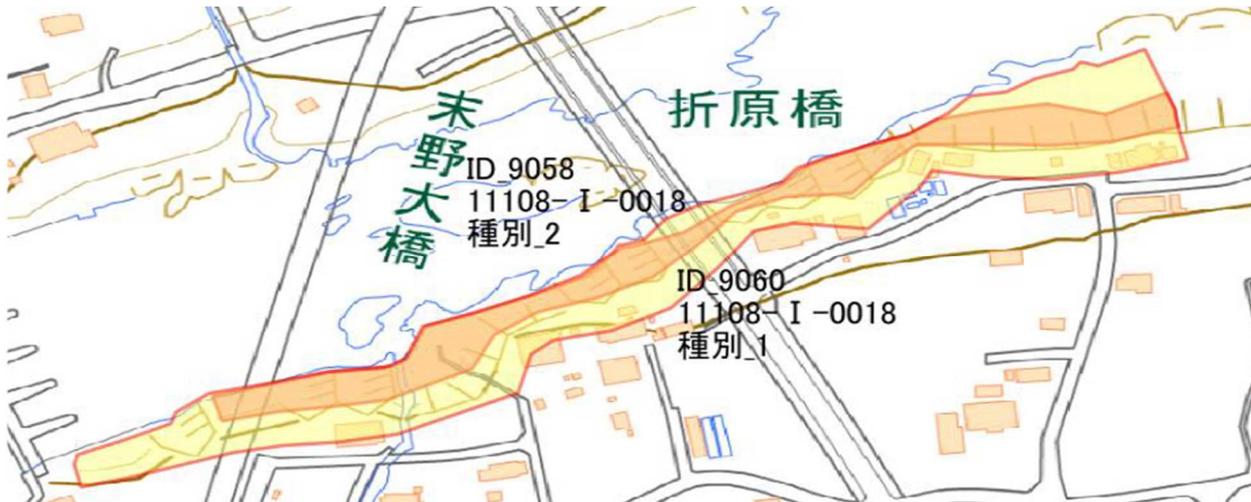
146 土砂災害警戒区域等の指定箇所（下郷-1：急傾斜地の崩壊）



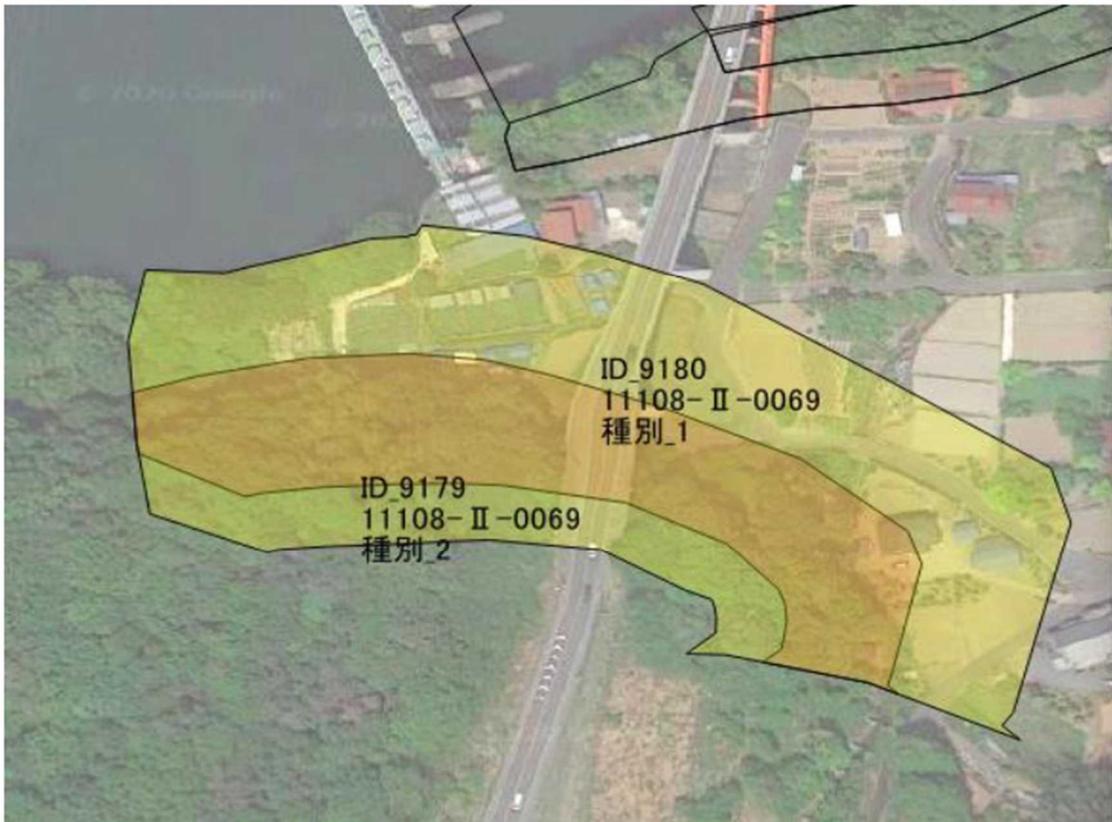
147 土砂災害警戒区域等の指定箇所（下郷-2：急傾斜地の崩壊）



148 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷：急傾斜地の崩壊）



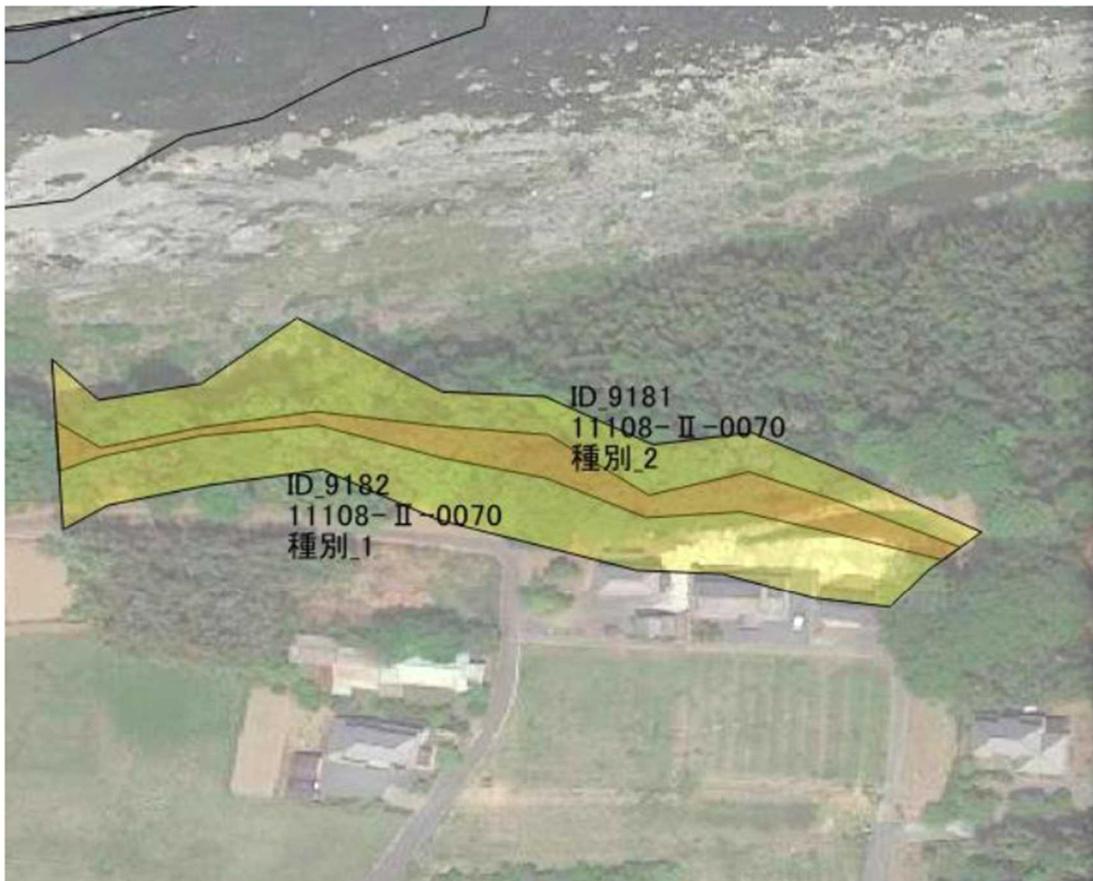
149 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-1（Ⅱ）：急傾斜地の崩壊）



150 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-1（Ⅲ）：急傾斜地の崩壊）



151 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-2：急傾斜地の崩壊）



152 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-2-1：急傾斜地の崩壊）



153 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-2-2：急傾斜地の崩壊）



154 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-3-1：急傾斜地の崩壊）



155 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上郷-3-2：急傾斜地の崩壊）



156 土砂災害警戒区域等の指定箇所（平倉：急傾斜地の崩壊）



157 土砂災害警戒区域等の指定箇所（西ノ入沢 1_1：土石流）



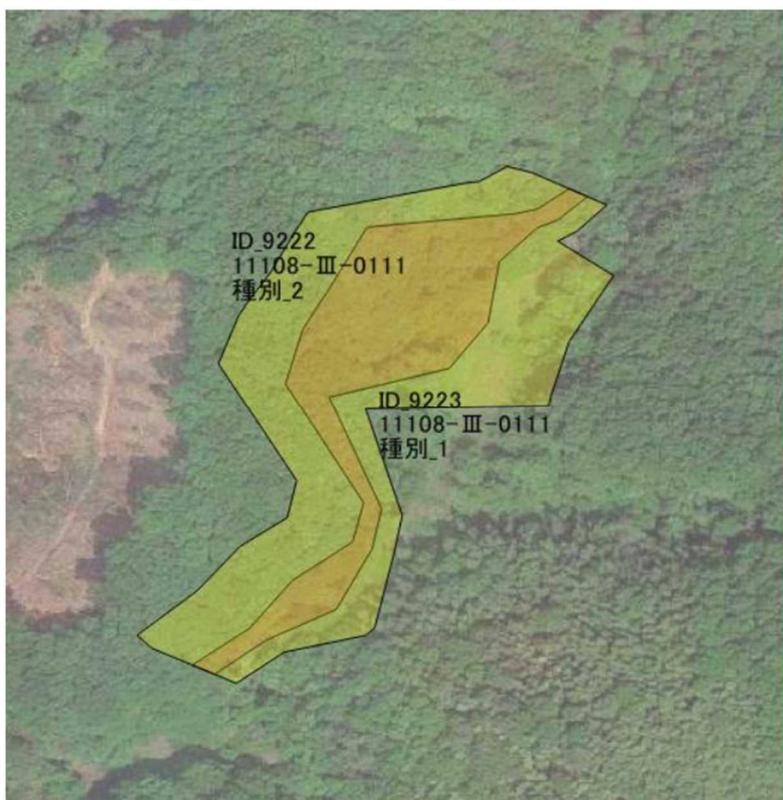
158 土砂災害警戒区域等の指定箇所（西ノ入沢 1_2：土石流）



159 土砂災害警戒区域等の指定箇所（西ノ入沢 2：土石流）



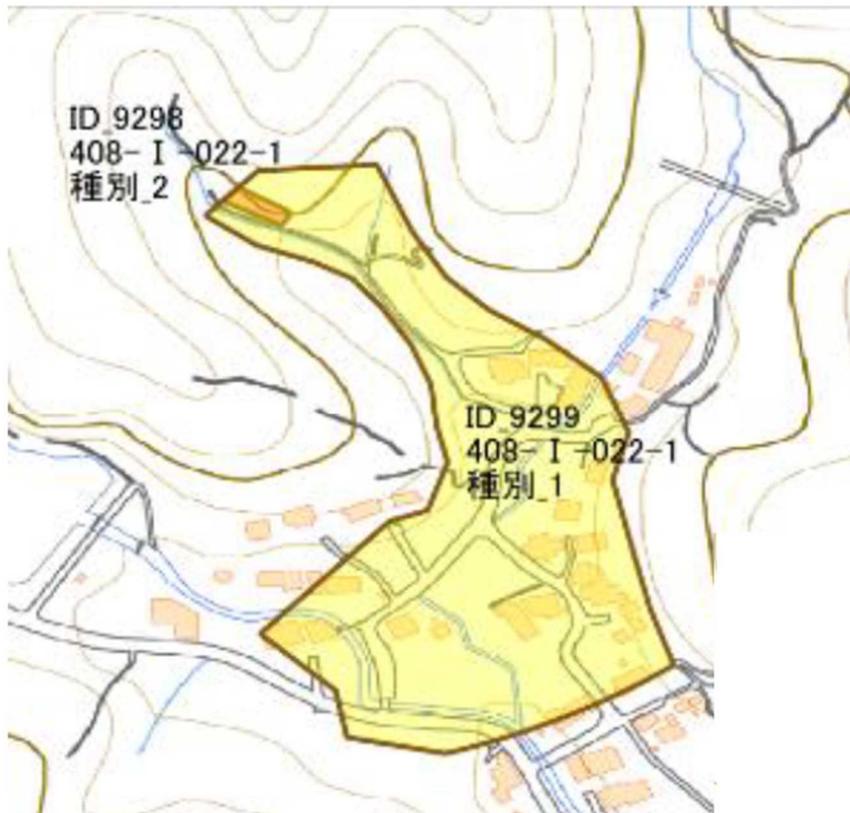
160 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品：急傾斜地の崩壊）



161 土砂災害警戒区域等の指定箇所（三品-7：急傾斜地の崩壊）



162 土砂災害警戒区域等の指定箇所（桜沢 3-1：土石流）



163 土砂災害警戒区域等の指定箇所（桜沢 3-2：土石流）



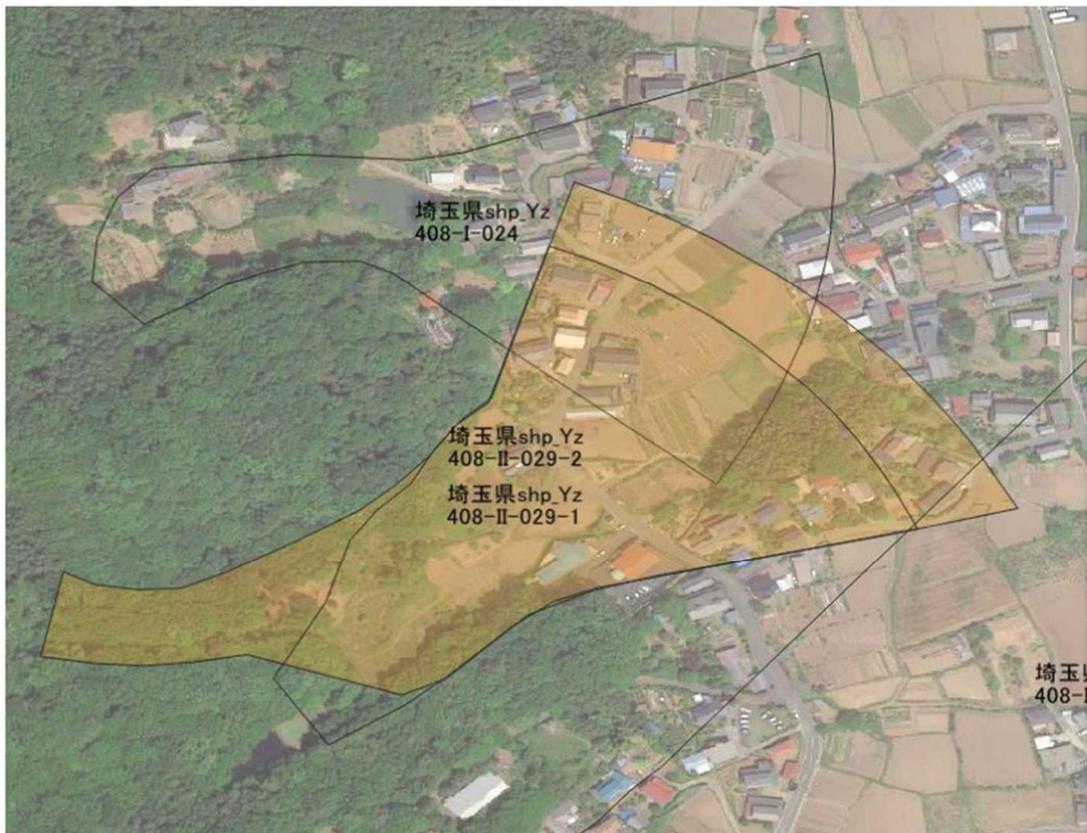
164 土砂災害警戒区域等の指定箇所（南飯塚沢：土石流）



165 土砂災害警戒区域等の指定箇所（桜沢 4-1：土石流）



166 土砂災害警戒区域等の指定箇所（桜沢 4-2：土石流）



167 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山の根沢：土石流）



168 土砂災害警戒区域等の指定箇所（桜沢2：土石流）



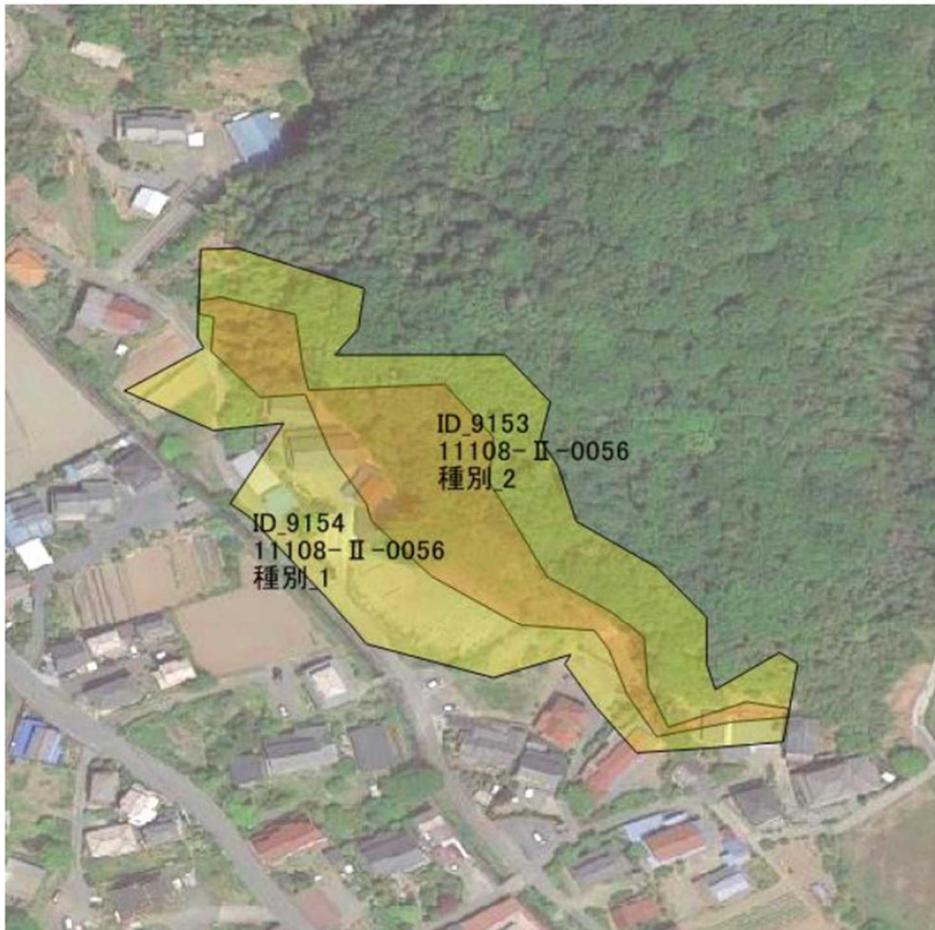
169 土砂災害警戒区域等の指定箇所（深田谷津-2：急傾斜地の崩壊）



170 土砂災害警戒区域等の指定箇所（深田谷津沢：土石流）



171 土砂災害警戒区域等の指定箇所（深田谷津-1：急傾斜地の崩壊）



172 土砂災害警戒区域等の指定箇所（桜沢1：土石流）



173 土砂災害警戒区域等の指定箇所（中小前田：急傾斜地の崩壊）



174 土砂災害警戒区域等の指定箇所（玉淀-1：急傾斜地の崩壊）



175 土砂災害警戒区域等の指定箇所（玉淀-2：急傾斜地の崩壊）



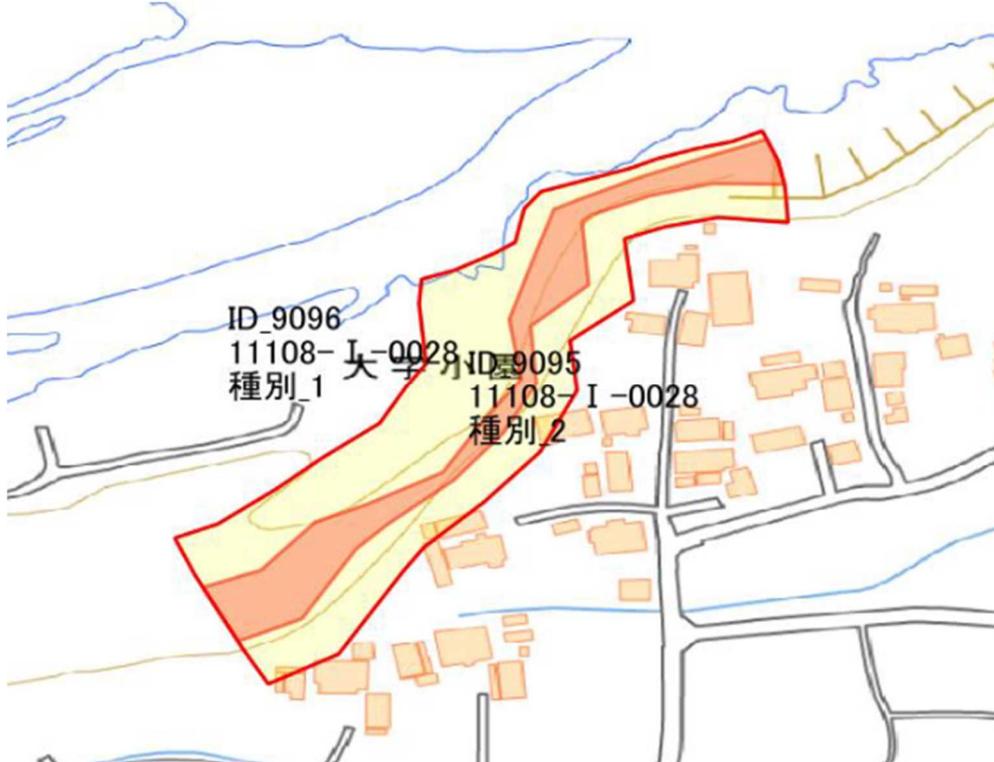
176 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津-1：急傾斜地の崩壊）



177 土砂災害警戒区域等の指定箇所（谷津-2：急傾斜地の崩壊）



178 土砂災害警戒区域等の指定箇所（小園：急傾斜地の崩壊）



179 土砂災害警戒区域等の指定箇所（小園1：急傾斜地の崩壊）



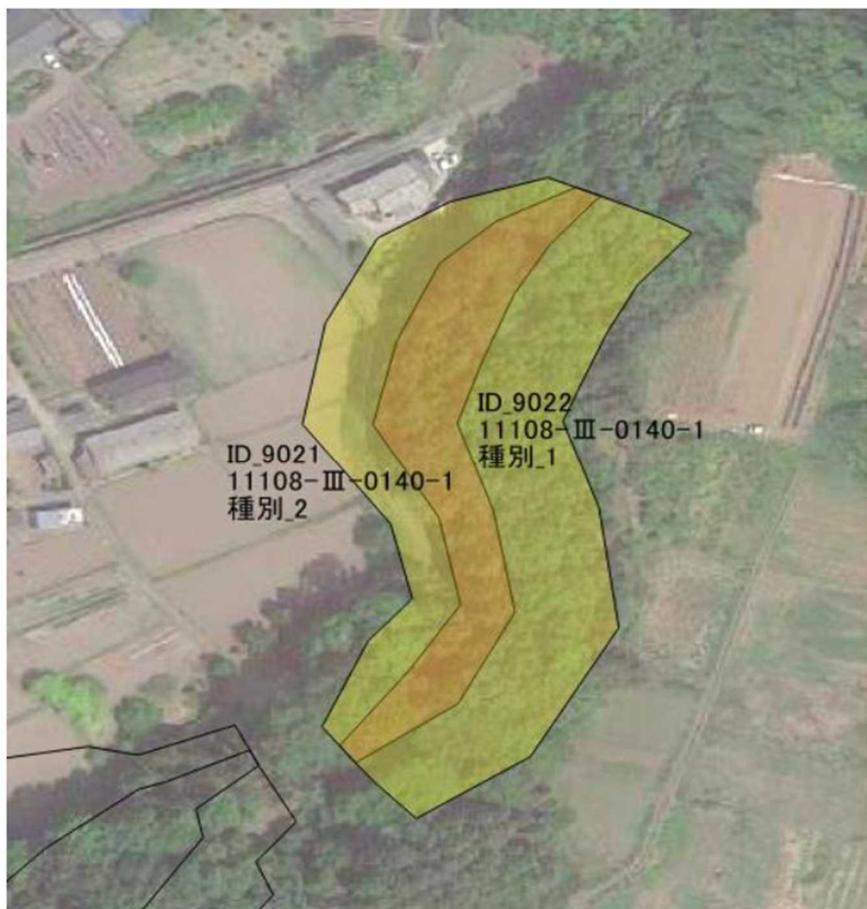
180 土砂災害警戒区域等の指定箇所（露梨子-3：急傾斜地の崩壊）



181 土砂災害警戒区域等の指定箇所（露梨子-2：急傾斜地の崩壊）



182 土砂災害警戒区域等の指定箇所（露梨子-1：急傾斜地の崩壊）



183 土砂災害警戒区域等の指定箇所（上の町：急傾斜地の崩壊）



184 土砂災害警戒区域等の指定箇所（鉢形沢：土石流）



185 土砂災害警戒区域等の指定箇所（保田原：急傾斜地の崩壊）



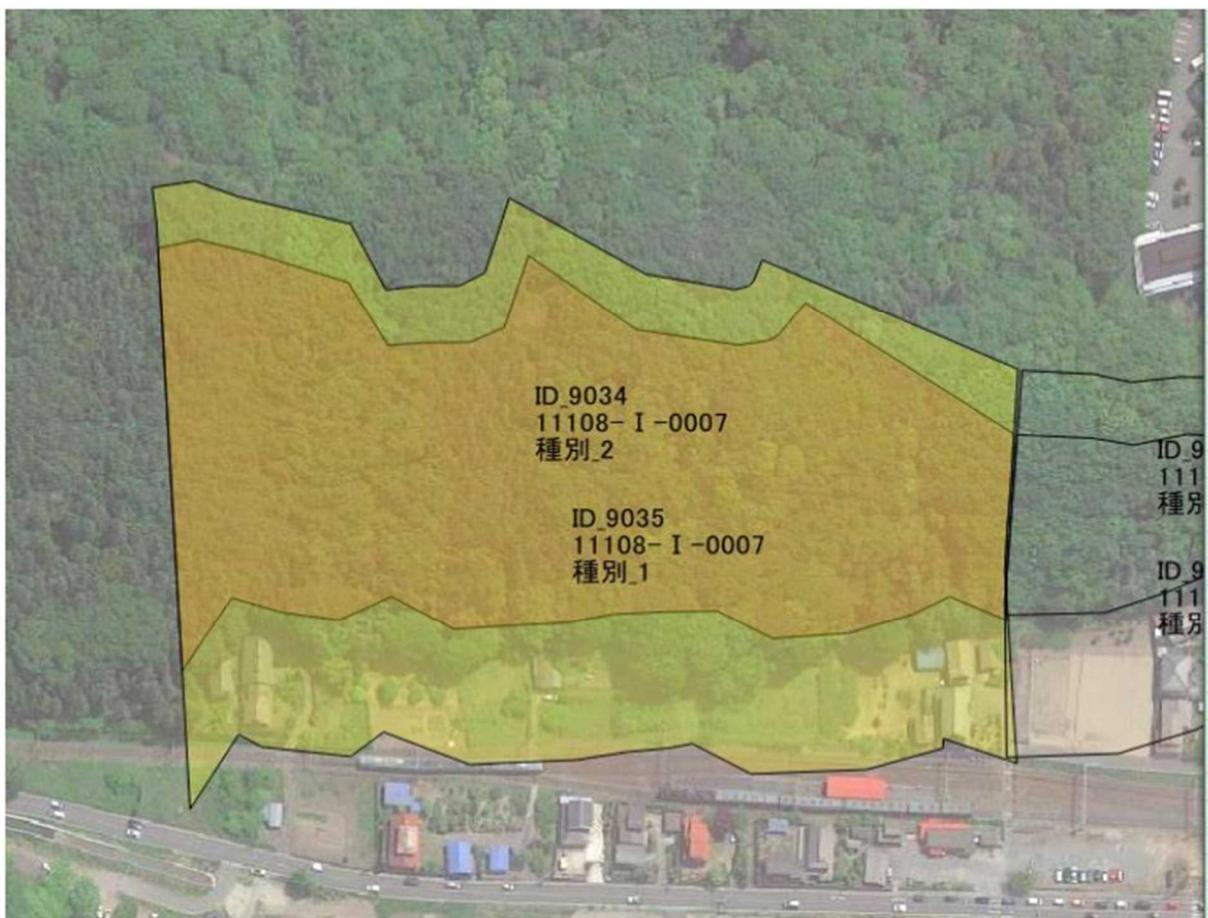
186 土砂災害警戒区域等の指定箇所（寄居 580：急傾斜地の崩壊）



187 土砂災害警戒区域等の指定箇所（正喜橋：急傾斜地の崩壊）



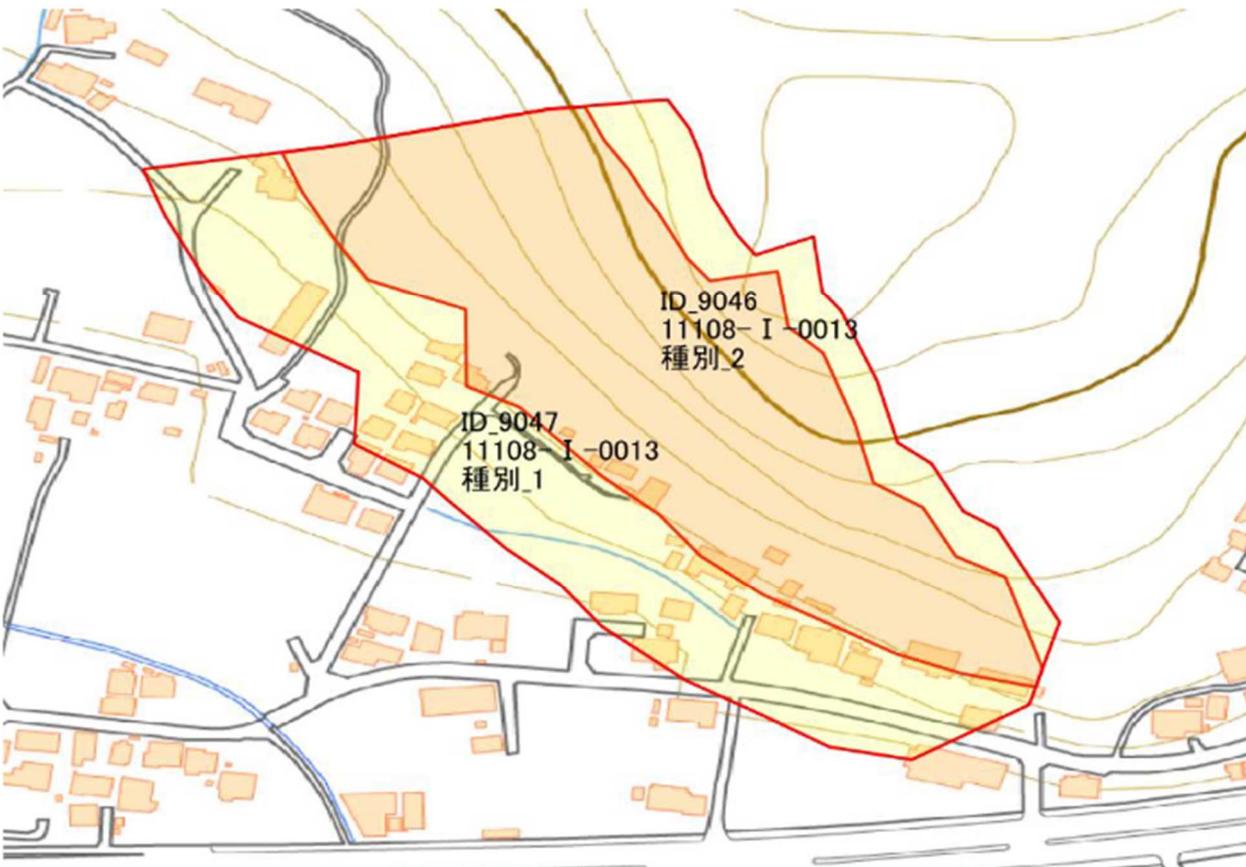
188 土砂災害警戒区域等の指定箇所（波久礼：急傾斜地の崩壊）



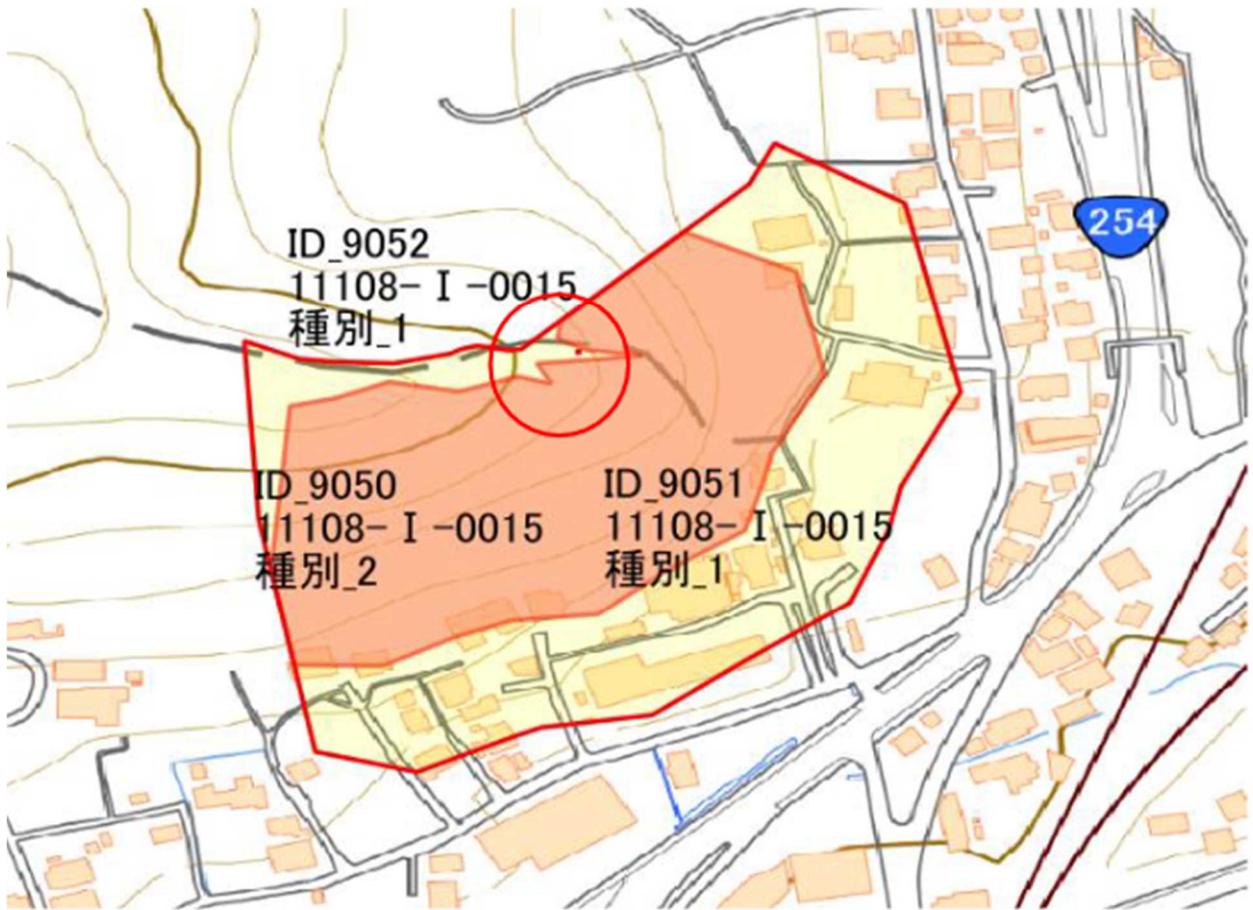
189 土砂災害警戒区域等の指定箇所（波久礼-1：急傾斜地の崩壊）



190 土砂災害警戒区域等の指定箇所（常木：急傾斜地の崩壊）



191 土砂災害警戒区域等の指定箇所（山崎：急傾斜地の崩壊）



192 土砂災害警戒区域等の指定箇所（露梨子：急傾斜地の崩壊）



193 土砂災害警戒区域等の指定箇所（鉢形：急傾斜地の崩壊）



5 医療

■資料 5-1 病院・診療所一覧

寄居町 病院・診療所一覧

病院・診療所名	住 所	電話番号
休日診療所・こども夜間診療所	深谷市国済寺 319-3	048-573-7723
埼玉よりい病院	寄居町大字用土 395	048-579-2788
五十嵐整形外科医院	寄居町大字桜沢 1017-5	048-580-1482
市川医院	寄居町大字寄居 1056	048-581-0535
おぶすま診療所	寄居町大字赤浜 965-2	048-582-2211
小久保医院	寄居町大字用土 2176-2	048-584-2030
埼玉療育園	寄居町大字藤田 179-1	048-581-0351
佐伯医院	寄居町大字寄居 988	048-581-0204
清水医院	寄居町大字寄居 657	048-581-0051
高間クリニック	寄居町大字寄居 671-3	048-581-0751
田中医院	寄居町大字赤浜 1162	048-582-0015
はらしま医院	寄居町大字保田原 163-7	048-586-0081
藤野クリニック	寄居町大字寄居 1153-1	048-581-1035
山田整形外科内科医院	寄居町大字桜沢 218-5	048-581-6761
寄居本町クリニック	寄居町大字寄居 808-1	048-580-2550
清水眼科医院	寄居町大字寄居 1057-3	048-581-0378
林りくろう診療所	寄居町大字用土 5402-6	048-584-7545
くじらおかハートクリニック	寄居町大字赤浜 1157	048-577-0010
寄居中央眼科	寄居町大字桜沢 178-1	048-581-6776
井口歯科医院	寄居町大字用土 4434	048-584-2009
岩田歯科医院	寄居町大字寄居 896	048-581-0033
おおさわ歯科クリニック	寄居町大字桜沢 2315	048-580-2233
大島歯科医院	寄居町大字寄居 1364	048-581-1188
大野歯科医院	寄居町大字三品 232-2	048-586-1245
こすげ歯科医院	寄居町大字牟礼 533-1	048-582-3150
小西歯科医院	寄居町大字寄居 931	048-581-0382
清水歯科医院	寄居町大字赤浜 1415-1	048-582-2525
清水歯科クリニック	寄居町大字寄居 294-1	048-581-0852
しむら歯科	寄居町大字桜沢 551	048-581-0447
鳥塚歯科医院	寄居町大字桜沢 1095-5	048-581-1300
ファミリーデンタルクリニック	寄居町大字用土 1479-4	048-584-4976
吉田歯科医院	寄居町大字末野 656-1	048-581-2165
リーフ歯科クリニック	寄居町大字桜沢 2916 へイア寄居北店	048-586-1182
のぞみデンタルクリニック	寄居町大字桜沢 1187-1	048-501-6483
只見歯科医院	寄居町大字寄居 1461435-5	048-578-6480

■資料 5-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

区 分	要配慮者利用施設	住 所	被害想定区域
社会福祉施設	介護老人保健施設やまざくら	末野 2109 番地	土砂災害警戒区域
社会福祉施設	グループホームうぐいす	桜沢 3574 番地 1	土砂災害警戒区域
医療施設	リーフ歯科クリニック	桜沢 2916 番地 ベイシア寄居北店	土砂災害警戒区域

■資料 5-3 『トリアージ・タグ』

トリアージ・タグ

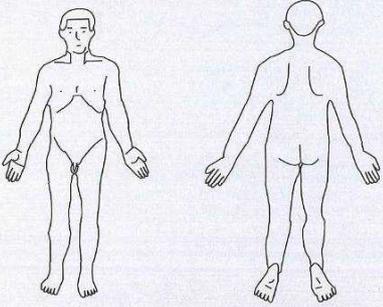
(表面)

(裏面)

(災害現場用)		春日部市消防本部	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III		
トリアージ実施機関	医 師 救急救命士 そ の 他		
症状・傷病名			
特記事項			

(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

特記事項



○
I
II
III

6 受援

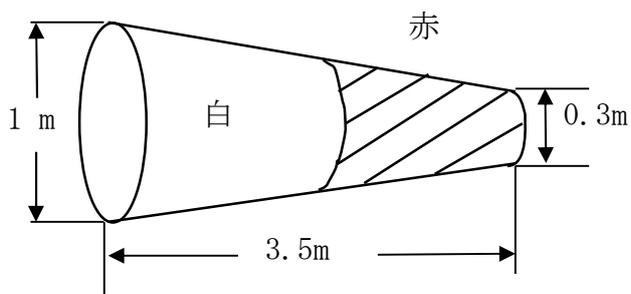
■資料 6-1 臨時ヘリポート指定地

臨時ヘリポート指定地

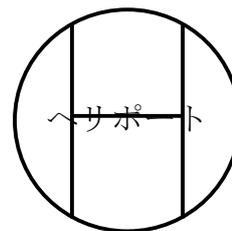
施設名	所在地	管理者	備考
寄居運動公園	折原 1856	教育委員会生涯学習課	転圧地で散水の必要性有り

□ヘリポートの設定基準

- 1 仰角 9° の線上 400m、幅 20m にわたって障害物がないこと。
- 2 地面は堅固で傾斜 6° 以内であること。
- 3 ヘリポートの近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。
- 4 離着陸時は風圧等により危険があるので人を接近させないようにすること。
- 5 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を表示して着陸中心を示すこと。
- 6 物資を輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。



吹き流し



ヘリポート

■資料 6-2 『埼玉県緊急消防援助隊受援計画』

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、幹事消防本部とする。
 - 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等の要請の手続等)

- 第3 緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第1のとおり行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防本部及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。
なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により速やかに行うものとする。
 - 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。
 - 5 知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。
 - 6 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生し、災害の状況及び県内消防援助隊の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。
 - (1) 埼玉県内で震度6強以上の揺れを観測した場合
 - (2) NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生した場合
 - (3) その他甚大な被害が見込まれる大規模な災害が発生した場合（大規模火災、航空機事故、鉄道事故、土砂災害等）

- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 9 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。
- なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式 1－1 により速やかに行うものとする。
- 10 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式 1 により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して埼玉県防災行政無線の一斉 F A X にて通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 3－2 により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式 1 を通信書として要請要綱別記様式 3－2 を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 知事は、長官から要請要綱別記様式 3－3 により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式 1 を通信書として要請要綱別記様式 3－3 を添付し、被災地を管轄する消防本部及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第 5 埼玉県内の消防本部は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 30 条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

2 知事は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第 6 応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等の要請時の連絡先は、別表第 2－1、別表第 2－2、別表第 2－3 及び別表第 2－4 までのとおりとする。
- (2) 埼玉県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関に対して連絡し、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。ただし、埼玉県防災行政無線等による一斉 F A X の連絡手段が適当な場合はこの限りではない。
- (3) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線 F A X（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて様式 1 を通信書とする。ただし、有線断絶時には主運用波、埼玉県防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、警察、自衛隊、DMAT等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員

(2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）

(3) 被災地消防本部の職員

(4) 防災航空隊の職員

6 調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。

8 調整本部は、埼玉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

9 埼玉県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、別紙第2-1、別紙第2-2、別紙第2-3及び別紙第2-4を活用し、運用するものとする。

11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 15 調整本部は、被災地消防本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合や、当該調整本部が緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。

（消防早期調整本部の設置）

- 第8 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生するおそれの段階で、被害発生前から早期に準備対応の体制を整えるため、消防早期調整本部を設置することができるものとする。
- (1) 台風及び大雨等を要因とする特別警報が発令され、知事が必要と判断した場合
 - (2) その他、県と代表消防機関の協議により必要と判断した場合
- 2 消防早期調整本部は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
 - 3 消防早期調整本部の本部長は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
 - 4 消防早期調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長をもって充てるものとする。
 - 5 消防早期調整本部の構成メンバーは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員
 - (2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
 - 6 消防早期調整本部は、「埼玉県消防早期調整本部」と呼称するものとする。
 - 7 知事は、消防早期調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。
 - 8 消防早期調整本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 災害対応活動上把握しておく必要がある情報の収集に関する事。
 - (2) 県内消防力の掌握及び各消防本部との情報共有に関する事。
 - (3) 県内の応援要請や緊急消防援助隊の要請にかかる調整に関する事。
 - 9 消防早期調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
 - 10 消防早期調整本部は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊を要請した場合、第7の調整本部に移行するものとする。

（指揮本部の設置）

- 第9 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害情報（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関する事。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関する事。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関する事。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関する事。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び

消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

第11 埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4-1のとおりとする。

- 2 埼玉県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用無線機周波数のチャンネルは、別表第4-2のとおりとする。
- 3 消防救急デジタル無線の共通波の整備状況は、別表第4-3のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

（進出拠点）

第12 調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。

なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
 - (2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、被災地消防本部、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部並びに別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

- 3 進出拠点担当消防本部、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。ただし、被災状況により派遣出来ない場合はこの限りではない。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊等（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（任務付与）

第 13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

第 14 知事は、災対本部等において、自衛隊、警察、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配付）

第 15 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第 16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

（宿営場所）

第 17 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定した宿営場所について、被災地消防本部及び別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

（燃料補給場所）

第 18 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 10 のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

第 20 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

2 調整本部長は、必要に応じ、長官に対して重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第 21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(増隊要請)

第 22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式 1-1 により長官に対して増隊の要請を行うものとする。

2 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式 1-2 により知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

(部隊移動)

第 23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第 3 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第 24 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

3 知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により部隊移動の連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により埼玉県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第 25 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意

見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、県内消防本部の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び部隊移動先の市町村長に対し、要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第26 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第27 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地对策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。
なお、書面による通知は、要請要綱別記様式4-1により速やかに行うものとする。
 - 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

- 第28 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。
- 特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止面の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

- 第29 知事及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。
- (1) 各部隊の進出拠点
 - (2) ヘリコプター離着陸場

- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第 30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第 31 各消防本部の消防長は、当該消防本部の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空部隊の受援計画)

第 32 航空隊受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

(首都直下地震が発生した場合の受援計画)

第 33 本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

(訓練等の実施)

第 34 埼玉県は、原則年 1 回、埼玉県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

(その他)

第 35 その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附 則

この計画は、平成 16 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 18 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 20 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年2月1日から施行する。

7 協定等

■資料 7-1 協定等一覧

(1) 自治体・公共的団体

締結先	協定及び覚書名称	内 容	締結日
埼玉県	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	防災ヘリコプターの応援	平成3年 3月29日
熊谷市、深谷市	災害時の相互応援に関する協定	食料、生活必需品、その他必要とする支援	平成8年 3月1日
埼玉県内各市町村	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	食料、生活必需品、その他必要とする支援	平成19年 5月1日
寄居警察署	大規模災害発生時における施設使用に関する協定	管理施設の活動拠点等利用	平成22年 2月9日
埼玉県立寄居城北高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	管理施設の避難所等利用	平成22年 9月1日
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換等に関する協定	各種情報の交換等	平成22年 12月22日
八王子市、小田原市	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	食料、生活必需品、その他必要とする支援	平成29年 3月1日

(2) 事業者・民間団体

締結先	協定及び覚書名称	内 容	締結日
株式会社ベルク	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	食料品、生活必需品等の優先供給	平成17年 1月18日
三国コカ・コーラ ボトリング株式会社 (現コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社)	災害時における救援物資提供に関する協定書	飲料水の優先的安定供給	平成17年 12月8日
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	電気設備等の復旧活動等	平成20年 4月16日
社団法人埼玉県トラック協会 寄居支部 (現一般社団法人)	災害時における物資の輸送に関する協定書	物資の輸送	平成24年 1月31日
株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	日用品等の生活必需品等の供給	平成24年 7月12日
株式会社アクティオ	災害時における物資の供給に関する協定書	仮設トイレ・発電機その他のレンタル機材の供給	平成24年 8月3日
埼玉県佛教会寄居地区寄居町 災害対策協力寺院	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	管理施設の避難所等利用	平成25年 5月14日
社会福祉法人栄寿会 特別 養護老人ホームあきやま苑	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日
社会福祉法人はぐくむ会 介 護老人保健施設 逍遙の郷	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日
特定医療法人俊仁会 介護老 人保健施設 やまざくら	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日

締結先	協定及び覚書名称	内 容	締結日
社会福祉法人大里ふくしむら 特別養護老人ホーム 花ぞの	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成 26 年 2 月 24 日
一般社団法人深谷市・大里郡医師会 (現一般社団法人深谷寄居医師会)	災害時の医療救護活動に関する協定書	医療救護活動	平成 27 年 4 月 15 日
埼玉土地家屋調査士会	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書	家屋被害認定調査	平成 27 年 5 月 19 日
大里郡市歯科医師会 (現深谷寄居歯科医師会)	災害時の医療救護活動に関する協定書	医療救護活動	平成 27 年 6 月 11 日
社会福祉法人康保会玉淀園	災害時における避難所施設利用に関する協定書〔赤ちゃんレスキュー協定書〕	管理施設の避難所利用	平成 27 年 8 月 18 日
寄居薬剤師会	災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書	医薬品等の供給等	平成 28 年 3 月 7 日
寄居町アマチュア無線非常通信協力会	アマチュア無線による災害時応援協定書	情報の収集及び伝達	平成 28 年 9 月 5 日
一般社団法人 埼玉県 LP ガス協会 秩父支部寄居ブロック	災害時における LP ガス応急対応に関する協定書	避難所等への LP ガスの仮設供給および安全確保	平成 28 年 12 月 22 日
株式会社技術開発コンサルタント	災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書	無人航空機を活用した被災状況等の情報収集	平成 29 年 8 月 22 日
株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	地図製品等の供給	平成 29 年 12 月 26 日
NPO 法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	作業関係物資、日用品、水、冷暖房機器、電気用品等の供給	平成 30 年 4 月 25 日
生活協同組合 パルシステム埼玉	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	生活物資の供給	平成 30 年 6 月 19 日
ヤフー株式会社 (現 LINE ヤフー株式会社)	災害に係る情報発信等に関する協定	災害に係る情報発信等	令和 2 年 1 月 29 日
埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定書	行政書士業務相談の実施	令和 2 年 7 月 2 日
埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	被災者等相談の実施	令和 2 年 7 月 2 日
城南観光バス株式会社	災害時等におけるバス(昇降リフト付き福祉バスを含む)利用に関する協定	被災者等の避難所への移送及び一時的な避難場所利用	令和 2 年 7 月 2 日
東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	大規模停電発生時の早期復旧等	令和 2 年 8 月 28 日
日本郵便株式会社	寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	車両の提供、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策等	令和 2 年 10 月 27 日
株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	移動式宿泊施設等の提供	令和 3 年 5 月 27 日
株式会社オータ	災害時等における施設等の提供協力に関する協定書	避難施設の提供(サテライト花園寄居)	令和 3 年 9 月 27 日

締結先	協定及び覚書名称	内 容	締結日
社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	寄居町災害ボランティアセンターの設置、運営等	令和4年2月1日
株式会社アームレスキュー	災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書	無人走行車両等による支援協力活動	令和4年4月26日
埼玉県石油業協同組合寄居支部	災害時における燃料等の供給に関する協定書	燃料等の供給	令和4年10月14日
本田技研工業株式会社 埼玉製作所	大規模災害時における施設使用等に関する協定	物資等の一時保管場所、資機材等、車両、避難場所の提供・貸与	令和6年1月11日

■資料 7-2 『埼玉県防災ヘリコプター応援協定』

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当する場合し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事等」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センターに、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (5) 応援に要する資器材の品目および数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県および市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事および市町村等の長は、記名押印の上それぞれ一通を所持する。

平成3年3月29日

■資料 7-3 『災害時の相互応援に関する協定』

災害時の相互応援に関する協定

熊谷市、深谷市、妻沼町、岡部町、寄居町、大里村、江南町、川本町及び花園町は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項12号の規定に基づき、熊谷市、深谷市、妻沼町、岡部町、寄居町、大里村、江南町、川本町及び花園町（以下「協定市町村」という。）の区域において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、同法第67条第1項の規定により、被災市町村が応援市町村（協定市町村のうち、被災市町村を除くものをいう。以下同じ。）へ応援の要請をする応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・防疫・施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災市町村が特に必要と認めて要請した事項

2 応急給水、水道施設の応急復旧は、日本水道協会埼玉県支部規則(昭和39年4月27日総会議決)第3条の2の規定による。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする被災市町村は、応援市町村に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等による要請を行い、遅滞なく当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、生活必需物資、機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (5) 必要とする職員の職種別人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援に要する経費（次号に掲げる経費を除く）は、応援を受けた被災市町村の負担とする。
- (2) 職員の応援に要する経費は、応援市町村が負担する。

2 応援市町村は、応援を受けた被災市町村が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村が要請した場合には、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第5条 協定市町村は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(担当部署)

第6条 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する担当部署を定め、災害が発生したときは速やかに、相互に連絡するものとする。

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して実施細目を定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年3月1日

熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市
熊谷市長 小林 一 夫

深谷市仲町11番地1
深谷市
深谷市長 福 嶋 健 助

大里郡妻沼町大字弥藤吾2450番地
大里郡妻沼町
妻沼町長 高 橋 茂

大里郡岡部町大字岡2381番地1
大里郡岡部町
岡部町長 伊 藤 幸 徳

大里郡寄居町大字寄居1180番地1
大里郡寄居町
寄居町長 津 久 井 幹 雄

大里郡大里村大字中曾根654番地1
大里郡大里村
大里村長 吉 原 文 雄

大里郡江南町中央一丁目1番地
大里郡江南町
江南町長 柴 田 忠 雄

大里郡川本町大字田中197番地
大里郡川本町
川本町長 小 川 重 雄

大里郡花園町大字小前田2345番地
大里郡花園町
花園町長 富 田 惠 三

災害時の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時の相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第7条第1項の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の支払方法)

第2条 応援市町村が協定第4条第1項第1号の規定により応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより算出した額を応援を受けた被災市町村に請求できるものとする。

- (1) 提供した物資の時価評価額又は取得価額及び輸送費
- (2) 車両及び機械器具は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 施設の提供については、使用料
- (4) 協定第2条第6号に規定する事項については、その実施に要した額

(応援職員の派遣に要する経費負担)

第3条 協定第4条第1項第2号に規定する経費の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、応援市町村の負担とする。
- (2) 応援職員が業務上第三者に損害をあたえた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援市町村が賠償の責を負うものとする。

(経費負担の協議)

第4条 協定第4条の規定にかかわらず、被災市町村は、被災状況を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援市町村と協議することができるものとする。

(情報の交換)

第5条 協定第5条に定める情報の交換に関し必要な資料は、協定市町村の地域防災計画及びその他必要と認める資料とする。

(担当部署)

第6条 協定第6条に規定する担当部署は、別表のとおりとする。

(協定の見直し)

第7条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととする。

(事務局)

第8条 事務局は、熊谷市におくものとする。

附 則

この覚書は、平成8年3月1日から施行する。

別 表

担 当 部 署

市町村名	NTT 電話番号	部課名	県防災無線番号
熊谷市	0485 - 24 - 1111 FAX 0485 - 25 - 9051	総務部 庶務課	80 - 4219 FAX 0 - 80 - 4210
深谷市	0485 - 74 - 6633 FAX 0485 - 74 - 6665	企画部 自治広報課	80 - 4229 FAX 0 - 80 - 4220
妻沼市	0485 - 88 - 1321 FAX 0485 - 88 - 5598	総務課	80 - 4259 FAX 0 - 80 - 4250
岡部町	0485 - 85 - 2211 FAX 0485 - 85 - 0165	総務課	80 - 4269 FAX 0 - 80 - 4260
寄居町	0485 - 81 - 2126 FAX 0485 - 81 - 5100	総務課	80 - 4299 FAX 0 - 80 - 4290
大里村	0493 - 39 - 0311 FAX 0493 - 39 - 3410	総務課	80 - 4239 FAX 0 - 80 - 4230
江南町	0485 - 36 - 1521 FAX 0485 - 36 - 2272	総務課	80 - 4249 FAX 0 - 80 - 4240
川本町	0485 - 83 - 2781 FAX 0485 - 83 - 2794	総務課	80 - 4279 FAX 0 - 80 - 4270
花園町	0485 - 84 - 1121 FAX 0485 - 84 - 0929	総務課	80 - 4289 FAX 0 - 80 - 4280

■資料 7-4 『災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定』

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

■資料 7-5 『大規模災害発生時における施設使用に関する協定』

大規模災害発生時における施設使用に関する協定

寄居警察署長（以下「甲」という）及び寄居町長（以下「乙」という）は、大震災等の大規模災害発生時の警察活動のための拠点施設として、次のとおり施設使用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙管理の施設を大震災等の大規模災害発生時の活動拠点として以下に定める目的に使用することができるものとする。

- (1) 被災住民の収容
- (2) 災害応急対策の拠点

2 大規模災害とは次の災害を言う

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害
- (2) 町長が特に認めたもの

（使用する施設）

第2条 大規模災害発生時において、甲が活動拠点として使用する施設を以下のとおりとする。

- (1) 寄居町大字折原1856番地「カタクリ体育センター」
- (2) 寄居町大字鉢形211番地3「寄居町鉢形財産区会館」
- (3) 寄居町大字富田32番地3「男衾コミュニティセンター」

（使用条件等）

第3条 大規模災害発生時において、甲が活動拠点として使用する施設の使用条件は以下のとおりとする。

- (1) 大規模災害発生時、甲が当該施設を使用できるものとする。
- (2) 施設の使用期間及び施設内の使用場所は、甲、乙協議によるものとする。
- (3) 施設の使用は、無償とする。

（活動拠点の閉鎖）

第4条 甲が活動拠点を閉鎖もしくは当該施設の使用を終了する際は、甲は施設を現状に復した上で乙に返還するものとする。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めのない事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 2月 9日

甲 寄 居 警 察 署 長 二 宮 俊 明

乙 寄 居 町 長 津 久 井 幹 雄

■資料 7-6 『災害時における県立学校の使用に関する覚書』

災害時における県立学校の使用に関する覚書

埼玉県立寄居城北高等学校（以下「甲」という。）と寄居町（以下「乙」という。）は、寄居町地域防災計画において避難所等として指定されている甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）

第1条 この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難所等として使用する「体育館」をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難所開設等）

第3条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（防災関連情報の交換）

第4条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）

第5条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第8条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの1通を所持する。

平成22年 9月 1日

寄居町大字桜沢2601
甲 埼玉県立寄居城北高等学校
校長 吉田 光利

寄居町大字寄居1180-1
乙 寄居町
寄居町長 島 田 誠

■資料 7-7 『災害時の情報交換等に関する協定』

災害時の情報交換等に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、寄居町長 島田誠（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、寄居町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 寄居町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 寄居町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月22日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
国土交通省
関東地方整備局長 菊川 滋

乙) 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町長 島田 誠

■資料 7-8 『姉妹都市災害時相互応援に関する協定』

姉妹都市災害時相互応援に関する協定

八王子市、小田原市及び寄居町（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市の区域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第 1 条 応援を行う都市（以下「応援都市」という。）が行う応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資機材、物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助、応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- （5）児童・生徒等の一時受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）ボランティアの斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第 2 条 被災した都市（以下「被災都市」という。）が応援を要請するときは、次に掲げる事項について第 6 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して口頭により要請し、後日速やかに要請内容を文書で提出する。

- （1）被害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号に掲げる資機材及び物資等の種類及び数量等
- （3）前条第 4 号に掲げる職員の職種、人数及び業務内容
- （4）前条第 5 号に掲げる受入れを必要とする児童・生徒の学年及び人数
- （5）前条第 6 号に掲げる住宅の提供を必要とする被災者の世帯数及び人数
- （6）応援場所及び応援場所への経路
- （7）応援の期間
- （8）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び指揮）

第 3 条 応援の要請を受けた場合は、極力これに応じるよう努めるものとする。

- 2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した被災都市の指揮のもと活動するものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- （1）第 1 条第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 7 号までに掲げる応援に要する経費については、原則として被災都市の負担とする。
- （2）第 1 条第 4 号に掲げる応援に要する経費については、応援都市の負担とする。
- （3）第 1 条第 8 号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議をする。

(応援の自主出動)

第5条 姉妹都市において、大規模災害が発生し、被災都市との連絡がとれない場合で被災都市が応援を必要とすると認められるときには、職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援都市の負担とする。

3 自主出動した場合には、被災都市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 姉妹都市は、この協定に基づく相互応援のため連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときに、速やかに緊密な情報交換を行うことができるよう体制を整えておくものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、姉妹都市間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成29年3月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、いずれかの都市からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 姉妹都市は、この協定の期間中であっても協議してこの協定を改定することができる。
この協定の成立を証するため本書3通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月1日

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市

八王子市長 石森 孝志

小田原市荻窪300番地

小田原市

小田原市長 加藤 憲一

寄居町大字寄居1180番地1

寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

姉妹都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、姉妹都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第2条 協定第1条第4号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）がその応援業務上により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は、被災都市の負担とする。

(損害賠償責任)

第3条 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合は、法令その他別に定めがある場合を除き、被災都市がその賠償責任を負う。ただし、被災地への往復の途中において生じたものについては、応援都市が賠償責任を負う。

(経費の負担等)

第4条 協定第4条第1号の規定により、被災都市が負担すべき経費の額は、次に掲げる経費の合算額とする。

- (1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費
- (2) 携行又は貸与した車両、機械器具及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地調達したものは除く。）
- (3) その他別途協議して定めるものの経費

2 協定第1条第4号に掲げる応援に要する経費については、当該応援が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣によるものにあつては被災都市の負担とし、その他の派遣については応援都市の負担とする。

3 前2項の経費については、応援都市が一時繰替支弁することができる。

4 前項の規定により繰替支弁した経費については、応援都市の長名による請求書により、関係書類を添付して被災都市の長に請求するものとする。

5 前2項の規定により難しいときは、応援都市及び被災都市が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標章を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食料等を携行するものとする。

(便宜供与)

第6条 被災都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他便宜を供与するものとする。

平成29年3月1日

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市
八王子市長 石森 孝志

小田原市荻窪 300 番地
小田原市
小田原市長 加藤 憲一

寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

■資料 7-9 『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書』

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

寄居町(以下「甲」という。)と株式会社ベルク(以下「乙」という。)は、寄居町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、次のとおり応急生活物資供給等の協力に関する協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別紙のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の引取り)

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、取引関係業者間等で、災害時において広域的な支援が受けられる体制整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被害者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(定めのない事項等)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成17年1月18日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
甲 寄居町
寄居町長 津久井幹雄

〒369-1298 埼玉県大里郡寄居町大字用土5456番地
乙 株式会社ベルク
代表取締役社長 原 島 功

別紙

災害時応急生活物資

品目	◎水・飲料 ◎菓子パン ◎牛乳(LL) ◎果実(バナナ) ◎レトルト食品(ご飯) 切り餅 缶詰(イージーオープン) インスタントラーメン 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ 生理用品 下着・靴下 タオル 紙コップ・紙皿
夏	蚊取り線香
冬	使い捨てカイロ 毛布

(注1) 応急生活物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(注2) 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(注3) ◎印は、災害直後最優先に調達すべき品目

■資料 7-10 『災害時における救援物資提供に関する協定書』

災害時における救援物資提供に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング(株)（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、寄居町内又は隣接する市町村内に震度5以上の地震または同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、以下の内容により協力するものとする。

- (1) 乙は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、速やかに応援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- (3) 乙は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- (4) 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、援助物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。
2 前項の解消の申し出は、1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成17年12月8日

甲 大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 津久井幹雄

乙 桶川市加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 平野博史

■資料 7-11 『災害時における電気設備等の復旧に関する協定書』

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、寄居町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4）前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5）災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年4月16日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙、がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成20年 4月16日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180-1
寄居町

寄居町長 津久井 幹雄

乙 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
埼玉県電気工事工業組合

理事長 小澤 浩二

様式第1(第3条関係)

年 月 日

埼玉県電気工業工事組合 殿
(FAX 048-663-0298)

埼玉県大里郡寄居町長 津久井幹雄

支 援 要 請 書

平成 年 月 日付けで締結した災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所(住所)等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名:
- ・場所(住所):
- ・責任者名: 職名 氏名
- ・電話番号:
- ・携帯番号:

3 支援協力を希望する期間

年 月 日()から 年 月 日()まで

様式第2（第5条関係）

年 月 日

埼玉県大里郡寄居町長 殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規程により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
場 所 (住 所)		
業 務 完 了 年 月 日		
施 設 担 当 責 任 者 名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者 名	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

■資料 7-12 『災害時における物資の輸送に関する協定書』

災害時における物資の輸送に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会寄居支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 寄居町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲・乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換して、その緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲・乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は、甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても、適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲・乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月31日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
甲 寄居町

寄居町長 島田 誠

埼玉県深谷市荒川1145番地
乙 社団法人 埼玉県トラック協会寄居支部

支部長 小宮 俊光

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社団法人埼玉県トラック協会

寄居支部長 様

寄居町長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

寄居町長 様

社団法人埼玉県トラック協会
寄居支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他

■資料 7-13 『災害時における生活物資の供給協力に関する協定』

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

埼玉県寄居町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。なお、甲により運搬の申し出があった場合は、甲乙協議するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請により乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者をそれぞれ指定し、協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとする。また、連絡責任者に変更があった場合も、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月12日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

埼玉県寄居町
寄居町長 島田 誠

乙 群馬県高崎市高関町380

株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋 裕雅

■資料 7-14 『災害時における物資の供給に関する協定書』

災害時における物資の供給に関する協定書

埼玉県寄居町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寄居町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、乙が所有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、物資供給要請書（様式1）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（供給可能物資の数量の照会等）

第5条 甲は、必要がある場合は乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、物資の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び担当者を決め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも同様とする。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と協議の上、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、乙から物資供給報告書（様式2）により要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）

第7条 供給を受けた物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 供給を受けた物資の対価は、要請した日の前日における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの物資供給費用請求書（様式3）を受領した場合は、災害

発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、災害時に自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被災の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年8月3日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

甲 埼玉県寄居町

寄居町長 島田 誠

東京都中央区日本橋3-12-2朝日ビルディング7F

乙 株式会社アクティオ

代表取締役社長 小沼 光雄

(様式1)

物資供給要請書

年 月 日

株式会社アクティオ
代表取締役社長

様

寄居町長

印

災害時における物資の供給に関する協定書第3条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	職名 氏名 電話番号
電話等による 要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容 (品目・数量)	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(様式2)

物資供給報告書

年 月 日

寄居町長 あて

株式会社アクティオ
代表取締役社長

印

災害時における物資の供給に関する協定書第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

供給日時	返却日時	品 名	数量	供給場所	備 考

■資料 7-15 『災害時における避難所等施設利用に関する協定書』

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と埼玉県佛教会寄居地区寄居町災害対策協力寺院（以下「乙」という。）は、寄居町内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙を構成する会員が管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（様式第1号）を甲に提出する。

2 この協定による避難所等は、別表のとおりとする。

3 甲は、施設の範囲を住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、周辺住民の住宅が被害を受けた場合、その被害状況に応じて、施設を避難所等として開設を依頼することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設を依頼する場合は、事前にその旨を避難所等開設依頼通知書（様式第2号）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解

消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月14日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 島田 誠

乙 埼玉県大里郡寄居町大字折原605番地
埼玉県佛教会寄居地区寄居町災害対策協力寺院
代 表
常光寺住職 小山 典勇

別 表

No.	寺院名	代表者	所在地	避難場所	面積(m ²)	避難所	面積(m ²)
1	西念寺	齊藤 隆雄	寄居町大字寄居843	境内	330	本堂・客殿	120
2	放光院	鹿島 大亮	寄居町大字寄居967	境内	70		
3	正樹院	鹿島 正樹	寄居町大字寄居864	境内	60		
4	善導寺	眞島 亮徹	寄居町大字末野1686	境内	1,000	本堂	200
5	少林寺	閑野 耕一	寄居町大字末野2072-1	駐車場	400		
6	正龍寺	菖蒲 龍兆	寄居町大字藤田101-1	駐車場	2,512	本堂	332
7	極樂寺	大久保純岳	寄居町大字藤田249	境内	4,000	客殿	100
8	待月院	坂本 全平	寄居町大字風布41	境内	200		
9	長福寺	丸山 修史	寄居町大字桜沢3342	境内	2,000	客殿	165
10	妙音寺	丸山 修史	寄居町大字桜沢687	境内	1,000	本堂・厨房	120
11	天正寺	新井 隆司	寄居町大字桜沢4612	境内	2,000	庫裡	231
12	龍源寺	丹羽 大恭	寄居町大字桜沢628	駐車場	400		
13	常光寺	小山 典勇	寄居町大字折原605	境内	60	本堂・客殿	123
14	西林寺	丸山 修史	寄居町大字折原800	境内	1,500	本堂	92
15	明善寺	高桑 善枝	寄居町大字西ノ入944	境内	5,184	本堂・庫裡	244
16	光明寺	本郷 文秀	寄居町大字西ノ入1334			本堂	150
17	東光寺	松本愛之助	寄居町大字西ノ入649	境内	244	本堂	100
18	吉定寺	雨宮 雅典	寄居町大字立原505	駐車場	100	本堂	80
19	實聞寺	三友 俊一	寄居町大字立原533	駐車場等	1,000	本堂・庫裡	130
20	東国寺	菖蒲 龍兆	寄居町大字立原303	境内	2,000	本堂	237
21	永光院	雨宮 雅典	寄居町大字三品297	駐車場	50	本堂	40
22	清本寺	嵩山 義淳	寄居町大字小園198	境内	165	本堂	53
23	泉福寺	嵩山 義淳	寄居町大字鉢形617	境内	198	書院	66
24	浄福寺	眞島 亮悟	寄居町大字鉢形620	境内	300	本堂	128
25	浄恩寺	阿部 賢雄	寄居町大字保田原117	境内	526	本堂・客殿	152
26	高蔵寺	吉田 亮照	寄居町大字今市700	境内	100	客殿	50
27	泉立寺	高野 清純	寄居町大字今市908	境内・駐車場	5,000	本堂・客殿	100
28	常樂寺	高野 義文	寄居町大字赤浜860			本堂	139
29	昌国寺	保坂 達司	寄居町大字赤浜915	境内	10,000	本堂	80
30	東全院	柳橋 隆司	寄居町大字富田3840	境内	1,000	本堂・庫裡	235
31	不動寺	吉岡 貞典	寄居町大字富田2024	境内	1,200	本堂	150
32	蓮光寺	齊藤 義宏	寄居町大字用土798-1	境内(駐車場)	700	客殿	152

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

寄居町長 あて

所在地

寺院名

代表者名

⑩

避難所等指定承諾書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所在場所

2 名称

3 避難所等指定

避難場所 [境内地]

面積 平方メートル

避難所 [本堂 客殿 その他 ()]

面積 平方メートル

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

殿

寄居町長

避難所等開設依頼通知書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを依頼します。

記

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	避難場所 [] 避難所 []
利用人数	名
その他	

※連絡先：寄居町役場 課 担当
電話048-581-2121

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

寄居町長

避難所等使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における避難所等施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長をお願いします。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定 年 月 日 時から

年 月 日 時まで

3 利用人数

名

4 延長の理由

5 連絡先

寄居町役場 課 担当

電話 048-581-2121

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

殿

寄居町長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第9条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時

年 月 日 時まで

3 連絡先

寄居町役場 課 担当
電話 048-581-2121

■資料 7-16 『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と社会福祉法人栄寿会 特別養護老人ホームあきやま苑（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寄居町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 身元引受人(代理人)の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第8条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において、知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲・乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 島田 誠

乙 埼玉県大里郡寄居町大字秋山721番地
社会福祉法人栄寿会 特別養護老人ホーム あきやま苑
施設長 馬場 信幸

■資料 7-17 『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と社会福祉法人はぐくむ会 介護老人保健施設 逍遙の郷（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寄居町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 身元引受人(代理人)の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第8条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において、知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 島田 誠

乙 埼玉県大里郡寄居町大字折原2482番地
社会福祉法人はぐくむ会 介護老人保健施設 逍遥の郷
施設長 高木 俊治

■資料 7-18 『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と特定医療法人俊仁会 介護老人保健施設 やまざくら（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寄居町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 身元引受人(代理人)の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第8条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において、知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲・乙いずれからも協定の解除又は変更

の申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 島田 誠

乙 埼玉県大里郡寄居町大字末野2109番地
特定医療法人俊仁会 介護老人保健施設 やまざくら
施設長 水野 裕司

■資料 7-19 『災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と社会福祉法人大里ふくしむら 特別養護老人ホーム 花ぞの（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寄居町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 身元引受人(代理人)の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第8条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において、知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲・乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 島田 誠

乙 埼玉県大里郡寄居町大字用土2440番地5
社会福祉法人大里ふくしむら 特別養護老人ホーム 花ぞの
施設長 松本 勇

■資料 7-20 『災害時の医療救護活動に関する協定書』

災害時の医療救護活動に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と一般社団法人深谷市・大里郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寄居町地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、寄居町地域防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の輸送に要した費用
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 医療救護班の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- 2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議

の上、決定する。

この協定の成立を証するための本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月15日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
甲 寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

埼玉県深谷市常盤町62番2号
乙 一般社団法人 深谷市・大里郡医師会

会 長 緒方 伸男

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

寄居町（以下「甲」という。）と一般社団法人深谷市・大里郡医師会（以下「乙」という。）は、平成27年4月15日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく実施細目について、次のとおり定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する医療救護班の派遣要請は「医療救護活動派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭その他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第4条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費の請求者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月15日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
甲 寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

埼玉県深谷市常盤町6-2-2
乙 一般社団法人深谷市・大里郡医師会

会 長 緒方 伸男

(様式第1号)

第 年 月 日
年 月 日

一般社団法人 深谷市・大里郡医師会
会長 様

寄居町長

印

医療救護活動派遣要請書

災害時の医療救護活動に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり派遣を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- 2 災害発生の場所
- 3 災害の原因及び被害の概況
- 4 派遣を要請する場所及び人員（班）
 - (1) 場所
 - (2) 人員（班）
- 5 派遣の期間
- 6 その他必要な事項

(株字第2号)

医療救護活動報告書

災害発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分				
災害発生場所						
医療救護班編成	班名					
	医師					
	看護師					
	その他					
活動時間		月 日 時 分～ 月 日 時 分				
活動場所						
医療救護 人員	計	死亡	重症	中等症	軽症	
	人	人	人	人	人	
活動 内容	(具体的に)					

※医療救護班ごとに1枚の様式に記入すること。

(様式第3号)

班員名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事時間

(様式第4号)

医薬品等使用報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
	単位	数量	単価	金額	

※品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること。

(様式第5号)

事故報告書

年 月 日から、年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、下記のとおり事故（傷病・死亡）者が発生したので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		救護班名	
傷病名			程度	重症・中等症・軽症	
診療医療機関名					
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

(様式第6号)

費用弁償請求書

年 月 日

寄居町長

あて

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 _____ 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

(添付明細書のとおり)

■資料 7-21 『災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書』

災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、寄居町内における地震、風水害その他の災害発生時（以下「災害時等」という。）における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号)に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- (2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援協力要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び該当宅名称等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により甲から支援要請を受けた乙は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに速やかに認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の申請により認定調査に要した経費や資材の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第7条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申出をしないときは、さらに

1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年5月19日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目14番1号
埼玉土地家屋調査士会
会長 佐藤 忠治

別紙様式1 (第3条関係)

被害認定調査要請書

第 年 月 日
第 年 月 日

埼玉土地家屋調査士会会長 様

寄居町長



災害時等における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請場所・内容

	内 容	備 考
要請場所	寄居町_____	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、水害、風害、土砂崩れ被害 その他 ()	

2 要請人数 _____人

3 集合場所 _____

[連絡先]
担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

別紙様式2（第4条関係）

年 月 日
（ 時 分）

被害認定調査要請承諾書

寄居町長 あて

埼玉土地家屋調査士会会長



年 月 日に要請がありました件については、災害時等における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により、次のとおり承諾します。

1 要請場所・内容

	内 容	備 考
要請場所	寄居町 _____	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、水害、風害、土砂崩れ被害 その他 (_____)	

2 派遣人数 _____ 人

3 集合場所 _____

[派遣担当者]

氏 名 _____

電 話 _____

携 帯 _____

F A X _____

■資料 7-22 『災害時の医療救護活動に関する協定書』

災害時の医療救護活動に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と大里郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寄居町地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、寄居町地域防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認及び身元不明者の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の輸送に要した費用
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 医療救護班の歯科医師、歯科衛生士及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- 2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議

の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月11日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

甲 寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

埼玉県深谷市本住町11番18号

乙 大里郡市歯科医師会

会 長 郷田 英臣

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

寄居町（以下「甲」という。）と大里郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成27年6月11日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく実施細目について、次のとおり定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する医療救護班の派遣要請は「医療救護活動派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第4条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費の請求者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細目の成立を証するため、本書を2通作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月11日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

甲 寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

埼玉県深谷市本住町1-1番18号
乙 大里郡市歯科医師会
会 長 郷田 英臣

(様式第1号)

第 年 月 日
号

大里郡市歯科医師会
会長

様

寄居町長

印

医療救護活動派遣要請書

災害時の医療救護活動に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり派遣を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- 2 災害発生の場所
- 3 災害の原因及び被害の概況
- 4 派遣を要請する場所、人員（班）及び器材
(1) 場所

(2) 人員（班）

(3) 器材
- 5 派遣の期間
- 6 その他必要な事項

(株式第2号)

医療救護活動報告書

災害発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分				
災害発生場所						
医療 救護 班 編 成	班名					
	医師					
	看護師					
	その他					
活 動 内 容	活動時間	月 日 時 分～ 月 日 時 分				
	活動場所					
	医療救護	計	死亡	重症	中等症	軽症
	人員	人	人	人	人	人
	(具体的に)					

※医療救護班ごとに1枚の様式に記入すること。

(様式第3号)

医療救護班員名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事時間

(様式第4号)

医薬品等使用報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
	単位	数量	単価	金額	

※品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること。

(様式第5号)

事故報告書

年 月 日から、年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、下記のとおり事故（傷病・死亡）者が発生したので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		救護班名	
傷病名			程度	重症・中等症・軽症	
診療医療機関名					
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

(様式第6号)

費用弁償請求書

年 月 日

寄居町長

あて

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 _____ 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

(添付明細書のとおり)

■資料 7-23 『災害時における避難所施設利用に関する協定書〔赤ちゃんレスキュー協定書〕』

災害時における避難所施設利用に関する協定書

〔赤ちゃんレスキュー協定書〕

寄居町（以下「甲」という。）と社会福祉法人康保会玉淀園（以下「乙」という。）は、寄居町内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を、被災した乳幼児（概ね2歳児まで）及びその保護者（以下「乳幼児等」という。）を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所として利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所指定承諾書（様式第1号）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、乳幼児等の住宅が被害を受けた場合、その被害状況に応じて、施設を避難所として開設を依頼することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所として開設を依頼する場合は、事前にその旨を避難所開設依頼通知書（様式第2号）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせず、施設を避難所として開設する旨の連絡のうえ依頼することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに乙に通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に乳幼児等が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理は原則として、乙が行なうものとするが、乙の要請がある場合は、甲は避難所の運用に要する職員を派遣するものとする。

2 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な支援を行うものとする。

3 甲は、避難所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所使用許可期限延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来の業務等を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消

に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

寄居町

寄居町長 花輪利一郎

乙 埼玉県大里郡寄居町大字折原1785番地1

社会福祉法人 康保会玉淀園

施設長 柴崎順三

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

寄居町長 あて

所在地

施設名

代表者名

印

避難所指定承諾書

災害時における避難所施設利用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所 在 寄居町大字

2 施設名

3 避難所の範囲

[室名等：

]

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

寄居町長

印

避難所開設依頼通知書

災害時における避難所施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所として、下記のとおり開設することを依頼します。

記

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	
利用人数	名
その他	

※連絡先：寄居町役場 課 担当
電話048-581-2121

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

寄居町長



避難所使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における避難所施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり避難所使用許可期限の延長をお願いします。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定 年 月 日 時から

年 月 日 時まで

3 利用人数

名

4 延長の理由

5 連絡先

寄居町役場 課 担当

電話 048-581-2121

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

寄居町長



避難所使用終了届

災害時における避難所施設利用に関する協定書第9条の規定により、災害時における避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時

年 月 日 時まで

3 連絡先

寄居町役場 課 担当
電話 048-581-2121

■資料 7-24 『災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書』

災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と寄居薬剤師会（以下「乙」という。）は、寄居町内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医薬品等の供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時に医薬品等を必要とするときは、乙に対し乙の保有医薬品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、保有医薬品等の優先供給について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する要請手続きは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

（医薬品等の運搬）

第4条 医薬品等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求める事ができる。

（費用）

第5条 甲の要請により、乙が供給した医薬品等の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有医薬品等の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、甲、乙協議の上、適正な価格に決定するものとする。

（法令の遵守）

第6条 この協定の施行にあたっては、薬事法その他法令を遵守するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月7日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1

甲 寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

埼玉県寄居町大字寄居 8 8 9 番地

乙 寄居薬剤師会

会 長 松 本 隆

■資料 7-25 『アマチュア無線による災害時応援協定書』

アマチュア無線による災害時応援協定書

寄居町（以下「甲」という。）と寄居町アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）とは、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき実施する災害時における災害に関する情報の収集及び伝達（以下「情報の収集伝達」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、町内において大規模な災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集伝達の実施）

第3条 この協定による情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、公衆通信網による通信連絡が困難又は不可能な場合であって、情報の収集伝達上必要があると認めるときは、乙又は構成員に対し、情報の収集伝達について協力を要請することができるものとする。

（情報の提供）

第5条 構成員は、甲から協力要請がなくても必要と認められる災害情報については、甲に提供するものとする。

（情報収集伝達訓練）

第6条 甲及び乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて共同して訓練を行うものとする。

（構成員名簿の提出）

第7条 乙は、この協定による業務を行う構成員の名簿を作成し、甲の要請があった場合は、甲に提出するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月5日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1

甲 寄居町

寄居町長 花 輪 利 一 郎

埼玉県大里郡寄居町大字富田 2 9 6 5 番地 2

乙 寄居町アマチュア無線非常通信協力会

会 長 嶋 田 健 司

■資料 7-26 『災害時における LP ガス応急対応に関する協定書』

災害時における LP ガス応急対応に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県 LP ガス協会秩父支部寄居ブロック（以下「乙」という。）は、寄居町内において地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に LP ガスの応急対応について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所等への LP ガスの仮設供給および安全確保を迅速に行うことを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が寄居町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うことにより発動する。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が LP ガスの応急対応を必要とするときは、甲は、乙に対し、避難所等に関する LP ガスの仮設供給および安全確保について、協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（応急対応）

第4条 乙は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、優先して応急対応を積極的に行うものとする。

2 乙は、甲の要請に対応するため、避難所等の既設 LP ガス容器を点検し、必要に応じ、甲の指定した場所に既設 LP ガス容器を移動するとともに、仮設供給を行うものとする。

（優先出荷）

第5条 LP ガス容器等（以下「物資」という。）が不足した場合、乙は優先して物資を提供するとともに、応急対応にあたるものとする。また、乙は、必要に応じて、甲に対し応急対応の協力を求めることができる。

（引渡し）

第6条 出荷した物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は物資を確認するものとする。

（安全確保）

第7条 乙は、第4条第2項の規定により、仮設供給を実施した後、避難所等におけるガス漏れ検査等の安全確認を行うものとする。

2 乙は、前項の安全確認を行った結果を速やかに甲に報告するとともに、ガス漏れ等の不具合が生じている場合は、適切な処置を行うものとする。

（費用負担）

第8条 第4条から第7条までに規定する協力の実施により、乙が要した費用は甲が負担し、対価については、災害発生直前の市場価格を基準に算定し、甲乙協議の上決定する。

（費用の請求）

第9条 乙は、前条に規定する協力を要した費用を甲に請求する。

（協定の期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙のいずれから、協定の解消について書面による申し出のない限り、同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月22日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

甲 寄居町

寄居町長 花 輪 利 一 郎

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1766番地1

乙 一般社団法人 埼玉県LPガス協会

秩父支部 寄居ブロック

ブロック長 中 川 武

■資料 7-27 『災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書』

災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と株式会社技術開発コンサルタント（以下「乙」という。）とは、寄居町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による支援協力活動（以下「協力活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町内における災害時に、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（協力活動の内容）

第2条 甲から無人航空機を活用した被災状況等の情報収集について要請があったときは、乙は、協力が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（協力活動要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力活動を受けようとする場合には、無人航空機支援要請書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、無人航空機支援承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ支援協力に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、無償とする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申出をしないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年8月22日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県深谷市上野台440番地
株式会社技術開発コンサルタント
代表取締役 飯野 英雄

別紙様式1（第3条関係）

無人航空機支援要請書

第 号
年 月 日株式会社技術開発コンサルタント
代表取締役 様

寄居町長 ⑩

災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請場所

寄居町 地内

※撮影地区は別添地図参照

2 被害の状況

3 その他

連絡先

担当課

氏名

電話

FAX

別紙様式2（第3条関係）

無人航空機支援承諾書

年 月 日
(時 分)

寄居町長 宛て

株式会社技術開発コンサルタント
代表取締役

年 月 日に要請がありました件については、災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書第3条の規定により、次のとおり承諾します。

1 要請場所

寄居町

2 協力活動の内容

3 派遣人数・集合場所

派遣人数 _____ 人 集合場所 _____

4 その他

連絡先

氏名

電話

FAX

■資料 7-28 『災害時における地図製品等の供給等に関する協定書』

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、寄居町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、寄居町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する課内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年12月26日

甲) 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町

寄居町長 花輪 利一郎

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
株式会社ゼンリン

関東エリア統括部長 園田 孝司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された課内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本デー

タを以下「印刷地図」という。)

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、寄居町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	寄居町 B4 判住宅地図	5冊
広域図	寄居町を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	寄居町 自治防災課 利用 閲覧地区：寄居町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	寄居町自治防災課	住所：寄居町大字寄居 1180-1 電話：048-581-2121 FAX：048-581-5100
乙	連絡先 1	第一事業本部 関東エリア統括部 大宮営業所 熊谷サービスセンター	住所：熊谷市弥生 2 丁目 44 番地 電話：048-523-4774 FAX：048-524-6694
	連絡先 2	第一事業本部 関東エリア統括部	住所：さいたま市大宮区土手町 1-2 電話：048-643-1313 FAX：048-644-5712

以上

年 月 日

株式会社ゼンリン 様

寄居町長

⑩

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

担当課名

担当者名

電話

FAX

年 月 日

寄居町長 様

株式会社ゼンリン

関東エリア統括部長

⑩

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

<物資納入者>

<物資受領者>

■資料 7-29 『災害時における物資供給に関する協定書』

災害時における物資供給に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月25日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪利一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

■資料 7-30 『災害時における生活物資の供給協力に関する協定』

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

埼玉県寄居町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム埼玉（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。なお、甲により運搬の申し出があった場合は、甲乙協議するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請により乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者をそれぞれ指定し、協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとする。また、連絡責任者に変更があった場合も、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年6月19日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

埼玉県寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県蕨市錦町2丁目10番4号

生活協同組合 パルシステム埼玉
理事長 田原 けい子

物 資 発 注 書

年 月 日

生活協同組合 パルシステム埼玉
理 事 長 様

寄居町長

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先

担当部署 自治防災課

担 当 者 防災担当

電 話 048-578-8585

F A X 048-581-5100

メ ー ル jichibousai@town.yorii.saitama.jp

物資供給報告書

年 月 日

寄居町長 様

生活協同組合 パルシステム埼玉
理事長

年 月 日付で要請のあった物資については、「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第5条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・F A X	メールアドレス
総務人事部 総務課		電話 048-432-7093 F A X 048-432-0850	saitama-soumujinji- soumu@pal.or.jp

連 絡 責 任 者 届

年 月 日

【 寄居町 】

1 連絡責任者

役職・氏名	自治防災課長 小林 嘉浩
役職・氏名	自治防災課主幹 福島 孝
T E L	0 4 8 - 5 7 8 - 8 5 8 5
F A X	0 4 8 - 5 8 1 - 5 1 0 0

※勤務時間及び休日

- ・勤務時間：本部 8：30～17：15
- ・休日：土・日曜日、祝日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	自治防災課長 小林嘉浩	自治防災課主幹 福島孝
T E L	0 4 8 - 5 8 4 - 2 5 1 4	0 4 8 - 5 8 4 - 3 2 4 5
携 帯	0 9 0 - 2 2 3 4 - 4 9 0 4	0 9 0 - 2 6 3 4 - 9 9 4 0

【 生活協同組合 パルシステム埼玉 】

1 連絡責任者

役職・氏名	総務人事部総務課長 高知尾 正一
役職・氏名	総務人事部総務主任 高田 則夫
T E L	0 4 8 - 4 3 2 - 7 0 9 3
F A X	0 4 8 - 4 3 2 - 0 8 5 0

※勤務時間及び休日

- ・勤務時間：本部 ～
- ・休日：

*この部分は調整を行わせていただきます

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	総務人事部総務課長 高知尾正一	総務人事部総務主任 高田則夫
T E L		
携 帯		

■資料 7-31 『災害に係る情報発信等に関する協定（案）』

災害に係る情報発信等に関する協定（案）

寄居町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、寄居町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が寄居町民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の各号の中から、甲および乙の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、寄居町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の寄居町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、寄居町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、寄居町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年1月29日

甲：埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町長 花 輪 利 一 郎

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

■資料 7-32 『災害時における被災者支援に関する協定書』

災害時における被災者支援に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寄居町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた寄居町内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により寄居町外から同町内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月2日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪利一郎

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会長 関口隆夫

年 月 日

災害時支援要請書

埼玉県行政書士会会長 様

寄居町長

災害時における被災者支援に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃

■資料 7-33 『災害時における被災者等相談の実施に関する協定書』

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただ

し、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月2日

(甲) 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
町長 花輪利一郎

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 柴 由之

災害時支援協力要請書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

■資料 7-34 『災害時等におけるバス（昇降リフト付き福祉バスを含む）利用に関する協定』

災害時等におけるバス（昇降リフト付き福祉バスを含む）

利用に関する協定

寄居町（以下「甲」という。）と城南観光バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙所有のバス（昇降式リフト付き福祉バスを含む）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に基づき被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）をバスにより避難所に安全かつ迅速に避難させること及び一時的な避難場所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、町民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り、若しくはその他の異常な自然現象、又は大規模な火災、爆発、若しくは武力攻撃事態等の緊急処理事態により生ずる被害をいう。

（要請の方法）

第3条 配車の要請は、原則としてバス配車要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等により要請できるものとし、その後速やかにバス配車要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時等に支障をきたさないように努めるものとする。

（協力の内容等）

第4条 この協定において、甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送に関すること
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員等（以下「災害応急人員等」という。）の輸送に関すること
- (3) ボランティアの輸送に関すること
- (4) 一時的な避難場所としてバスを利用すること
- (5) 前四号に掲げるもののほか甲が必要とする輸送支援に関すること

2 前項各号に掲げる業務は、乙が業務に係る損害保険契約を締結していることを甲が確認の上、行うものとする。

3 乙は甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

4 乙は第1項に掲げる協力内容について、バス配車実績報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（連絡責任者の選任等）

第5条 甲と乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡するものとする。

(職員等の同乗)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙のバスに甲の職員等を同乗させることができる。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲の負担額は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 要請に応じて発生した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙が文書をもって協定の改廃の申し出がない場合は1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙は協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月2日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

埼玉県寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県大里郡寄居町大字用土885番地1

城南観光バス 株式会社
代表取締役 吉田 正博

様式第1号（第3条関係）

バス配車要請書

年 月 日

城南観光バス 株式会社
代表取締役 様

寄居町長

「災害時等におけるバス（昇降リフト付き福祉バスを含む）利用に関する協定書（令和 年 月 日締結）」第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 配車を必要とする理由

2 配車内容

期 間	区 間	乗車予定人数	内 容
	～		(1) 被災者等 (2) 災害応急人員等 (3) ボランティア (4) その他（ ）
	～		(1) 被災者等 (2) 災害応急人員等 (3) ボランティア (4) その他（ ）

3 その他事項

施設名称・案内図等

現地連絡者及び電話番号

様式第2号（第4条関係）

バス配車実績報告書

年 月 日

寄居町長 あて

城南観光バス 株式会社
代表取締役

「災害時等におけるバス（昇降リフト付き福祉バスを含む）利用に関する協定書（令和 年 月 日締結）」第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 配車内容

期 間	区 間	走行距離 (k m)	乗車人数 (バス台数)	内 容
	～			(1) 被災者等 (2) 災害応急人員等 (3) ボランティア (4) その他 ()
	～			(1) 被災者等 (2) 災害応急人員等 (3) ボランティア (4) その他 ()

2 その他事項

■資料 7-35 『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

寄居町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、寄居町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
(1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
(2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
(3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。
(1) 停電復旧に係る応急措置の実施
(2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
(3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
(4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月28日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地
東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長 大矢 孝

■資料 7-36 『寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書』

寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。

(2) 災害発生時における協力に関すること。

(3) 地域経済活性化に関すること。

(4) 教育・文化の振興に関すること。

(5) その他、地域の活性化・町民サービス向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、実施要領に定める郵便局とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示若しくは提供又は本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、当

該期間満了する日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(附則)

本協定の締結をもって、「災害時における相互協力に関する覚書」(平成10年10月12日締結)、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定書」(平成13年9月4日締結)及び「ひとり暮らし高齢者の情報提供に関する覚書」(平成13年9月4日締結)を廃止する。

2020年10月27日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 日本郵便株式会社
埼玉県大里郡寄居町寄居389-1
日本郵便株式会社
寄居郵便局長 咲間 幸一

埼玉県大里郡寄居町用土1416-8
日本郵便株式会社
寄居用土郵便局長 福島 正幸

寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定に係る実施要領

2020年10月27日
寄 居 町
日本郵便株式会社

寄居町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関して必要な事項について次のとおり定める。

1 協定第2条に定める連携事項の実施について

(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。

「地域見守り活動に関する覚書」により実施する。

(2) 災害発生時における協力に関すること。

「災害発生時の協力に関する覚書」により実施する。

(3) 第3号～第5号については、今後の協議により定めるものとする。

2 協定第3条に定める協力郵便局について

協力郵便局は次のとおりとする。（協定締結日現在）

寄居郵便局	鉢形郵便局	寄居末野郵便局
男衾郵便局	寄居用土郵便局	寄居桜沢郵便局

3 適用開始日

この要領は協定締結日から適用する。

地域見守り活動に関する覚書

寄居町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり地域見守り活動に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、寄居町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合（「寄居町共助のまちづくりネットワーク会議」の規定による。）
- (2) 道路の異常を発見した場合（様式第1号）
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合（様式第2号）

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

（協議）

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2020年10月27日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 日本郵便株式会社
埼玉県大里郡寄居町寄居389-1
日本郵便株式会社
寄居郵便局長 咲間 幸一

埼玉県大里郡寄居町用土1416-8
日本郵便株式会社
寄居用土郵便局長 福島 正幸

災害発生時の協力に関する覚書

寄居町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり災害発生時の協力に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、寄居町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、寄居町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供（様式第3号及び様式第4号）

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供（様式第1号）

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2020年10月27日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 日本郵便株式会社
埼玉県大里郡寄居町寄居389-1
日本郵便株式会社
寄居郵便局長 咲間 幸一

埼玉県大里郡寄居町用土1416-8
日本郵便株式会社
寄居用土郵便局長 福島 正幸

以下余白

様式第1号

年 月 日

寄居町 課 御中

郵便局

道路損傷状況等連絡票

(郵便局) 報告者 _____

(寄居町) 受領者 _____

発見日時	年 月 日 () 時 分頃			
発見場所	寄居町			
道路損傷 状況等	道 路	<input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 路肩の崩壊 <input type="checkbox"/> 冠水 <input type="checkbox"/> 倒木 <input type="checkbox"/> 路面・歩道の凹凸 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	側 溝	<input type="checkbox"/> マス・フタの損傷 <input type="checkbox"/> フタの落込み <input type="checkbox"/> 大きな隙間 <input type="checkbox"/> 排水の溢れ <input type="checkbox"/> その他 ()		
	橋 梁	<input type="checkbox"/> 欄干 <input type="checkbox"/> 取付部分の破損 <input type="checkbox"/> 路面・歩道の凹凸 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	河 川 (水 路)	<input type="checkbox"/> 土砂溜まり <input type="checkbox"/> 水の溢れ <input type="checkbox"/> 構造物の崩壊 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	附 属 構造物	道路標識・横断歩道橋・防護柵・道路照明・視線誘導標・道路反射鏡 視覚障がい者誘導用ブロック ・その他 ()		
	〈 状況・略図記載又は位置図添付 〉			

様式第2号

年 月 日

寄居町 課 御中

郵便局

不法投棄発見報告書

(郵便局) 報告者

(寄居町) 受領者

発見日時	年 月 日 () 時 分頃
発見場所	寄居町
状 況	<input type="checkbox"/> 不法投棄物 (捨てられていたもの) エアコン ・ テレビ ・ 冷蔵庫 ・ 洗濯機 ・ 衣類乾燥機 その他 ()
	〈 状況・略図記載又は位置図添付〉
備 考	

様式第3号

避難者情報確認シート（避難先届）

No.

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、寄居町役場の業務のみに使用し、厳正に管理します。

ただし、下記にご承諾を頂いた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問い合わせ先】 寄居町役場 （電話）〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

届出者氏名	
-------	--

◇これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。）

〒 _____

◎郵便物の配達について（いずれかの数字を○でお囲みください。）

1. ご自宅への配達
2. 現在避難している場所

〒 _____

3. その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主	フリガナ氏名	(姓)	(名)
ご家族同居人	フリガナ氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

様式第4号

避難者情報確認シート（避難先届）

No.

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。

ただし、下記にご承諾を頂いた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

(承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問い合わせ先】 寄居郵便局（電話）〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

届出者氏名	
-------	--

◇これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。）

〒 _____

◎郵便物の配達について（いずれかの数字を○でお囲みください。）

- ご自宅への配達
- 現在避難している場所

〒 _____

- その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主	フリガナ 氏名	(姓)	(名)
ご家族 同居人	フリガナ 氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ 氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ 氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ 氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ 氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

■資料 7-37 『災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書』

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

寄居町(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、「災害協力要請書(様式第1号)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに災害協力要請書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(様式

第2号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年5月27日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

寄居町長

災害時協力要請書

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

連絡先責任者届

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定第8条の規定により届け出ます。

団体名	
所 属	
電 話	
F A X	
M A I L	
担当者	

■資料 7-38 『災害時等における施設等の提供協力に関する協定書』

災害時等における施設等の提供協力に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）及び株式会社オータ（以下「乙」という。）は、災害時等における民間協力緊急一時避難場所（以下「避難場所」という。）として被災者及び避難者（以下「避難者等」という。）を受け入れる乙所有の施設（以下「避難施設」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寄居町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難者等の安全確保と迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について避難施設開放時に必要な事項を定めるものとする。

（避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲は、本協定による避難施設が避難場所であることを住民に周知する。

（避難者等を受け入れる避難施設及びその範囲等）

第3条 避難者等を受け入れる避難施設の範囲等は、次のとおりとする。

避難施設名称	サテライト花園寄居
所在地	大里郡寄居町大字富田字下塩沢 3512 番地 2
使用範囲	立体駐車場 3F、4F 及び 1F コミュニティスペース（トイレ有）
収容台数	駐車台数 206 台（3F 103 台、4F 103 台）
車両進入路	南側スロープ
徒歩出入口	北側非常階段

2 乙は、避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難施設の使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（避難者等の受入れ）

第4条 乙は、災害に関する情報等の取得に努め、災害危険情報が発表されたとき、甲が避難指示等を発令したとき、並びに甲が乙に対し文書（メールを含む）又は口頭（電話連絡含む）により避難場所の開設を要請したときは、乙は避難者等を避難施設の避難に適する場所へ受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に避難場所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 避難者等の受入れは、災害危険情報、避難指示等が解除された時点、又は甲が乙に対し閉鎖の旨を文書にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、避難者等を受け入れたときは、適宜その状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、本条第2項の規定により避難者等の受入れが終了した後において、なお避難施設から退去しない避難者等がいるときは、乙と協力し避難者等の退去を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難施設の使用料（水道・電気料等公共料金を含む）は、乙が負担するものとする。

但し、避難者等の受入れに伴う食糧支援・治療行為等、避難者等の生命の維持に必要なと思われる救助費用等については、甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第6条 第4条の措置に伴い、避難施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が負担するものとする。

（避難施設内での事件事故）

第7条 避難者等が避難施設内で起こした事件事故については、避難施設に瑕疵のある場合を除き、

乙は一切の責任を負わないものとする。

(使用の禁止)

第8条 寄居町内において震度6強以上の地震が観測された場合は、避難施設の安全が確認されるまでは使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第9条 避難場所の使用期間は、第4条第1項の規定による開設から7日以内とする。但し、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議により期間を延長できるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から、内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項（運営に関する細目等）については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有するものとする。

令和3年9月27日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪利一郎

乙 東京都新宿区西新宿7丁目5番地25
株式会社オータ
代表取締役 三ヶ島 和則

■資料 7-39 『災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書』

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と社会福祉法人寄居町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、寄居町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寄居町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うため、及び被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) 被災地や指定避難所におけるボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 寄居町災害対策本部等との以下の情報の共有

ア 被災状況・避難情報

- イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
- ウ ボランティアによる支援活動の状況
- エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
- オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置や運営等に係る、次に掲げる費用は、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

(1) 人件費（乙の職員（既存の臨時職員及び非常勤職員含む。）及び被災自治体の災害ボランティアセンターに派遣される社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直含む。））

(2) 人件費（乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）

(3) 旅費（被災自治体以外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、甲乙協議により甲が負担すべき費用

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も

また同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月1日

甲 埼玉県大里郡寄居町寄居1180番地1
寄居町
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県大里郡寄居町保田原301番地
社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会
会 長 花輪 利一郎

■資料 7-40 『災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書』

災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と株式会社アームレスキュー（以下「乙」という。）は、寄居町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無人走行車両等による支援協力活動（以下「協力活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寄居町内における災害時に、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（協力活動の内容）

第2条 甲から無人走行車両等を活用した協力活動について要請があったときは、乙は可能な範囲で協力の要請に応じるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力活動を要請する場合には、無人走行車両等支援要請書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、無人走行車両等支援承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲と乙は、あらかじめ支援協力に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（無人走行車両等の寄附）

第5条 乙は甲に対し、無人走行車両等のうち無人偵察車両1台を寄附するものとする。

2 前項の規定により発生する維持管理、保管及び災害時の操作は乙が実施するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、無償とする。ただし特別な理由がある場合は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲と乙のいずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年4月26日

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
甲 寄居町
寄居町長 花 輪 利 一 郎

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1386番地1
乙 株式会社アームレスキュー
代表取締役 田 中 章

別紙様式1（第3条関係）

年 月 日

株式会社アームレスキュー あて

寄居町長

無人走行車両等支援要請書

「災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり要請します。

- 1 災害種別
- 2 被害状況
- 3 要請場所
- 4 協力内容
- 5 その他

連絡先

担当課

氏名

電話

mail

別紙様式2（第3条関係）

年 月 日

寄居町長 あて

株式会社アームレスキュー

無人走行車両等支援承諾書

年 月 日に要請がありました件について「災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書」第3条の規定により、次のとおり承諾します。

- 1 災害種別
- 2 活動場所
- 3 活動内容
- 4 活動人員
- 5 その他

連絡先

氏名

電話

mail

■資料 7-41 『災害時における燃料等の供給に関する協定書』

災害時における燃料等の供給に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と埼玉県石油業協同組合寄居支部（以下「乙」という。）は、寄居町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寄居町内での災害時において、ガソリン、軽油、灯油、重油、混合油及びオイル（以下「燃料等」という。）を確保し、供給することにより、災害応急対策の円滑な実施を図り、もって町民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請する。

- (1) 公用車用燃料等の確保及び供給
- (2) 避難所等における暖房用燃料等の供給
- (3) 防災資機材・非常用発電機等の燃料等の供給
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要とする燃料等の供給

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対し、できる限り優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、協力要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に協力要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時に支障をきたさないように努めるものとする。

（供給場所）

第4条 燃料等の供給場所は、甲と乙が協議し、決定するものとする。

（費用負担）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとし、運搬及び搬入出にかかる費用については、甲の負担とする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料等の費用は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、第3条の規定による協力の要請に関する手続を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置き、当該者の名簿を整備しておくものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙が文書をもって協定の改廃の申し出をしない場合は1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙は協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年10月14日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

埼玉県寄居町

寄居町長 峯岸 克明

乙 埼玉県大里郡寄居町大字寄居384番地

埼玉県石油業協同組合寄居支部

支部長 大久保 泰典

別記様式

協力要請書

年 月 日

埼玉県石油業協同組合
寄居支部長 様

寄居町長

「災害時における燃料等の供給に関する協定書」に基づき、次の通り要請します。

納入品目名	数 量
ガソリン	リットル
軽 油	リットル
オイル	リットル
混合油	リットル
灯 油	リットル
重 油	リットル

連絡先 寄居町 自治防災課 担当 _____
電話番号
FAX 番号

■資料 7-42 『大規模災害時における施設使用等に関する協定』

大規模災害時における施設使用等に関する協定

寄居町、小川町及び本田技研工業株式会社埼玉製作所（以下「ホンダ埼玉製作所」という。）は、次のとおり大規模災害時における施設使用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、寄居町又は小川町（以下「町」という。）で大規模災害が発生した場合に、町がホンダ埼玉製作所に対して施設使用等を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（対象とする大規模災害）

第2条 本協定が対象とする大規模災害は、次に掲げるもの（以下、合わせて「大規模災害」という。）とする。

- (1) 町災害対策本部の設置を伴う地震災害
- (2) 町災害対策本部の設置を伴う風水害
- (3) 前2号に準じる大規模な自然災害等

（支援協力の内容）

第3条 町は、大規模災害が発生したとき、ホンダ埼玉製作所に対し、次に掲げる事項について支援協力（以下、合わせて「支援協力」という。）を要請することができる。

- (1) 物資等の一時保管に係る場所及び必要な資機材等の提供
- (2) 公道を走行可能な車両の貸与
- (3) 避難場所の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ホンダ埼玉製作所の合意が得られた事項

（支援協力の要請手続）

第4条 町は、前条第1号に定める支援協力を要請するときは、物資等の一時保管に係る支援協力要請書（様式第1号）を使用し、要請するものとする。

2 町は、前条第2号に定める支援協力を要請するときは、車両の貸与要請書（様式第2号）を使用し、要請するものとする。

3 町は、前条第3号に定める支援協力を要請するときは、避難場所の提供要請書（様式第3号）を使用し、要請するものとする。

4 町は、前条第4号に定める支援協力を要請するときは、支援協力に必要な事項を書面に記載し文書にて要請するものとする。

5 前各項の要請に当たり緊急を要するときは、町は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 ホンダ埼玉製作所は、前条各項の規定に基づく町からの要請を受けたときは、対応可能な範囲で支援協力を行うよう努めるものとし、速やかにその対応範囲を町に対して通知するものとする。

2 町は、自らが要請した支援協力が円滑に行われるよう必要な連絡体制等の構築に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づくホンダ埼玉製作所が実施する支援協力は、原則として無償とする。ただし、以下の項目については、町がその費用を負担する。その他、やむを得ない事由があるときは、町及びホンダ埼玉製作所が協議のうえ、決定する。

- (1) 貸与した車両その他の物資の利用に係る燃料費
- (2) 提供した場所、及び貸与した車両その他の物資の原状回復費

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく支援協力により生じた損害は、その損害の発生が町の責めに帰すべき事由である場合は町が負担し、ホンダ埼玉製作所の責めに帰すべき事由である場合はホンダ埼玉製作所が負担するものとする。その他の場合は、町及びホンダ埼玉製作所が協議のうえ、双方の負担を決定するものとする。

(連絡先等の確認)

第8条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、町及びホンダ埼玉製作所は、各々の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(秘密保持)

第9条 町及びホンダ埼玉製作所は、本協定に基づく支援協力により相手方から提供を受けた情報について、当該支援協力に必要な範囲内でのみ使用するものとし、相手方の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受けた時に既に公知の事実となっていたもの、又は相手方の提供後、自らの故意又は過失によらずして公知の事実となったもの
- (2) 相手方から提供を受けた時に既に保有していたもの、又は相手方が提供後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 町及びホンダ埼玉製作所は、次条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに町又はホンダ埼玉製作所から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、町及びホンダ埼玉製作所が協議のうえ、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、町及びホンダ埼玉製作所が署名のうえ、各1通を保有する。

令和6年1月11日

寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1

寄居町

寄居町長 峯岸克明

小川町大字大塚 5 5 番地

小川町

小川町長 島田康弘

寄居町大字富田 2 3 5 4

本田技研工業株式会社 埼玉製作所

所長 軸屋勇治

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

物資等の一時保管に係る支援協力要請書

本田技研工業株式会社 埼玉製作所
 所長 様

町長

大規模災害時における施設使用等に関する協定書に基づき、次の物資等の一時保管に係る支援協力を要請します。

依頼番号			
要請日時			
連絡担当者の氏名・ 電話番号	本田技研工業株式会社 埼玉製作所 町		
要請する支援協力の 具体的な内容	一時集積を依頼 する物資の内容 と数量		
	一時集積を依頼 する物資の保管 上の注意事項		
	一時集積に必要な 保管面積		
	入出荷及び物資 管理に係る依頼 事項		
	必要な資機材等 の名称と数量		
支援協力期間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	

備考

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

車両の貸与要請書

本田技研工業株式会社 埼玉製作所
所長 様

町長

大規模災害時における施設使用等に関する協定書に基づき、次のとおり車両の貸与を要請します。

依頼 番号	要請 期日	必要と する 車両の 種類	台数	引渡場所	引渡 日時	車両の使用目的	貸与期間

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

避難場所の提供要請書

本田技研工業株式会社 埼玉製作所
所長 様

町長

大規模災害時における施設使用等に関する協定書に基づき、次のとおり避難場所の提供を要請します。

依頼 番号	要請 期日	避難場所の場所	面積	提供開始日	提供終了 予定日	備 考

8 被災者支援

■資料 8-1 『埼玉県被災建築物応急危険度判定』

埼玉県被災建築物応急危険度判定

□制度の目的

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）は、大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的被害を防止することを目的としています。

判定結果は緑（調査済み）・黄（要注意）・赤（危険）の三段階で区分し、建築物の出入り口などの見えやすい場所に設置することで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても安全性の識別ができるようにしています。

なお、この調査は地震発生後の二次災害防止のためにおこなうもので、罹災証明のための調査（被災度区分判定）とは異なることに注意してください。

<p style="font-size: small;">応急危険度判定結果</p> <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">調査済</h1> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em; margin: 0;">INSPECTED</p> <p style="font-size: x-small;">◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です</p> <p style="font-size: x-small;">建築物名称</p> <p style="font-size: x-small;">注記：</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">整理番号</p> <p style="font-size: x-small;">判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p style="font-size: x-small;">[] 災害対策本部 電話 -</p>	<p style="font-size: small;">応急危険度判定結果</p> <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">要注意</h1> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em; margin: 0;">LIMITED ENTRY</p> <p style="font-size: x-small;">◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい</p> <p style="font-size: x-small;">建築物名称</p> <p style="font-size: x-small;">注記：</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">整理番号</p> <p style="font-size: x-small;">判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p style="font-size: x-small;">[] 災害対策本部 電話 -</p>	<p style="font-size: small;">応急危険度判定結果</p> <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">危険</h1> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em; margin: 0;">UNSAFE</p> <p style="font-size: x-small;">◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい</p> <p style="font-size: x-small;">建築物名称</p> <p style="font-size: x-small;">注記：</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">整理番号</p> <p style="font-size: x-small;">判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p style="font-size: x-small;">[] 災害対策本部 電話 -</p>
--	---	--

[緑色]

[黄色]

[赤色]

■資料 8-2 『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という。）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

「災害に係る被害認定基準運用指針」の詳細については、下記ホームページに掲載している。

URL <http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

なお、「災害に係る住家の被害認定」の概要を次に示す。

災害に係る住家の被害認定の概要

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、**住家の被害**その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに**住家の経済的被害の標準的な調査方法**を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、**部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定**

■災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定 （住家の 主要な構成要素の経済的被害 の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

＜参考＞被害認定の流れ

災害に係る住家の被害の発生

第1編

地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位*による判定

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4～6及びP2-46

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
 - (2) 浸水深による判定
- 【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1～2階建ての場合

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-40

＜調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 屋根等の損傷による判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第4編

詳細フローはP4-3

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

<損害割合の計算方法について>

■住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \dots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

■部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

$$\begin{aligned} \boxed{\text{部位別損害割合}} &= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷率}} \\ &= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷程度}} \times \boxed{\text{損傷部分の割合}} \end{aligned}$$

■部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害	
	木造・プレハブ	屋根	15%	屋根
	壁(外壁)	75%	柱(又は耐力壁)	15%
	基礎	10%	床(階段を含む)	10%
			外壁	10%
			内壁	10%
			天井	5%
			建具	15%
			基礎	10%
			設備	10%
非木造	<柱の損傷により判定>		柱(又は耐力壁)	50%
	柱	60%	床・梁	10%
	雑壁・仕上等	25%	外部仕上げ・雑壁・屋根	10%
	設備等(外部階段を含む)	15%	内部仕上げ・天井	10%
	<外壁の損傷により判定>		建具	5%
	外壁	85%	設備等(外部階段を含む)	15%
	設備等(外部階段を含む)	15%		

■部位の損傷程度

部位毎にⅠ～Ⅴまでの損傷程度が定められています。

<損傷程度の例 地震:木造・プレハブ 屋根>

程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅰ	・棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。 （棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。）	10%
Ⅱ	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート（金属製を除く。）にひび割れが生じている。	25%
Ⅲ	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
Ⅳ	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート（金属製を除く。）のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
Ⅴ	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」では、具体的な写真を用いて損傷程度が例示されています（内閣府ホームページ参照）。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

■2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定

平成21年改定により、地震第2次調査、水害第2次調査、風害において、2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定が定められました。

これにより、2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあっては、各部位（基礎を除く。）について、下図により算定した部位別の損害割合に代えることができるようになりました。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{主要階の価値を考慮しない}} \\
 \boxed{\text{建物の}} \\
 \boxed{\text{部位別損害割合}} = \boxed{\text{主要階の}} \\
 \boxed{\text{部位別損害割合}} + \boxed{\text{その他階の}} \\
 \boxed{\text{部位別損害割合}} \\
 \\
 \boxed{\text{主要階の価値を考慮した}} \\
 \boxed{\text{建物の}} \\
 \boxed{\text{部位別損害割合}} = \boxed{\text{主要階の}} \\
 \boxed{\text{部位別損害割合}} \times 1.25 + \boxed{\text{その他階の}} \\
 \boxed{\text{部位別損害割合}} \times 0.5
 \end{array}$$

※主要階：1階もしくは1階以外の階で、台所、食堂及び居間の全ての室を有する階

※部位別構成比を超えることはできない

※各階の損害割合に乗じる係数は指針にて定められていますが、留意事項として「各階の損害割合に乗じる係数（1.25及び0.5）は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2：1程度の住家を想定して、設定した係数である。住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乗じる係数を設定することも必要なことと考えられる。」とあります。

出典）「災害に係る住家の被害認定」内閣府

■資料 8-3 『応急仮設住宅設置要領』

応急仮設住宅設置要領

1 目的

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできないものに建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住宅を得ることのできないもの

3 規模及び費用

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書（様式1（【様式集】様式31参照））に応急仮設住宅に入居を要する者の名簿（様式2（同参照））を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届（様式3（同参照））に契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届（様式4（同参照））を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合には、市町村長が、土地の所有権者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8 供与

- (1) 供与機関は、収容の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

- (1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。
- (2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

10 指揮監督

- (1) 設置については、知事が行うこと。
- (2) 工事については知事が行うこと。

11 繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5（同 参照））2部を知事に提出すること。ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

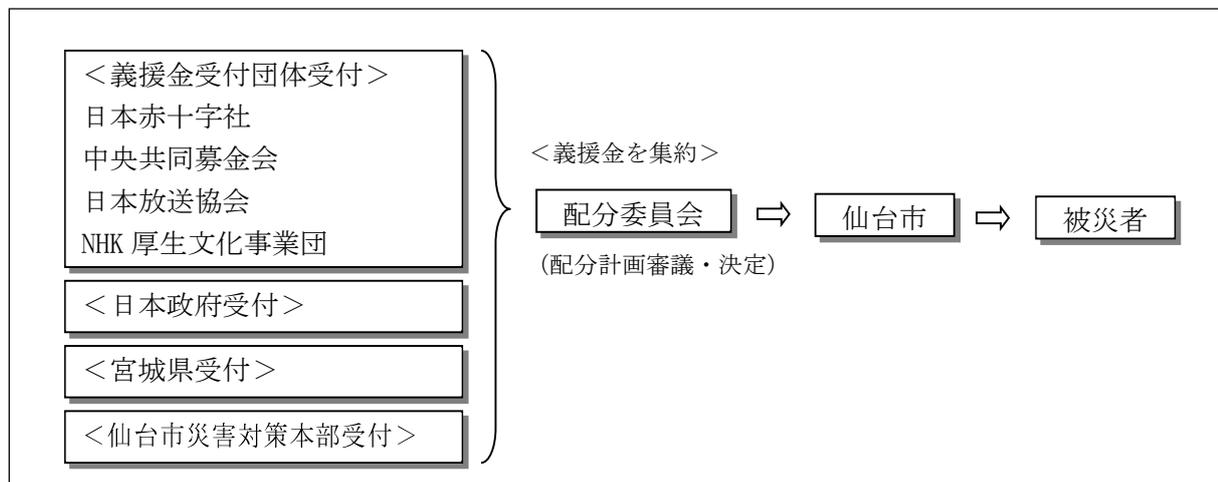
12 書類の提出

町村にあっては、知事へ提出すること。

■資料 8-4 『義援金配分委員会の設置について（事例）』

仙台市災害義援金配分委員会の設置について

〔義援金の流れ〕



仙台市災害義援金配分委員会委員及び監事

区分	職	氏名	備考
委員長	東北学院大学経済学部教授	阿部 重樹	
副委員長	宮城野区民生委員児童委員協議会会長 (仙台市民生委員児童委員協議会会長)	庄司 健治	
委員	仙台市連合町内会長会副会長 (若林区連合町内会長協議会会長)	佐藤 いわ子	平成 26 年 8 月 18 日就任
	弁護士法人青葉法律事務所 弁護士	花島 伸行	
	仙台市社会福祉協議会事務局地域生活支援課長	大浦 礼子	平成 26 年 7 月 1 日就任
	仙台市子供未来局子供育成部長	佐藤 康行	平成 27 年 4 月 1 日就任
監事	株式会社七十七銀行 常勤監査役	澤野 博文	平成 26 年 7 月 1 日就任
	公認会計士協会東北会	尾町 雅文	

(敬称略)

出典) 仙台市ホームページ

■資料 8-5 『仙台市災害義援金配分委員会設置要綱』

仙台市災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害（以下「大規模災害」という。）により、被災した仙台市民に対し市内外から寄せられた義援金を公平かつ効果的に配分するため、仙台市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、大規模災害発生時において義援金の委託を受けたときから義援金の配分が完了し、監査が終了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分時期
- (4) 配分方法
- (5) その他必要な事項について

(構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる団体等の推薦者等をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 仙台市社会福祉協議会
- (3) 仙台市民生委員児童委員協議会
- (4) 仙台市連合町内会長会
- (5) 法曹関係者
- (6) 仙台市

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第6条 委員会に監事2人を置き、次に掲げる団体の推薦者等をもって構成する。

- (1) 七十七銀行
 - (2) 日本公認会計士協会東北会
- 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び監事は、大規模災害により義援金を募集することとした都度、任命する。

- 2 委員及び監事は、大規模災害により募集した義援金の配分が完了し、監事による会計監査の終了報告がなされたときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員会の事務局)

第9条 委員会の事務局を健康福祉局健康福祉部社会課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から適用する。

出典) 仙台市ホームページ

■資料 8-6 生活再建援護制度

生活再建援護制度

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

■住宅の補修等に必要経費

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	償還期間：6 月以内の据置期間経過後、7 年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	償還期間：6 月以内の据置期間経過後、7 年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

(2) 災害復興住宅融資

■建設資金融資

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1 戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460 万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450 万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970 万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390 万円以下
利率	基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10%

償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

出典）「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■補修資金融資

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年 1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

出典）「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

■災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

出典）「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250 万円 ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が 1 箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が 1 人 220 万円 ② " 2 人 430 万円 ③ " 3 人 620 万円 ④ " 4 人 730 万円 ⑤ " 5 人以上 730 万円に世帯員の人数から 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が 1 ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害
貸付金額	① 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 限度額 150 万円 ② 家財の 1/3 以上の損害 " 150 万円 ③ 住居の半壊 " 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 " 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350 万円 ⑥ ①と②が重複 " 250 万円 ⑦ ①と③が重複 " 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 " 350 万円 ※ () は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち 3 年間
利率	年 3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。

出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

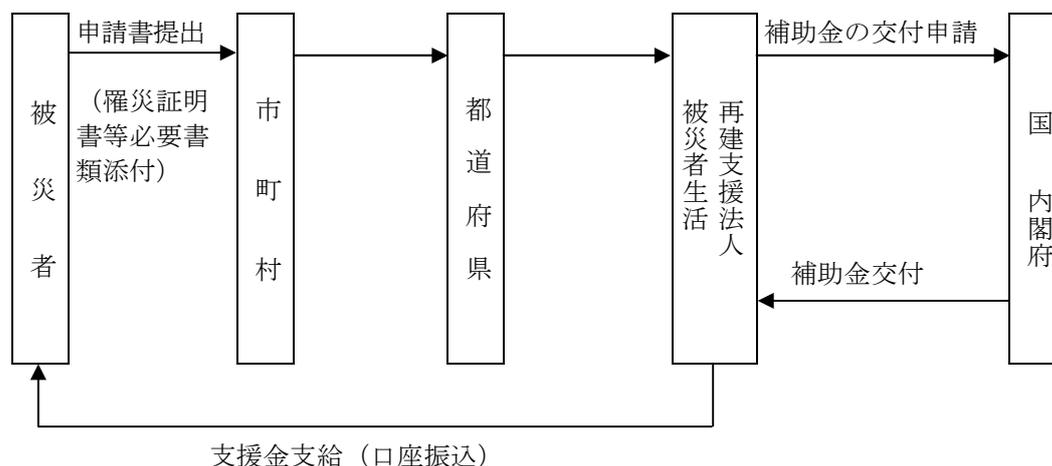
(4) 被災者生活再建支援制度

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

	<p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																										
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																										
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p><全壊等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><中規模半壊></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								
市町村	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</p>																										
県	<p>① 被害状況のとりまとめ</p> <p>② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示</p> <p>③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付</p>																										

被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【被災者生活再建支援金の支給手続】



出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

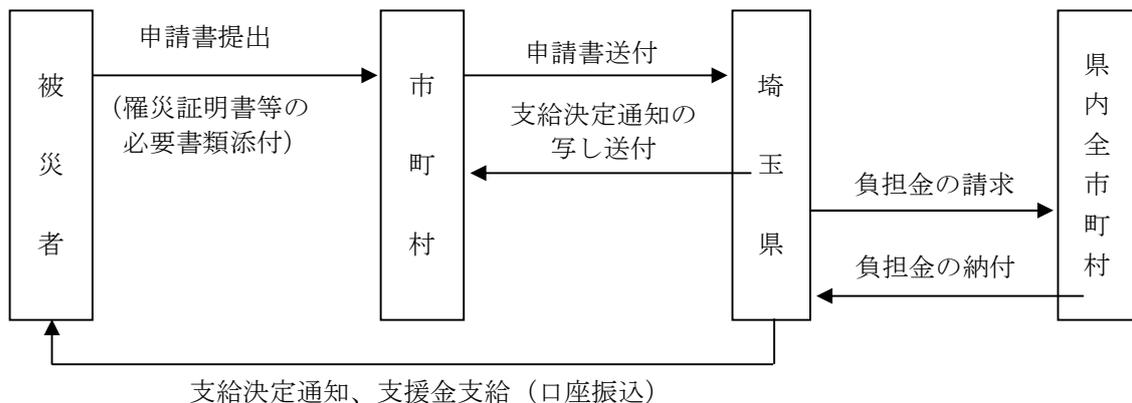
(5) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。
対象支援世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)			
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の被害程度		支給額	
	全壊、解体、長期避難		100万円	
大規模半壊		50万円		
市町村	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	200万円	50万円	25万円
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円				
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
県	① 住宅の被害認定			
	② 罹災証明書等必要書類の発行			
	③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務			
	④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付			
	① 被害状況のとりまとめ			
	② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定			
③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付				
④ 被災世帯主へ支援金の支給				
⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求				
⑥ 申請期間の延長決定				

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
給付対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円 （※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第 1 次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第 2 次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】

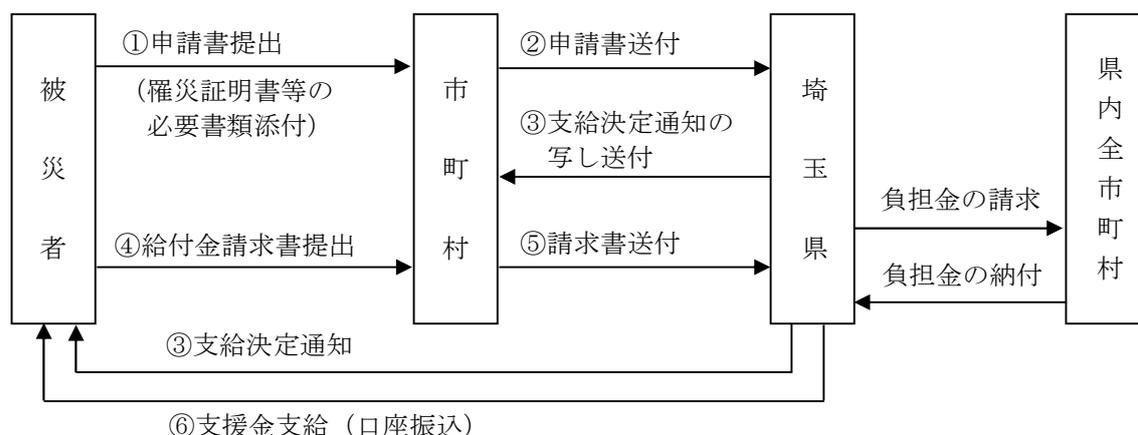
埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

(6) 埼玉県・市町村家賃給付金

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第 3 条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると 1 週間に 1 日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。

	<p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>① 被害状況のとりまとめ</p> <p>② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④ 被災世帯主へ給付金の支給</p> <p>⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥ 申請期間の延長決定</p>

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



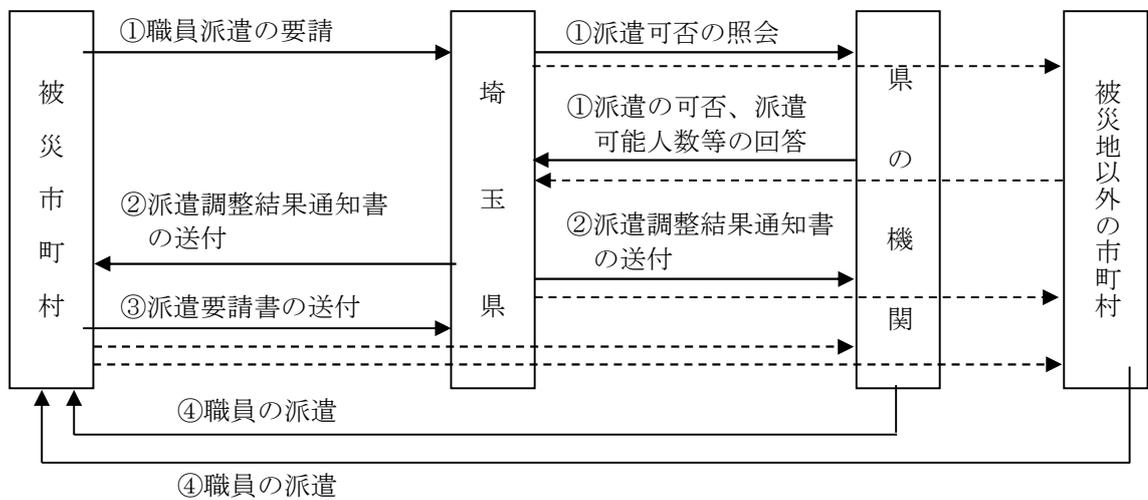
出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

(7) 埼玉県・市町村人的相互応援

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	<p>① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出）</p> <p>② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認</p> <p>③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出</p> <p>④ 派遣職員の受入れ</p>

被災地以外の市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県(統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■資料 8-7 農林業関係融資

農林業関係融資

■天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	3～6 年以内（ただし、激甚災害のときは 4～7 年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

出典）「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

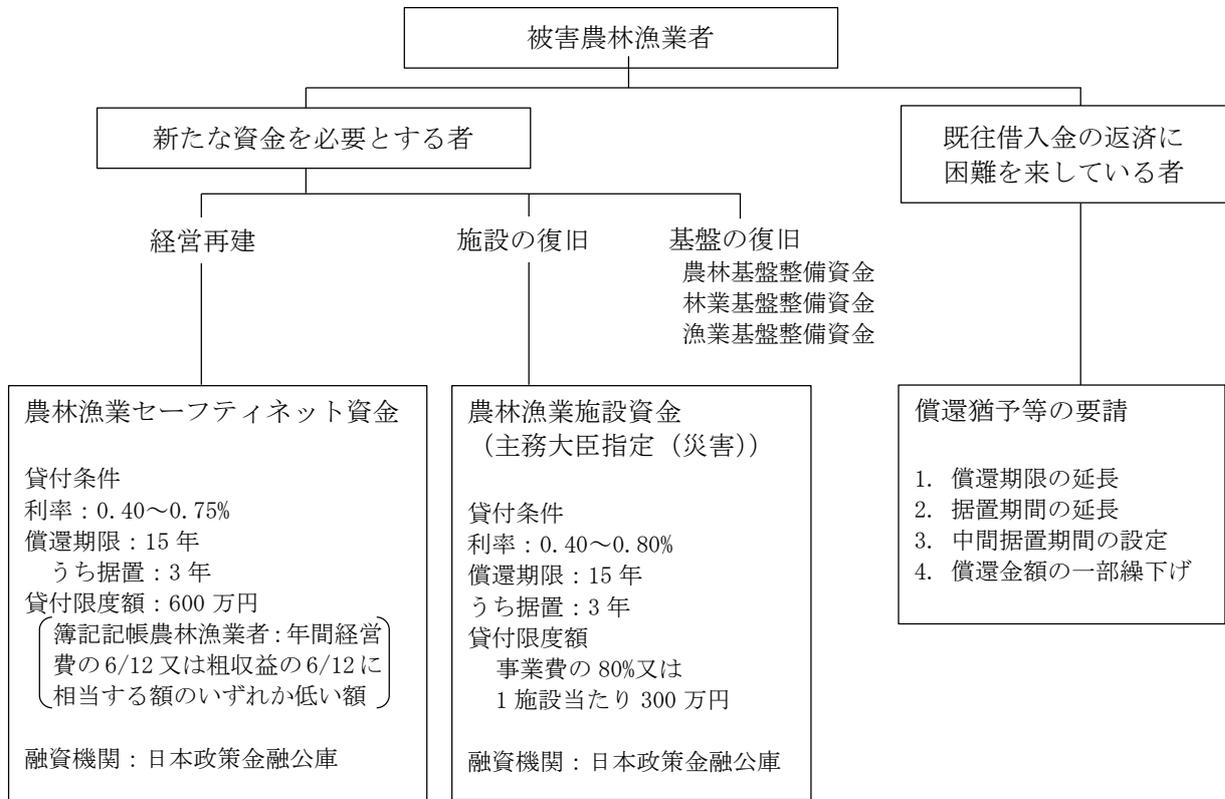
■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	6 年以内（据置 1 年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

出典）「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

■株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）

被害農林漁業者に対する金融措置（令和5年1月19日現在）



(注) 災害によっては、利率、償還期限、据置期間、貸付限度額などに特例あり

出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■農業災害の補償等

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

出典) 「埼玉県地域防災計画」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■資料 8-8 中小企業関係融資

中小企業関係融資

■経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率	大臣指定等貸付 年 1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1.1%以内（ " ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

出典）「埼玉県地域防災計画」 令和 5 年 3 月、埼玉県防災会議

9 その他

■資料 9-1 『埼玉県災害ボランティア登録規約』

埼玉県災害ボランティア登録規約

第1 目的

この規約は、埼玉県内で大規模な災害が発生した際に被災地等でボランティアとして活動する意欲のある個人又は団体を「埼玉県災害ボランティア」として登録することに関し必要な事項を定め、災害時のボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

第2 登録機関

「埼玉県災害ボランティア」の登録機関は、埼玉県危機管理防災部危機管理課とする。

第3 登録事項

「埼玉県災害ボランティア」として登録する事項は別表1のとおりとする。

第4 登録要件

「埼玉県災害ボランティア」として登録する個人又は団体は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 埼玉県内で大規模な災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意欲のある個人又は団体であること。
- (2) 個人又は団体の代表者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であること。
- (3) 別表1中の登録事項欄に示す各項目に係る個人情報のうち、公開区分欄で「必須」とされている個人情報及び「任意」とされている個人情報のうち公開を可とするものについては、「埼玉県災害ボランティア」として登録した個人又は団体（以下「登録者」という。）及び第7第1項に規定する防災機関等に提供されることを了承するものであること。
- (4) 本規約を遵守するものであること。

第5 登録の手続き

「埼玉県災害ボランティア」として登録を希望する個人又は団体は、「埼玉県災害ボランティア登録カード」（様式1又は様式2）（以下「登録カード」という。）に必要事項を記入の上、登録機関に提出するものとする。

- 2 登録機関は提出された登録カードの記載事項が第4の登録要件を満たしているか確認し、「埼玉県災害ボランティア」として登録する。
- 3 登録機関は、登録者に対し「埼玉県災害ボランティア登録証（以下「登録証」という。）」（様式3又は様式4）を交付する。

第6 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

- 2 登録機関は、登録者に対し、登録の有効期限の1か月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

第7 登録者名簿の作成

登録機関は、災害時のボランティア活動を促進するため「埼玉県災害ボランティア登録者名簿」(以下「登録者名簿」という。)を作成し、登録者及び県ボランティア関係各課所室、県内市町村防災担当課、災害ボランティア関係機関(日本赤十字埼玉県支部、県社会福祉協議会等)に送付する。

2 登録機関は、登録者名簿を毎年更新する

第8 登録者の心得

登録者は、災害時に被災地等でボランティア活動を行う場合は、被災地の行政機関、社会福祉協議会、自主防災組織等との連携に努めなければならない。

2 登録者は、平常時から登録者相互の交流を図るよう心がけるものとする。

3 登録者は、登録者名簿を本規約の目的以外のために使用したり又は登録者以外の者に譲渡若しくは貸与してはならない。

第9 研修等の実施

登録機関は、登録者に災害時におけるボランティア活動に関する研修及び情報提供を行う。

第10 登録の変更、取り消し

登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は様式5により登録機関に速やかに報告するものとする。

2 登録者は、登録を取り消した場合は、登録機関に登録者名簿を速やかに返却するものとする。

第11 登録のまっ消

登録機関は、登録者が以下に該当する行為を行った場合、登録をまっ消し速やかに登録者に通知する。

(1) 登録者名簿を本規約の目的以外のために使用する行為又は登録者以外の者に譲渡若しくは貸与する行為。

(2) 他の登録者を誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為。

2 登録者は、登録をまっ消された場合は、登録者名簿を速やかに返却するものとする。

第12 費用弁償等

登録者は、県に対して、ボランティア活動の実施について報酬及び費用弁償を請求することはできない

2 登録者は、県に対してボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。

3 登録者は、「登録者名簿」の配布を原因とするトラブル等について補償を求めることはできない。

第13 その他

県は、登録者が災害時におけるボランティア活動を行う際の事故等を補償するため、保険に加入する。

第14 規約の発効

本規約は、平成12年4月1日から発効する。

本規約は、平成18年12月1日から発効する。

別表 1

登録者	登録事項	公開区分
個人	(1) 氏名 (2) 居住市町村 (3) 住所、電話番号、E-Mail アドレス (4) 資格・免許・特技等 (5) その他	必須 必須 任意 任意 非公開（原則）
団体	(1) 団体名 (2) 団体の構成人数、概要 (3) 事務所の所在地 (4) 事務所の連絡先 (5) 代表者氏名 (6) 代表者居住市町村 (7) 代表者住所、電話番号、E-Mail アドレス (8) その他	必須 任意 必須 任意 必須 必須 任意 非公開（原則）

■資料 9-2 指定文化財一覧

指定文化財一覧

令和6年1月1日現在

No	指定	種別	名称	所在地	所有者等
1	国	史跡	鉢形城跡	鉢形・立原	寄居町ほか
2	国	無形	重要無形文化財鉄釉陶器	町内	原清
3	県	史跡	北条氏邦墓・付夫人大福御前墓	藤田	正龍寺
4	県	史跡	藤田康邦墓・付夫人西福御前墓	藤田	正龍寺
5	県	史跡	末野窯跡	末野	個人所有
6	県	名勝	玉淀	寄居・折原・鉢形	埼玉県ほか
7	県	天然記念物	正龍寺玉垂のカエデ	藤田	正龍寺
8	県	天然記念物	ゴヨウツツジ自生地	風布	個人所有
9	県	天然記念物	ミミカキグサとモウセンゴケ自生地	鉢形	法人
10	県	天然記念物	荒川の青岩礫岩	赤浜	国
11	県	古文書	北爪文書	鉢形	寄居町
12	県	工芸品	三嶋神社鱧口	赤浜	三嶋神社
13	県	工芸品	吉定寺銅鐘	立原	吉定寺
14	県	考古資料	曼荼羅板石塔婆	富田	大日堂
15	県	旧跡	日下部博貞墓	立原	吉定寺
16	町	史跡	水野家一族の墓所	赤浜	昌国寺
17	町	史跡	代官遺跡	用土	個人所有
18	町	史跡	雨宮春潭宅跡	鉢形	寄居町
19	町	史跡	成瀬正芳・正定墓	三品	正芳寺
20	町	史跡	国分寺瓦焼場跡	末野	個人所有
21	町	旧跡	花園城跡	末野	個人所有
22	町	史跡	柳沢兵部丞信俊夫妻の墓所	今市	高蔵寺
23	町	名勝	四十八釜	鉢形・西ノ入	寄居町
24	町	天然記念物	高野榎	赤浜	昌国寺
25	町	天然記念物	鉢形城の桜・エドヒガン	鉢形	埼玉県
26	町	天然記念物	赤浜中戸のヤブツバキ	赤浜	個人所有
27	町	天然記念物	塚田三嶋神社のヤブツバキ	赤浜	三嶋神社
28	町	天然記念物	姥宮神社（通称：うばみやじんじゃ）の大杉	赤浜	姥宮神社
29	町	建造物	旧市様神社殿	藤田	宗像神社
30	町	絵画	仙男仙女の図（うち仙女の図のみ）	藤田	正龍寺
31	町	古文書	正龍寺文書	藤田	正龍寺
32	町	古文書	小淵家代官古文書	用土	個人所有
33	町	古文書	朱印状	鉢形	浄福寺
34	町	古文書	船宿文書	末野	個人所有
35	町	古文書	御朱印状	赤浜	昌国寺

No	指定	種別	名称	所在地	所有者等
36	町	古文書	正龍寺朱印状	藤田	正龍寺
37	町	古文書	東国寺朱印状 付田畠打渡状	立原	東国寺
38	町	古文書	泉立寺朱印状	今市	泉立寺
39	町	古文書	田中（折井）家文書	赤浜	個人所有
40	町	工芸品	唐金鑄鰐口	用土	熊野神社
41	町	工芸品	太刀銘景一	赤浜	個人所有
42	町	工芸品	太刀銘友成	風布	釜山神社
43	町	工芸品	太刀及び脇差	用土	個人所有
44	町	工芸品	鰐口（残欠3点）	西ノ入	東光寺
45	町	工芸品	鑄造薬師如来懸仏	鉢形	愛宕神社
46	町	考古資料	大沢家宝篋印塔	桜沢	個人所有
47	町	考古資料	板碑	富田	不動寺
48	町	書跡	紺地金泥一品法華経	赤浜	個人所有
49	町	書跡	男衾三郎絵詞	赤浜	個人所有
50	町	彫刻	木造薬師如来立像及び木造十二神将像	西ノ入	東光寺
51	町	彫刻	仏像	鉢形	浄福寺
52	町	彫刻	木造地藏菩薩立像	今市	高蔵寺
53	町	絵画	百人一首画格天井画宗信筆	末野	善導寺
54	町	絵画	十六羅漢図	鉢形	泉福寺
55	町	彫刻	木造役行者像（円空作）	牟礼	長昌寺
56	町	彫刻	木造釈迦如来坐像	末野	善導寺
57	町	彫刻	木造薬師如来坐像 付宮殿	赤浜	普光寺
58	町	歴史資料	旧正喜橋題額	寄居・鉢形	寄居町
59	町	有形民俗文化財	五百羅漢及千体荒神	末野	少林寺
60	町	有形民俗文化財	茅町「諫鼓鳥」山車	寄居	茅町区
61	町	有形民俗文化財	寄居町本村獅子頭	桜沢	本村区
62	町	有形民俗文化財	道祖神（双体）	牟礼	個人所有
63	町	無形民俗文化財	佐太彦神社太々神楽	折原	佐太彦神社
64	町	無形民俗文化財	諏訪神社獅子舞	用土	諏訪神社
65	町	無形民俗文化財	神田ばやし	寄居	茅町区
66	町	無形民俗文化財	寄居町本村祇園行事	桜沢	本村区
67	町	無形民俗文化財	白髪神社獅子舞	金尾	白髪神社
68	町	無形民俗文化財	佐太彦神社の川瀬祭り	折原	佐太彦神社
69	国選定	重要美術品	漆蒔絵鼈甲小箱	藤田	正龍寺

■資料 9-3 『災害救助基準』

令和 5 年度災害救助基準

令和 5 年 6 月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は @7,000 円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の实情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典)「災害救助事務取扱要領」 内閣府政策統括官（防災担当）

■資料 9-4 『緊急事態区分と措置』

各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて (要約)

		現行の原災法等における基準を採用した当面の E A L	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 ^{*1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 ^{*1} において、大津波警報が発令 ^{*2} された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ^{*3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{*4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用(一部事象については、全面緊急事態に変更) ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不動作。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失(5分以上継続)。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用(一部事象については、原災法10条より変更) ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
	⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続。 ^{※5}	緊急事態区分における措置の概要 保護措置を実施する。

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。

ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

資料)「埼玉県地域防災計画 資料編」 令和5年3月、埼玉県防災会議

■資料 9-5 『OIL と防護措置について』

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL2 の基準値を超えたときから起

算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

様式集

目 次

■様式 1	『配備発令書』	1
■様式 2	『配備通知書』	2
■様式 3	『出動職員報告書』	3
■様式 4	『自衛隊災害派遣要請書』	4
■様式 5	『自衛隊災害派遣撤収要請書』	5
■様式 6	『災害情報記録用紙』	6
■様式 7	『本部長指令書』	7
■様式 8	『発生速報』	8
■様式 9	『経過速報』	9
■様式 10	『被害状況調』	10
■様式 11	『水防活動状況報告（様式 1）』	12
■様式 12	『水防活動状況報告（様式 2）』	13
■様式 13	『水防活動状況報告（様式 3）』	14
■様式 14	『水防実施状況報告書（様式 1）』	15
■様式 15	『避難命令書』	16
■様式 16	『避難命令についての報告』	17
■様式 17	『避難所開設状況』	18
■様式 18	『避難所状況報告』	19
■様式 19	『避難状況一覧』	20
■様式 20	『物品輸送引渡書』	21
■様式 21	『物品輸送状況』	22
■様式 22	『公用負担命令書』	23
■様式 23-1	『り災証明願』	24
■様式 23-2	『被災証明願』	25
■様式 24	『災害救援物資の受領書』	26
■様式 25	『災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定』	27
	(1) 「災害時相互応援連絡表（様式 1（直接応援市町村へ）」	27
	(2) 「災害時相互応援連絡表（様式 2（県へ）」	28
	(3) 「災害時相互応援連絡表（様式 3（応援要請書）」	29
	(4) 「災害時相互応援連絡表（様式 3-2（応援要請書）」	30
■様式 26	『災害時の相互応援に関する協定（関係 3 市町）応援要請書』	31
■様式 27	『緊急通行車両関連の様式』	32
■様式 28	『緊急消防援助隊応援要請連絡』	33
■様式 29	『受援シート』	34
	(1) 災害マネジメント 受援シート	34
	(2) 避難所運営 受援シート	36
	(3) 支援物資に係る業務 受援シート	38
	(4) 災害廃棄物の処理 受援シート	40
	(5-1) 住家の被害認定調査 受援シート	42
	(5-2) 罹災証明書の交付 受援シート	44
	(6) 被災者支援・相談業務 受援シート	46
■様式 30	『応急仮設住宅設置要領（提出書類）』	48
■様式 31	『り災都市借地借家臨時処理法の申請』	51
■様式 32	『放射性物質事故災害情報収集・通報受理票』	52

■様式1 『配備発令書』

配 備 発 令 書

() 配備を発令したので
動員を受けた職員は、防災活動に全力を尽くされたい。

年 月 日 時 分 発令

寄居町長

■様式2 『配備通知書』

配 備 通 知 書

第 号
年 月 日

深谷市消防本部消防長 様
埼玉県寄居警察署長

寄居町長

() 配備の施行について (通知)

年 月 日 時 分 () 配備を施行
(寄居町災害対策本部を設置) したので通知します。

■様式4 『自衛隊災害派遣要請書』

第 年 号
月 日

埼玉県知事

殿

寄居町長

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要
 - (1) 人 員
 - (2) 車両等の種類
4. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域
 - (2) 活動内容
5. その他参考となるべき事項

■様式5 『自衛隊災害派遣撤収要請書』

第 年 月 日
号

埼玉県知事

殿

寄居町長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当町 地区の避難救助活動のため、 年 月 日付
寄居町災害対策本部 第 号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、
避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収方を要請します。

記

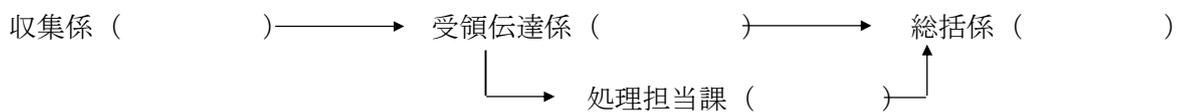
撤収要請日時

年 月 日 時 分

■様式6 『災害情報記録用紙』

災害情報記録用紙

月	日	時	分	受信者	
相手方	TEL				
<p>(内容)</p> <p>1. 場所</p> <p>2. 状況</p> <p>3. 要請事項</p>					
(処理状況)					<u>担当課</u> <u>担当者</u>



■様式7 『本部長指令書』

本部長指令 第 号

月 日 時 分			
発信者		受信者	
(内 容)			
(報告内容)			

総括係 () → 受領伝達係 () → 担当課 ()
↑

■様式8 『発生速報』

発生速報

寄居町

日 時 分受信	発信者	受信者
1 被害発生		
2 被害場所		
3 被害程度		
4 災害に対する 措 置		
5 その他必要 事 項		

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

被害状況調

寄居町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住家被害	全壊	棟		道路被害	決壊	箇所		
		世帯			冠水	箇所		
	半壊	棟		その他被害	文教施設	箇所		
		世帯			病院	箇所		
	一部破損	棟			橋りょう	箇所		
		世帯			河川	箇所		
	床上浸水	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所		
		世帯			鉄道不通	箇所		
		人			被害船舶	隻		
		人			水道	戸		
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟	り災世帯数	世帯	
			半壊(焼)		棟	り災者数	人	
その他		全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件	
		半壊(焼)	棟			危険物	件	
			その他	件				

区 分		被 害		市 災 町 害 村 対 策 本 部	名 称			
公共文教施設	千円				設 置	月	日 時	
農林水産業施設	千円					解 散	月	日 時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害 市町村数		団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 数				
そ の 他	農産被害	千円			計	団体		
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円			計	団体		
その他	千円			消防職員出動延人数	人			
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の指示等の状況）							

■様式 11 『水防活動状況報告（様式 1）』

水防活動状況報告（様式 1）

水防管理団体名	
報 告 内 容	
<p>1 出動状況</p> <p>(1) 出動の有無：（有、無）</p> <p>(2) 出動時刻：（ ）日（ ）時（ ）分</p> <p>(3) 出動総人員：（ ）人</p> <p>2 巡視状況</p> <p>(1) 巡視の有無：（有、無）</p> <p>(2) 巡視開始時刻：（ ）日（ ）時（ ）分</p> <p>(3) （ ）川（左、右）岸（ ）地先 を（巡視中、巡視した）</p> <p>(4) 巡視終了時刻：（ ）日（ ）時（ ）分</p> <p>3 報告完了時刻：（ ）日（ ）時（ ）分</p> <p>4 報告者名：（ ）</p> <p>5 受報者名：（ ）</p>	

■様式 12 『水防活動状況報告（様式 2）』

水防活動状況報告（様式 2）

水防管理団体名				月 日 時 分現在				
河川 施設 災害 状況	位置	()川(左、右)岸()km(上、下) ()m()地先		一般被害状況	一般被害の有無等 有、無、不明、調査中「 」			
		はっきりしない場合 目標物()から(上、下)流へ約()m			寄居町()日()時()分 発表			
	種別	堤防、高水敷、()水門・樋管、()			流出家屋	戸	死者	人
	現象	亀裂、漏水、法崩れ、越水、破堤、洗掘、破損、 ()			床上浸水	戸	行方不明	人
		(1)延長()m (2)幅()m、 (3)箇所数()箇所 (4)漏水量(多、少)、 (5)越水深()m、 (6)調査中「 」 (7)()			床下浸水	戸	負傷者	人
災害規模			田畑浸水	ha				
水防 活動 状況	作業状況	作業実施開始、作業実施中、作業完了、調査中 「 」		避難状況	避難の有無等 有、無、不明、調査中「 」			
	開始日時	()日()時()分			寄居町()日()時()分 避難命令発令 ()地区の住民約()名が ()場所へ避難 ()地区の住民約()名が ()場所に孤立状態で、()が救助中			
	完了日時	()日()時()分						
	水防広報	木渡し、むしろ張り、シート張り、土のう積、月の輪、 五徳縫い、折返し、釜段工、その他()						
	施工規模							
	作業人員	水防団()人 消防団()人 国交省()人 協力業者()人		報告完了時期	()日()時()分			
	応援の有無	有、無	所見	報告者名				
			受報者名					

注) 各項目において、調査中の場合は、次回報告見込み日時を各々の「 」欄に記入し、伝達する。

■様式 13 『水防活動状況報告（様式 3）』

破堤等重大災害状況

月 日 時現在

水系名	川水系	河川名	川	水防活動状況 ○調査中の場合「 」	()水防団()名が ()日()時()分 ()地先へ出動 ()水防団は ()川()km()岸 ()名で()水防工法(実施中、実施済、退避) 自衛隊出動 ()県知事は()日()時()分、 ()自衛隊に出動要請した。 ()自衛隊約()名出動し、 現地に()日()時頃到着予定 ()自衛隊は()川()km()岸 ()名で ()対策工法(実施中、実施済、退避) 自衛隊は()名で ()地区住民約()名を(救助中、救助済)
左右堤	(左・右)岸	籽標	k		
位置がはっきりしない場合	目標物()から(上、下)流へ約()m				
地先名	都道府県	区都市	町目 地先		
*事務所	事務所	*出張所名	出張所		
水防管理団体名	()年()月()日()時()分				
発見時状況	(破堤、浸水)の発見は(河川パトロール、水防団、地元住民、水防管理団体)より(水防管理団体、出張所、事務所)へ連絡あり。 (河川パトロール、河川巡視)により(破堤、浸水)を()日()時()分確認した。				
破堤状況	破堤原因は、越水、越水以外()、不明、調査中「 」 破堤延長()m、不明、調査中「 」 破堤状況(大幅に拡大見込み、拡大中、小規模にとどまる見込み、不明、調査中「 」)				
一般被害状況 ○調査中の場合「 」	寄居町()日()時()分発表	流出家屋	戸 死者 人		
		床上浸水	戸 行方不明 人		
		床下浸水	戸 負傷者 人		
		田畑浸水	ha		
避難状況 ○調査中の場合「 」	寄居町()日()時()分 避難命令発令 ()地区の住民約()名が()場所へ避難 ()地区の住民約()名が()場所に 孤立状態で、()が救助中			現地対策本部 設置状況	()は()月()日()時()分 ()地先に設置 本部長は() ()は()月()日()時()分 ()地先に設置 本部長は()
*水位状況	()観測所	日	時 現在水位()m	報告完了時期	()日()時()分
	H. W. L	m	ピーク水位 m	報告者名	
	警戒水位	m	破堤時水位 m	受報者名	
	指定水位	m	水位状況 (上昇中、下降中)		

- 注) 1. 情報を入手したら(部分的な情報でも)直ちに伝達すること。
 2. 情報について未確認の場合は上段□内に「未確認情報」と記入すること。また、第1報、第2報……順次記入すること。
 3. 水防管理団体は*印の項目を記入しなくてよい。
 4. 各項目において、調査中の場合は、次回報告見込み日時を「」欄に記入し、伝達すること。

■様式 14 『水防実施状況報告書（様式 1）』

水防実施状況報告書（様式 1）

（管理団体で水防実施箇所毎に作成するもの）

作成責任者 _____

管理団体名					指定・非指定の別	指定・非指定		
水防実施時の台風又は豪雨名					報告年月日			
水防実施箇所					所要経費	人件費	手 当	
						その他		
計								
日 時						物件費	資材費	
							機材費	
出 動 人員数	水防団員	消防団員	その他	計			燃料費	
	人	人	人	人				雑 費
水防作業概況及び工法							合計	
						空 俵		
効 果	堤防	田	畑	家屋		鉄道	道路	人口
	m	ha	ha	戸	m	m	人	
	被 害	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口
		m	ha	ha	戸	m	m	人
他の団体よりの応援の状況					使用資材	筵		
						丸 太		
水防関係者の死傷及び措置					鉄 線			
						その他		
					水防功労者の氏名・年齢・所属及びその功績概要			
					〈備 考〉			

注 (1) 水防管理団体は水防実施の都度、様式により速やかに県へ提出すること。

■様式 15 『避難命令書』

避 難 命 令 書

() の水位が上昇中であり、今後も一層の増水が予想され、
() 地区は危険な状況になったので、住民は () へ
避難して下さい。

月 日 時 分 発令

寄居町長

■様式 16 『避難命令についての報告』

避難命令についての報告

年 月 日

深谷市消防本部消防長

様

埼玉県寄居警察署長

寄居町長

避難命令について（報告）

当町

地区に対し

月

日

時

分

避難命令を発したので報告します。

■様式 17 『避難所開設状況』

避難所開設状況

発信者		受信者			月	日	時	分
避難所名					電話			
開設日時				閉鎖日時				
月 日 時 分				月 日 時 分				
担当者 人 ()	所 属	職	氏 名	所 属	職	氏 名		
避難 状 況	地 区 名	世 帯		人 数	備 考			
対 応	(食料・毛布その他必要物品当の状況)							

収集係 () → 受領伝達係 () → 総括係 ()

■様式 18 『避難所状況報告』

避 難 所 状 況 報 告

発信者		受信者		月 日 時 分
避難所名				電 話
避難所の状況	地区名	世 帯	人 数	備 考
(状況)				
担当者 人				
連絡指示事項				

収集係 () → 受領伝達係 () → 総括係 ()

■様式 20 『物品輸送引渡書』

物 品 輸 送 引 渡 書

月 日 時 分

地区名

輸送担当者 ()

物 品 名	数 量	備 考

物 品 受 領 書

月 日 時 分

地区名

受領者 ()

物 品 名	数 量	備 考

■様式 21 『物品輸送状況』

物 品 輸 送 状 況

作成者 _____

月 日 時 分

避難場所名 (地区名)	輸送担当者	輸送物品 (数量・時間)			
		毛布			

■様式 22 『公用負担命令書』

公 用 負 担 命 令 書

住 所
氏 名

第 号

物件	数量	負担内容（使用、収容、処分等）	期間	摘要

災害対策基本法第 64 条
災害対策基本法第 65 条
水防法第 21 条

}

の規定により上記物件を収用(使用又は処分)する。

年 月 日

命令者
身 分
氏 名

印

■様式 23-1 『り災証明願』

り 災 証 明 願

り災の原因：

り災年月日：

り災場所：

上記り災により下記の被害を受けたことを証明願いたく申請いたします。

寄居町長 様

申請人(世帯主) 住 所
氏 名 印
電 話

記

*り災状況（該当するものに○をつける。）

住宅の状況	自家・借家・アパート・寮・併用住宅・その他（ ）	
被害程度	人的被害	氏 名
		死 亡 ・ 行方不明 ・ 重 傷 ・ 軽 傷
	住家被害	全倒（焼）・半壊（焼）・流出・床上浸水・床下浸水

* 使用目的

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明 号

寄居町長 印

■様式 23-2 『被災証明願』

被災証明願

被災の原因：

被災年月日：

被災場所：埼玉県大里郡

上記被災により下記の被害を受けたことを証明願いたく申請いたします。

寄居町長 様

申請人 住所
氏名
電話

記

*被災状況（該当するものに○をつける。）

住宅の状況	自家・借家・アパート・寮・併用住宅・ <u>その他</u> （ビニールハウス・自動車）	
被害程度	人的被害	氏名
		死亡 ・ 行方不明 ・ 重症 ・ 軽傷
	住家被害	全倒 ・ 半壊 ・ 一部破損 ・ 流出 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ その他（ ）
施設被害		

* 使用目的

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明第 号

寄居町長

印

■様式 24 『災害救援物資の受領書』

受 領 書

災害救援物資として下記のとおり受領しました。

記

品 名	数 量

年 月 日

住 所
氏 名 様

寄居町長

■様式 25 『災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定』

(1) 「災害時相互応援連絡表（様式 1（直接応援市町村へ）」

様式 1（応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課 _____	/	担当課 _____
氏名 _____		氏名 _____
電話 _____		電話 _____
FAX _____		FAX _____

次のとおり応援を要請(実施)します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日（午前・午後 時 分）
被害の状況	
応援の内容	<p>① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。</p> <p>② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。</p>
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

(2) 「災害時相互応援連絡表（様式2（県へ）」

様式2（応援要請・複数応援の場合 県へ）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課	担当課	担当課
氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話
FAX	FAX	FAX

次のとおり応援を要請(受諾)します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日（午前・午後 時 分）
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。 必要に応じて別葉すること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

(3) 「災害時相互応援連絡表（様式3（応援要請書）」

様式3（応援要請書）

文 書 番 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

寄居町長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項に基づき、別添様式1のとおり応援を要請します。

(4) 「災害時相互応援連絡表（様式3-2（応援要請書）」

様式3 - 2（応援要請書）

文 書 番 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

寄居町長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第2項に基づき、別添様式2のとおり応援を要請します。

■様式 26 『災害時の相互応援に関する協定（関係 3 市町）応援要請書』

様式第 1 号（第 3 条関係）

文書記号第 号
年 月 日

市町村長 様

寄居町長

印

災害発生による応援要請について

災害の相互応援に関する協定第 3 条の規定に基づき下記のとおり要請します。

記

項 目	内 容
被害の状況	
応援の場所 及び到達経路	
応援を受ける期間	
応援の種類 及び内容	
応援を要する 職種別人員	
その他応援に 必要な事項	

■様式 27 『緊急通行車両関連の様式』

緊急通行車両関連の様式

第 1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 埼玉県公安委員会 殿 申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の ^{ふりがな} 名称 氏名 ^{ふりがな} 印 電話 （ ） 【 担当係 氏名 】	
番号欄に表示されている番号	
輸送人員(定員)又は品名	
車両の所有者	住 所
	氏 名
業務の内容	1 救助救護 4 災害予知 7 人員輸送 10 飲食料 13 広報啓発 2 応急避難 5 災害復旧 8 避難生活 11 医療医薬 14 その他 3 捜 索 6 施設点検 9 調査研究 12 混乱防止 ()
出 発 地	
(注) この事前届出書は、2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。	

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	号
年	月 日

埼玉県知事
消防庁長官

寄居町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部 隊名に○をし、希望す る部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消火部隊		特殊 災害 部隊	毒劇物対応隊	
	救助部隊			A 災害対応隊	
	救急部隊			B 災害対応隊	
	航空部隊			C 災害対応隊	
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし		密閉空間火災等対応隊		
			特殊 装備 部隊	遠距離大量送水隊	
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX 番号
	寄居町				TEL - - FAX - -

■様式 29 『受援シート』

(1) 災害マネジメント 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ

業務概要	災害時に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を庁内全体で円滑に実施できるよう、総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）を行う。
------	--

項目		発災当日	～1週間	～1ヶ月
1	災害対応の 総括・運営	職員の 安否確認 庁舎の 機能維持・回復	災害対策本部の運営・管理	
		庁内体制の構築（状況に応じて適宜変更）		
2	情報収集と 共有		被害情報の収集・とりまとめ	
			会議での共有や県等への報告	
3	外部機関等 との調整	救助活動団体との調整（消防・警察等）	自衛隊派遣の要請と業務調整	
			応援職員等の要請と受入調整	
			その他、関係機関・団体等との調整	
4	住民等への 広報		災害情報・生活支援情報の発信（HP、SNS、Lアラート等）	
			報道機関への対応（記者会見、首長メッセージ発信）	

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

<p>以下の内容等において、災害マネジメントを総括的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議の運営 ・町長への助言 ・庁内体制の構築と変更 ・被害情報の収集・とりまとめと会議での共有や県等への報告 ・応援職員等の要請と受入調整 ・その他、関係機関・団体との調整 等

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国				
協定締結 地方公共団体	・ 県内 ・ 友好都市 など			
協定締結 事業者等	・ 石油商業組合 (発電機等の燃料) ・ 通信事業者 (衛星携帯電話) など			
消防				
警察				
自衛隊				
その他関係機関 (※)				

(※) その他関係機関には、電力、通信等の指定公共機関が考えられる。

■応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋外)	

■応援要請にあたっての留意事項

- 災害対応は、刻々と変化する状況に応じて、先を見据えた方針の決定と業務の推進、また、それらの全体管理が必要であるため、こうした業務遂行のマネジメントが本町で可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて、県職員や総括支援チーム等に対して災害マネジメント支援の要請を行う。
- どのような業務に対してどれだけの人数を要請するかなどについて不安がある場合は必要に応じ県職員・総括支援チーム等の支援を要請する。

■必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、固定電話、携帯電話、FAX、コピー機、PC、プリンター、筆記用具 ※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

- ・ 地域防災計画 (本計画)
- ・ 寄居町職員初動期マニュアル

(2) 避難所運営 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ

業務概要		災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営 (情報提供や支援物資の供給) 等を行う。			
項目		発災当日	~3日	~1週間	~1ヶ月
1	体制整備	主管部署配置		運営支援要員確保 (応援職員等)	
		各避難所運営 庁内体制整理			支援団体協働 (環境改善) 民間委託 (警備等)
2	情報収集	避難所状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等)			
		在宅被災者状況把握			
3	物資の配布	備蓄物資の配布		支援物資の配布	
		物資ニーズの把握			
4	避難所運営管理	避難所運営			住民自主運営促進
		在宅被災者支援			
5	広聴広報	生活支援等の情報発信			
6	避難所の解消	退所目途の把握、避難所解消日の検討・周知			
7	調整会議の開催	調整会議の定期的開催			

■応援要請を検討する主な業務内容 (上記 箇所)

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等) 実施体制の構築 (庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) 在宅被災者への対策検討 避難所の環境改善に向けた検討 避難所解消に向けた検討
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 在宅被災者への支援 被災者への生活支援等の情報発信

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国				
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等				
NPO・ボランティ ア団体				
その他関係機関				

・警備会社
・環境整備事業協同組合 (し尿処理)
・医療・福祉事業者 など

・社会福祉協議会
・警察 など

■応援要員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋外)	

■応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に本町で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。

避難所運営に必要な職員数

= 開設避難所数 × 1 避難所を運営管理する行政職員数 (※)

(避難所規模・避難者数による)

※避難所を運営管理する行政職員数は、平時より地域住民の方々と連携し、運営体制を定めておくことによりあらかじめ整理。

■必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話、段ボールベッド、間仕切り、仮設トイレ、燃料、扇風機、ペットのケージ (詳細は以下指針・手引き等を参照) ※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
- ・避難所運営ガイドライン【内閣府】
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン【内閣府】
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン【内閣府】

(3) 支援物資に係る業務 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ

業務概要	<p>災害発生時、物流事業者等の協力を得ながら物資拠点、避難所での体制を確保するとともに、国や県、他の自治体、協定締結企業等からの支援物資（プッシュ・プル型）を円滑に受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給する。</p> <p>※個人・法人からの無償で提供される義援物資は、ボランティアによるオペレーションにするなど、公的な支援物資とは切り分けて考える。</p>
------	--

項目		発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月	
1	物資供給体制の確立	物資チーム配置	物資拠点の選定・体制構築	物資拠点の運営		
		物資拠点候補施設被災状況確認				
2	備蓄物資の提供	備蓄物資状況確認	避難者数等の把握			
			備蓄物資の仕分け・配送			
3	避難者ニーズを踏まえた物資の調達・受入れ・配送（プル型）			避難所・在宅避難者等の物資ニーズの把握、物資の調達		
				物資の仕分け・配送		
4	生活必需品等の受入れ・配送（プッシュ型）		避難者数等の把握			
			生活必需品等の受入れ・配送			
5	義援物資の受入れ方針の決定・広報等	義援物資受入れ方針の検討・決定	方針の広報			

※「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省）等を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> 物資拠点の選定及び設置、輸送ルート・配送先等の検討 別途作成する物資配分計画をふまえた物資配送計画の立案 物資調達先との調整
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資保管場所から各避難所への配送 物資拠点の運営（物資の受入れ、荷卸し、検品、保管・管理、入出庫記録、仕分け、積み込み） 物資拠点から各避難所への配送（配送計画の立案・実施）

※避難所のニーズ把握は「避難所運営」と連携して実施することを想定

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国	・ 県内 ・ 友好都市 など			
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	・ 物流事業者 (物資拠点運営・配送) ・ 流通事業者 (弁当、必要物資等の提供) など			

■応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋外)	

■応援要請にあたっての留意事項

本業務は複数の部署にまたがる可能性も高いため、より円滑な業務運営ができるよう、1つのチームとして密な連携を図るよう努める。

【支援物資対応】

- 大規模災害時には、要請を待たずに国・都道府県等から、プッシュ型で支援物資が送られてくることから、速やかに、受入れに必要な物資拠点を開設するとともに避難所まで適切に物資が供給できるよう体制を構築する。
- 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することで、各避難所ニーズに基づいた物資の調達 (要請) および物資の輸送・到着状況等の把握を行うことができる。

【物流事業者との連携体制】

- 支援物資の円滑な受入れ・供給を行うためには、運搬や在庫管理、荷積み等、各種業務に対する専門的な知識やノウハウが必要となるため、物流事業者 (運送事業者等) による支援が必須であるため、平時より物流事業者等と支援物資物流に係る協定締結等に取り組むことが重要である。
- 物流事業者との役割分担は、物資の要請・調達、配分決定を本町、配分計画に基づく配送計画立案・物資拠点運営 (仕分け・保管・管理)・配送を物流事業者とする。

■応援職員等の要請人数の考え方

- 以下に示す本部及び現場で必要となる人員数から、発災時の動員可能な職員数を差し引いて要請人数を見積もる。なお、対象とする避難者数はもとより、物流資機材の設備状況、施設の状態 (保管場所の規模や積卸場所の確保状況) 等により必要人員が異なることから、必要な役割を記載する。

■本部に必要な職員等人数 ※被災規模に応じて検討

- ①支援物資担当部署のリーダー1人
 - ②支援物資担当部署職員3~6人
- } + α
- ③物流専門家 (物流事業者) 等 1人

■物資拠点運営上必要な役割分担

拠点運営統括、荷卸し、積付け、仕分け、積み込み、トラック誘導、入出庫管理、配送 (拠点~各避難所) 等

■必要な資機材等 (物資拠点他)

輸送車両 (レンタカー、公用車等含む)、フォークリフト、ハンドリフト、パレット、カゴ車、台車、カラーコーン、大型扇風機 (排気ガス対策)、テント (上屋がない場合)、パソコン、物資ラベル等 (物流事業者が確保できない場合は、リース等により調達)

■指針・手引き等

- ・ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック【国交省】
- ・物資調達・輸送調整等支援システム運用及び操作説明書【内閣府】

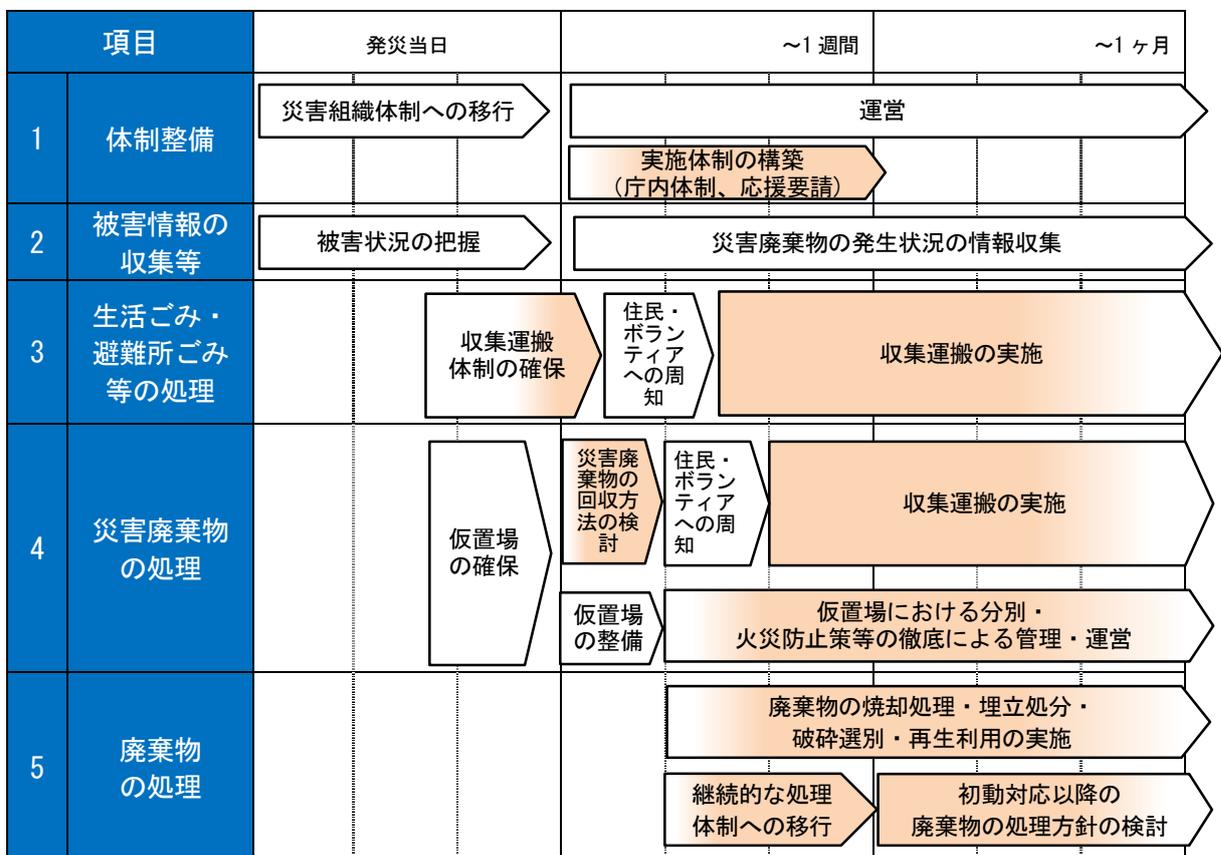
(4) 災害廃棄物の処理 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ

業務概要	通常生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常の生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置場の設置・管理・運営、住民・ボランティアへの周知、廃棄物処理を行う事業者との契約締結等による処理体制の確保等を行う。
------	---



※「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」(環境省)を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容(上記 箇所)

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、避難所ごみ等(仮設トイレなどのし尿含む)及び災害廃棄物の収集運搬の方針検討(収集運搬車両の派遣等) 実施体制の構築(庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) 廃棄物の処理方針の検討 国、県、市町村、支援団体等との調整
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物の収集運搬 仮置場の管理

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国	・環境省 ・地方環境事務所 など			
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	・建設事業団体 ・一般廃棄物事業者団体 ・産業廃棄物事業者団体 など			
その他関係機関				
ボランティア 団体				

■応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋外)	

■応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す本部及び現場に必要な職員等人数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて要請人数を見積もる。

(1) 本部に必要な職員等人数 ※被災規模に応じて検討

$$\left. \begin{array}{l}
 \text{①廃棄物担当部署のリーダー1人} \\
 \text{②廃棄物担当部署のサブリーダー1人} \\
 \text{③廃棄物担当部署職員2~4人}
 \end{array} \right\} + \alpha \left(\begin{array}{l}
 \text{④技術系職員 (土木部局等)} \\
 \text{⑤事務系職員 (総務・財政部局)} \\
 \text{⑥その他 (専門業者、専門家、} \\
 \text{コンサルタント等)}
 \end{array} \right)$$

(2) 1現場 (仮置場) あたりに必要な職員等人数

・搬入場所の出入口1ヶ所あたり職員等1~2人 (受付 (搬入物検査員) 等) を配置
 ※分別指導、荷下ろし補助、車両誘導、場内誘導、搬出車両のタイヤ洗浄、夜間警備等は業者委託のため算入せず

■必要な資機材等

地図には、通常時のごみ収集ルートや清掃工場、ごみステーション設置箇所、ガソリンスタンドなどの掲載があると応援職員等は活動しやすい

車両、地図、机、椅子、PC、プリンター、カメラ、Wi-Fi、携帯電話、ヘルメット、作業着、防塵マスク、手袋、雨具、防寒具 (詳細は以下手引きを参照) ※必要に応じて、応援職員等に持参を依頼

■指針・手引き等

- ・災害廃棄物対策指針・技術資料【環境省】
- ・災害関係業務事務処理マニュアル (自治体事務担当者用)【環境省】
- ・市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き【環境省】
- ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き【環境省】
- ・寄居町災害廃棄物処理計画

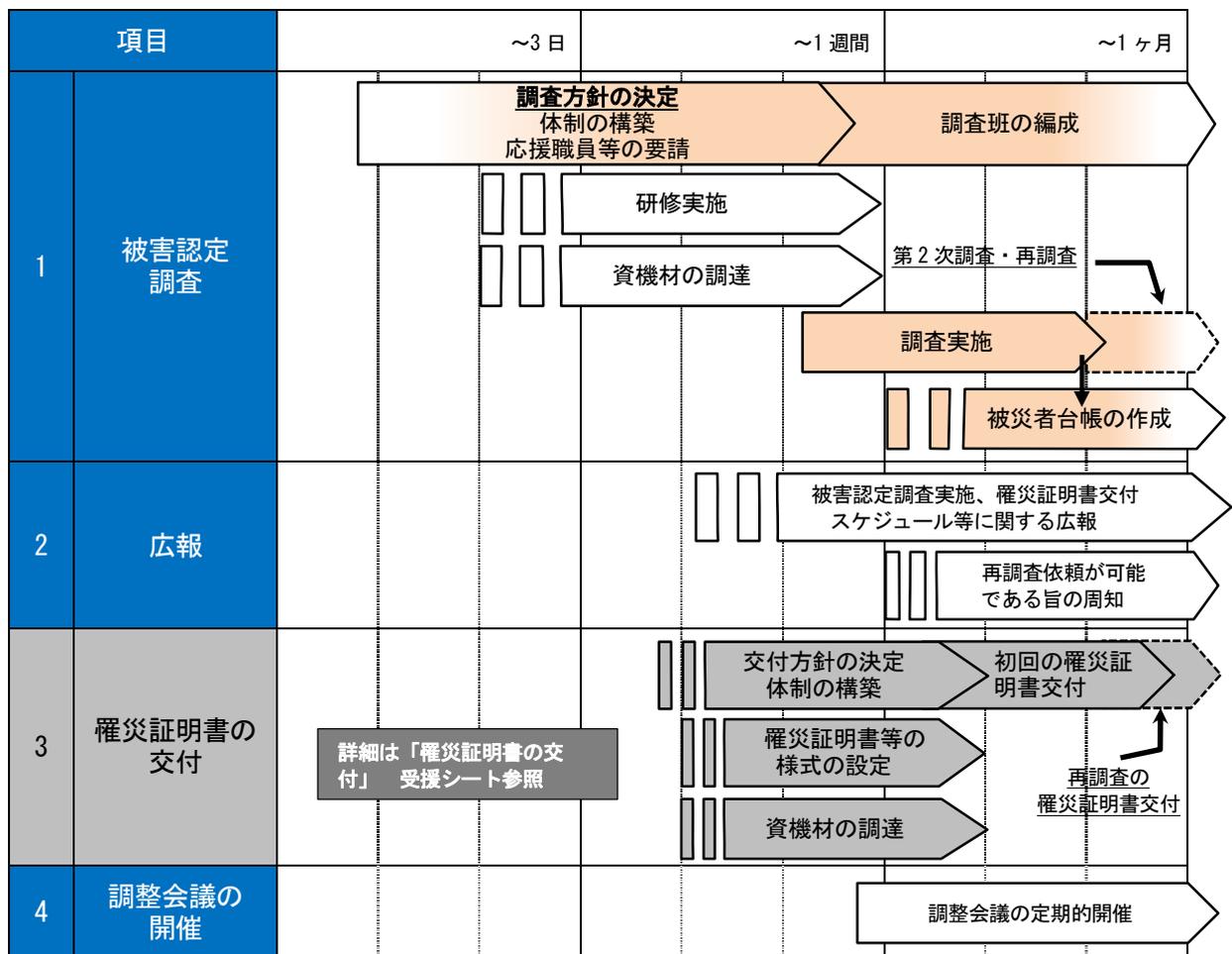
(5-1) 住家の被害認定調査 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ

業務概要	各種被災者生活支援策の判断材料となる罹災証明書を交付するため、内閣府の運用指針等に基づき、住家等の被害の程度を判定する被害認定調査を実施する。
------	---



※「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(内閣府)を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容(上記 箇所)

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方針の策定 ・実施体制の構築(庁内体制の調整、応援職員等の算定・調整等)
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での被害認定調査 ・被害認定調査結果の整理 ・被災者台帳の作成

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国				
協定締結 地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士会 ・ 建築家協会 ・ 建築士事務所協会 など 			
協定締結 事業者等				
その他関係機関				

■応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋外)	

■応援職員等の要請人数の考え方

- 応援職員等の要請人数を見積もる前に、下記を踏まえて「調査方針を決定」する。
- ・ 調査方針の決定に当たっては、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、被害状況に関する情報を発災後速やかに収集することが重要となる。
※現地概況調査のほか、航空写真、ハザードマップ等を活用し迅速に情報を収集する
 - ・ 収集した情報を基に、災害の種類、被害の規模等に応じて各調査方法の特徴を勘案し、方針を決定する（市町村単独で判断が困難な場合、総括支援チーム等の助言を受ける）。
〈各調査方法の特徴比較〉

	メリット	デメリット
本町全域 (全棟調査)	大規模地震等では被害が本町全域に広がるため、申請を待たず全ての住家を調査する方が効率的な場合がある。	市域が広い場合、調査棟数が多くなり、調査に要する期間が長くなる。
一部地域は全棟 +申請建物	水害など、被害地域が小さいエリアに固まっており移動距離が短い場合や、申請を待ってから現地調査を行うとより時間を要すると判断される場合、被害地域内については全ての住家を調査する方が、効率的な場合がある。	災害によっては全棟調査の範囲が明確になりにくい。 申請建物の調査は、地理的に近接している順に実施できない可能性があり、非効率となる可能性がある。
申請建物のみ	被害棟数が多くなければ、調査が必要とされている家屋のみを調査対象にする方が効率的な場合がある。	申請建物の調査は、地理的に近接している順に実施できない可能性があり、非効率となる可能性がある。 調査棟数の見積りが困難となり、必要な人員確保の見通しが立てにくい。

- 調査方針を決定した上で「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に記載されている「調査体制の構築（人員計算、調査事例等）」等を参照して応援職員等の要請人数を見積もる。

■必要な資機材等

机、椅子、PC、プリンター、車両、地図、腕章、調査票、バインダー、デジタルカメラ、巻尺、水平器、ヘルメット、作業着、筆記用具等（詳細は以下手引きを参照）※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

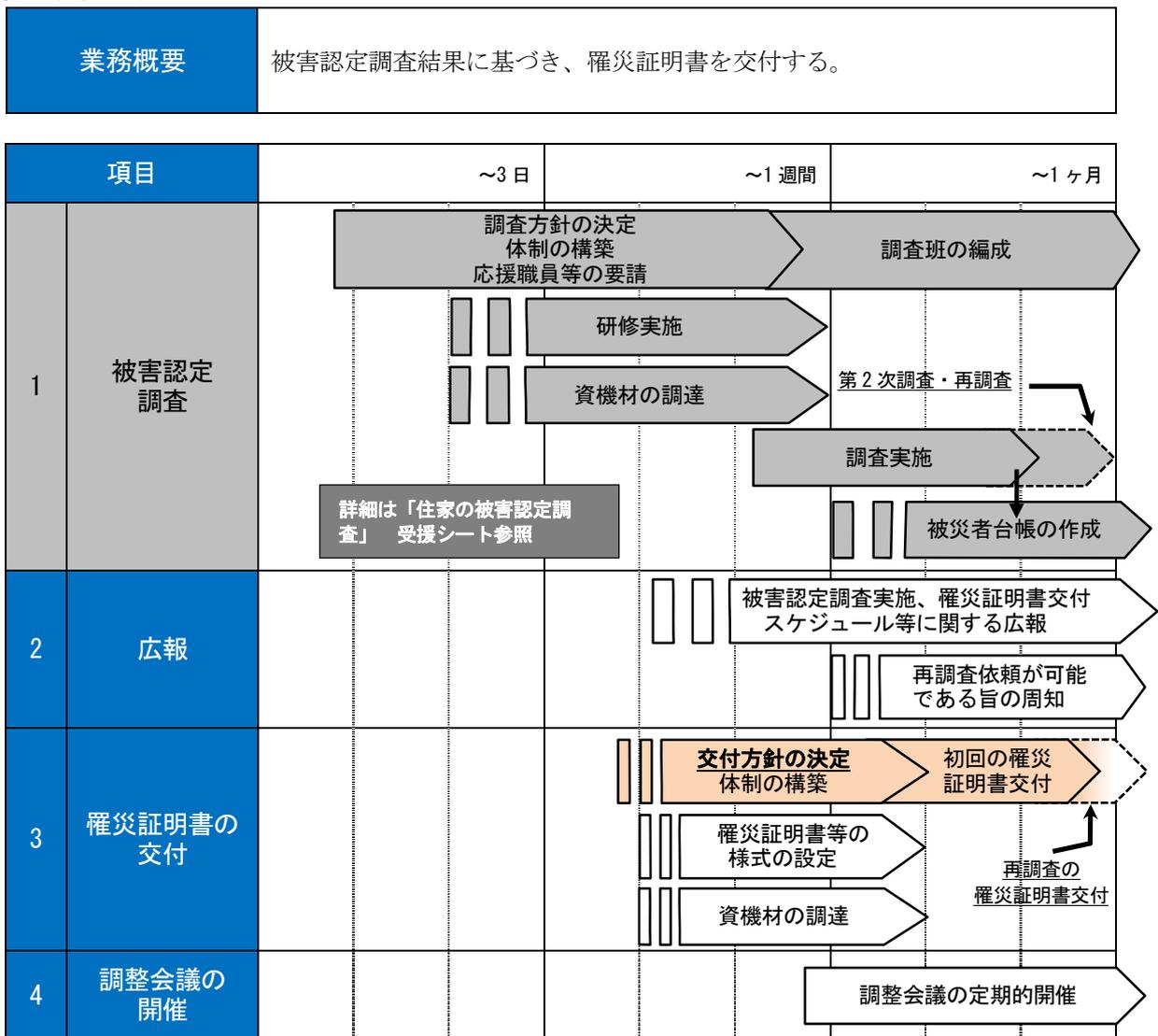
- ・ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針／参考資料【内閣府】
- ・ 住家被害認定調査票【内閣府】
- ・ 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き【内閣府】

(5-2) 罹災証明書の交付 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ



※「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(内閣府)を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容 (上記  箇所)

マネジメント 業務支援	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書交付方針の検討 実施体制の構築 (庁内体制の調整、応援職員等の算定・調整)
実務への 支援	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の受付に関する窓口業務 罹災証明書の交付

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国				
協定締結 地方公共団体				
その他関係機関				

■応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋外)	

■応援職員等の要請人数の考え方

- 応援職員等の要請人数を見積もる前に、下記を踏まえて「交付方針を決定」する。
- ・ 罹災証明書の交付については、被害認定調査担当と罹災証明書交付業務担当の連携が必須であるため、事前に役割を明確化することが重要である。
 - ・ 交付方針の決定に当たっては、被災世帯数や被害の地域的な広がり等を勘案し、より迅速に交付できる方法を決定する（本町単独で判断が困難な場合、総括支援チーム等の助言を受ける）。
 - ・ 交付方法については、主に、次の方法で実施されている。
 - ・ 窓口のみ：交付窓口を設定し、当該窓口でのみ罹災証明書を交付
 - ・ 窓口と郵送による交付：窓口での交付に加え、郵送により罹災証明書を交付
- ※避難所を巡回して罹災証明書を交付した例もある。
- 交付方針を決定した上で「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に記載されている「交付体制の整備（人員確保、交付体制の事例等）」等を参照して、応援職員等の要請人数を見積もる。

■必要な資機材等

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、携帯電話等（詳細は以下手引きを参照）※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

- ・ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針／参考資料【内閣府】
- ・ 住家被害認定調査票【内閣府】
- ・ 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き【内閣府】

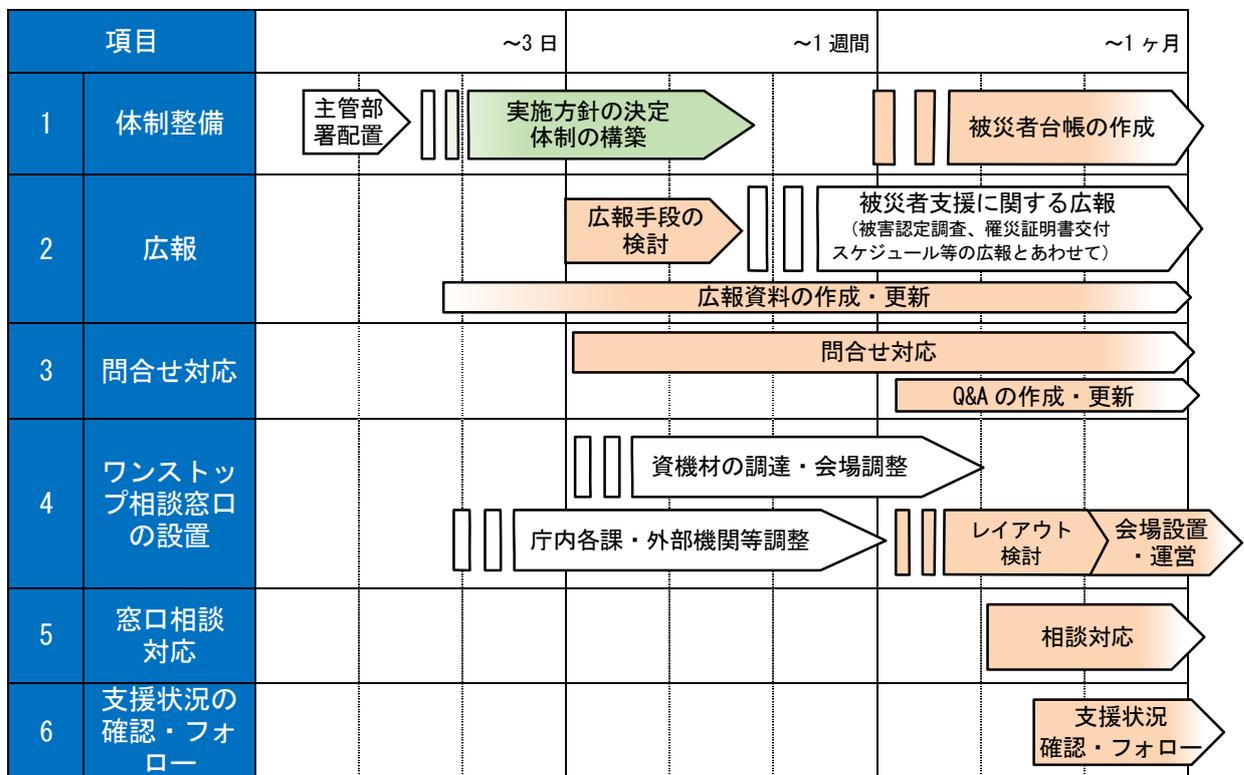
(6) 被災者支援・相談業務 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者			
受援担当者			

■業務の概要と流れ

業務概要	被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として電話による問合せ対応を行うとともに、生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。
------	---



※「災害時・被災者支援業務の手引き」（内閣府）を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援・相談業務に関する実施方針の検討 実施体制の構築（庁内外の体制調整、応援職員等の算定・調整等） ワンストップ相談窓口のレイアウト検討
実務への 支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成 広報資料の作成・更新 広報手段の検討 電話での問い合わせ対応 Q&Aの作成・更新 ワンストップ相談窓口会場設置・運営 窓口相談対応 支援状況確認・フォロー

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
県				
国				
協定締結 地方公共団体	・ 県内 ・ 友好都市 など			
協定締結 事業者等	・ 行政書士会 ・ 弁護士会 など			
その他関係機関				

■応援職員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	
現場 (屋内)	

■応援職員等の要請人数の考え方

<p>【留意事項】</p> <p>○大規模災害時には、各種生活再建支援策に関して総合的に情報を提供するとともに、被災者からの相談・申請受付等を一貫して行い、被災者の様々なニーズに対応するワンストップ相談窓口を設置する。</p> <p>○被災者の生活再建の第一歩となる罹災証明書の交付と連携しながら窓口設置・相談対応を行うことで被災者負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>【応援要請の考え方】</p> <p>○問合せ対応では、設置する電話回線数と交代要員も含めて要請人数を見積もる（被害規模等に応じて、電話相談業務をコールセンターとして委託することも検討する）。</p> <p>○ワンストップ相談窓口では、1 窓口あたり職員 2 名での対応を基本とし、設置する窓口数と交代要員も含めて要請人数を見積もる。</p> <p>○本庁のワンストップ相談窓口（総合相談窓口）とは別に被害程度が甚大な地域に、出先機関等で別途相談窓口等を設置する場合は、その要員についても要請人数に含める。</p> <p>○申請書類の整理・入力等、バックオフィスでの事務処理も膨大となることから、窓口対応とバックオフィスの事務処理で役割分担することも有効である。</p>
--

■必要な資機材等（ワンストップ相談窓口他）

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、電話、整理券、案内板・各窓口表示看板、通信環境（LAN、庁内 LAN）等

■指針・手引き等

<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援に関する各種制度の概要【内閣府】 ・災害時・被災者支援業務の手引き【内閣府】

■様式 30 『応急仮設住宅設置要領（提出書類）』

請 書

様式 1

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

寄居町長 印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

1 設置戸数 戸

2 規模構造 円以内

3 着工期日 年 月 日まで

4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき
応急仮設住宅の設置事業を行う。

応急仮設住宅に入居する者の名簿

様式 2

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

(寄居町)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

(注)世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

様式 3

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

寄居町長

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号をもって委任された標記住宅については、下記のとおり着工したの
でお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工届の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

様式 4

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

寄居町長

印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号をもって委任された標記住宅については、下記のとおり着工したの
でお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 町の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

請 求（概算・精算）書

様式5

請 求（概算・精算）書

一金 円也

ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分上記のとおり請求します。

年 月 日

埼 玉 県 知 事

寄居町長

印

添付書類 支出調書及び領収書の写

■様式 31 『り災都市借地借家臨時処理法の申請』

り災都市借地借家臨時処理法の申請

国土交通大臣あて

寄居町長

り災都市借地借家臨時処理法の申請について

年 月 日発生した による災害の寄居町の被害は、下記のとおりであり、り災地域の借地借家の権利関係について種々問題が起こり、住宅の復興を阻害するおそれがあると予想されるので、り災都市借地借家臨時処理法の適用方申請します。

1 被害状況

(1) り災戸数（全壊（焼）、流出、その他）

(2) り災地帯

2 り災土地中借地の比率

3 り災家屋中借家の比率

4 その他

■様式 32 『放射性物質事故災害情報収集・通報受理票』

放射性物質事故災害情報収集・通報受理票

受理日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	受理者 (所属)	()
提供・ 通報者	住 所		
	氏 名	※ 公共機関の場合は名称 (電話)	
発生日時	年 月 日 () 時 分		
発生場所			
件 名			
事故等 の概要	① 事故等の種類 (放射性物質の種類・量) ② 原因及び状況 ③ 死傷者等の人身事故の有無及び負傷の程度 ④ 被ばく又は汚染の有無 ⑤ 事故等の拡大の有無 (輸送容器の損傷、漏えい徴候の有無、現場近くの火災発生あるいは可燃物、爆発物の有無等) ⑥ 線量当量率測定結果 ⑦ 輸送物の表面密度測定結果及び漏えいの有無 ⑧ 現在講じている措置の概要 ⑨ 必要とする専門家		
	被災者	※住所、氏名、年齢、性別等判明している場合に記入	
事故等に 係る処理	処理日時	年 月 日 () 時 分	
	処理概要		
	連絡先	担当者	(電話)

